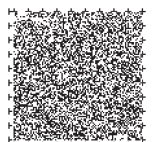


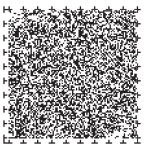
閲覧用

第 9 期 相 模 原 市 高 齢 者 保 健 福 祉 計 画 案

相模原市

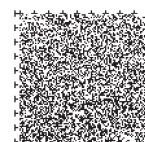
この冊子の各ページの右下又は左下にある四角い網目模様は「音声コード（Uni-Voice(ユニボイス)）」とい
います。活字読み上げ装置や、音声コードに対応したアプリケーションソフトをインストールしたスマート
フォンで読み取らせると、内容を音声で聞くことができます。



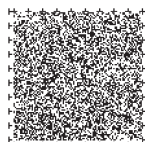


目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画の趣旨.....	3
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の背景（国の政策等）.....	5
(1) これまでの高齢者福祉政策の流れ.....	5
(2) 地域共生社会の実現に向けて.....	6
(3) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築.....	7
(4) 第9期介護保険事業計画に対する国の考え.....	8
5 計画の策定体制.....	9
6 計画の評価・点検.....	10
(1) 進行管理.....	10
(2) 日常生活圏域における地域の取組の支援.....	10
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題.....	11
1 高齢者の現状と将来予測.....	12
(1) 本市における高齢者人口・世帯等の状況.....	12
(2) 本市における介護保険の状況.....	16
(3) 制度の狭間にいる人などへの支援について.....	21
2 前計画の振り返り.....	22
3 本市の課題.....	24
(1) 生涯現役（人生100年時代）を目指して.....	24
(2) 在宅医療・介護の連携や認知症施策の更なる推進に向けて.....	24
(3) 必要な方に必要なサービスが届く安心なサービス提供体制の実現に向けて.....	24
(4) 連携を通じて円滑に多様な支援を提供できる体制づくりに向けて.....	25
(5) 安心して住み続けられるまちを目指して.....	25
第3章 計画の基本的な考え方.....	27
1 基本理念.....	28
2 基本目標.....	29
3 計画の体系.....	36
4 重点的な取組事項.....	38
(1) 介護予防・健康づくりの取組.....	38
(2) 在宅医療・介護連携と認知症施策の推進.....	39
(3) 高齢者を支える基盤の整備.....	40
(4) 包括的な支援体制の整備.....	40



第4章 施策の展開.....	41
基本目標1 生きがい・介護予防施策等の推進.....	42
施策の方向性1 介護予防・健康づくり等の推進.....	42
施策の方向性2 高齢者の社会参加の推進.....	51
施策の方向性3 高齢者の生きがいづくりの推進.....	53
基本目標2 在宅医療・介護連携と認知症施策等の推進.....	55
施策の方向性1 在宅医療・介護連携の推進.....	55
施策の方向性2 認知症施策の推進.....	61
施策の方向性3 高齢者の権利擁護の推進.....	62
基本目標3 介護サービス基盤の充実.....	65
施策の方向性1 介護人材の確保・定着・育成.....	65
施策の方向性2 介護サービスの質の向上.....	69
施策の方向性3 業務効率化の取組の強化.....	71
施策の方向性4 介護サービス基盤の適切な整備.....	73
基本目標4 地域のネットワークづくりの強化.....	77
施策の方向性1 地域のネットワークづくりの推進.....	77
施策の方向性2 包括的支援体制・相談支援ネットワークの充実.....	82
基本目標5 高齢者の多様な居住環境の実現.....	85
施策の方向性1 高齢者の居住安定に係る施策の推進.....	85
施策の方向性2 災害や感染症への備え.....	89
第5章 日常生活圏域の現状と課題及び取組の方向性.....	91
1 日常生活圏域.....	92
2 日常生活圏域の現状と課題及び取組の方向性.....	95
第6章 認知症施策推進計画.....	97
1 基本理念.....	98
2 基本目標.....	99
3 認知症施策の展開.....	100
基本目標1 認知症への理解を深めるための普及啓発と本人からの発信支援の推進.....	100
基本目標2 医療・ケア・介護サービス、介護者への支援.....	102
基本目標3 若年性認知症の人への支援、社会参加支援、認知症の備え、 認知症バリアフリーの推進.....	104
4 認知症施策の推進に係る指標.....	107
第7章 介護保険事業量及び介護保険料.....	109
資料編.....	111
1 計画策定の経過.....	112
2 用語解説.....	117



第1章

第2章

第3章

第4章

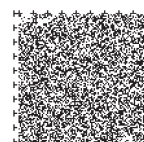
第5章

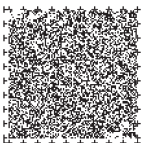
第6章

第7章

資料編

第1章 計画の概要





1 計画の趣旨

第9期相模原市高齢者保健福祉計画（以下「本計画」といいます。）は、高齢者がいきいきと充実した生活を送れるよう、超高齢社会をめぐる様々な課題に対し、基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにすることを目的とした計画です。

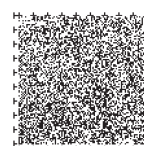
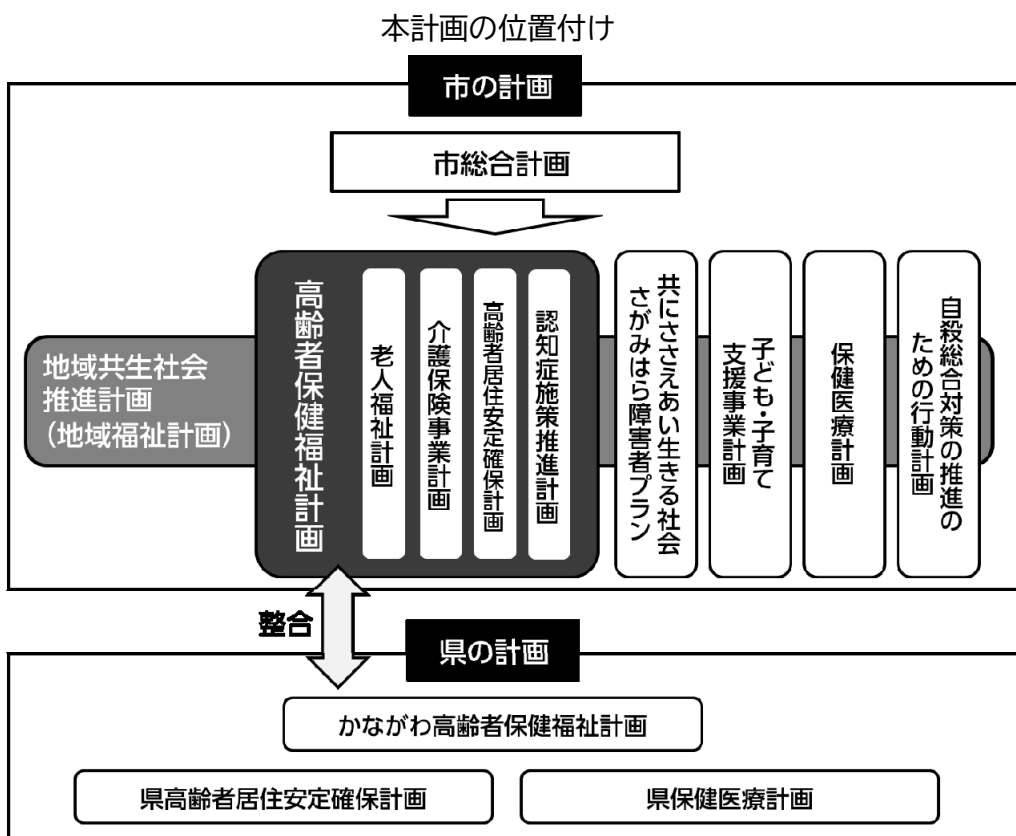
2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定による「市町村老人福祉計画」と、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定による「市町村介護保険事業計画」、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条の2第1項の規定による「市町村高齢者居住安定確保計画」を一体的なものとして策定する、高齢者の保健福祉事業や住宅政策、介護保険制度に関する総合的な計画です。

また、新たに施行される、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条第1項の規定による「市町村認知症施策推進計画」を本計画に含め、これらの4計画を合わせて「相模原市高齢者保健福祉計画」として位置付けています。

本計画の内容は、上位計画である「市総合計画」、その部門別計画で関連のある「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」及び「市子ども・子育て支援事業計画」、「市保健医療計画」、「市住生活基本計画」等と調和を保つものとし、「県保健医療計画」等との整合を図るものとなります。

また、本計画は、福祉全般の共通する事項を幅広く定める「市地域共生社会推進計画（第5期市地域福祉計画）」と連携するものとなります。



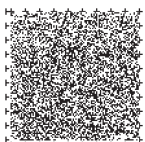
3 計画の期間

本計画の計画期間は、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7（2025）年を含む、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

なお、本計画は第5期計画からの「地域包括ケアシステム」の推進に向けた取組を継続し、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた、地域における持続可能な支えあいの仕組みの実現を目指す計画とします。

本計画の計画期間

令和3 2021年度	令和4 2022年度	令和5 2023年度	令和6 2024年度	令和7 2025年度	令和8 2026年度	令和9 2027年度	令和10 2028年度	令和11 2029年度
<ul style="list-style-type: none"> ・第3期障害者計画 H30~R5 ・第6期相模原市障害福祉計画 R2~R5 ・第2期障害児福祉計画 R2~R5 								



4 計画の背景（国の政策等）

（1）これまでの高齢者福祉政策の流れ

わが国では、介護や支援を必要とする高齢者を社会全体で支えていく仕組みとして、平成12（2000）年に介護保険制度が創設されました。介護保険制度は、高齢者を取り巻く社会状況の変化等に応じて、原則として3年に一度、制度の見直し・改正が行われ、必要に応じて新たなサービス等が創設されています。

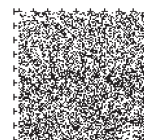
また、平成24（2012）年の介護保険制度改正においては、認知症高齢者の増加等を踏まえて、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組の推進が盛り込まれました。

このような国の高齢者福祉政策の動向を踏まえ、本市では、平成24（2012）年度より始まった第5期市高齢者保健福祉計画以降、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7（2025）年を見据え、本市の地域特性を踏まえた「地域包括ケアシステム」の推進に取り組んでいます。

これまでの介護保険制度の改正内容

第1期 (平成12年度～)	<input type="checkbox"/> 平成12年介護保険法施行 … 介護保険制度の導入 ・介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みとして、介護保険制度が導入され、介護保険サービスの提供が始まりました。
第2期 (平成15年度～)	<input type="checkbox"/> 平成17年改正 … 介護予防の重視、施設給付の見直し等 ・介護予防給付の新設、地域包括支援センターや地域支援事業の制度化など、介護予防を重視した改正が行われました。また、同時期に施設給付の見直し、地域密着型サービスの創設なども行われています。
第3期 (平成18年度～)	<input type="checkbox"/> 平成20年改正 … サービス事業者の業務管理体制の整備等 ・利用者の保護と介護保険事業運営の適正化を図るため、サービス事業者の業務管理体制の整備の義務付け等の制度改正が行われました。
第4期 (平成21年度～)	<input type="checkbox"/> 平成24年改正 … 地域包括ケアの推進等 ・サービス利用者数や高齢者のみの世帯が増加する一方、介護人材の確保が喫緊の課題となっていることを受け、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の実現を図ることが掲げられ、その実現に向けた本格的な取組が始まりました。
第5期 (平成24年度～)	<input type="checkbox"/> 平成26年改正 … 地域支援事業の充実、低所得者の保険料軽減割合の拡大等 ・地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実、また予防給付を地域支援事業に移行し、多様化を図ることを目指して「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。同時期に、特別養護老人ホームの重点化や、費用負担の公平化を図るための改正も行われています。
第6期 (平成27年度～)	<input type="checkbox"/> 平成29年改正 … 地域包括ケアシステムの深化・推進、制度の持続可能性確保等 ・地域包括ケアシステムの「深化・推進」を掲げ、保険者機能の強化や医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進等が図られることになりました。また、介護保険制度の持続可能性を確保するため、高所得者の負担見直し等も行われました。
第7期 (平成30年度～)	<input type="checkbox"/> 令和2年改正 … 地域共生社会の実現 ・地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等が行われました。
第8期 (令和3年度～)	

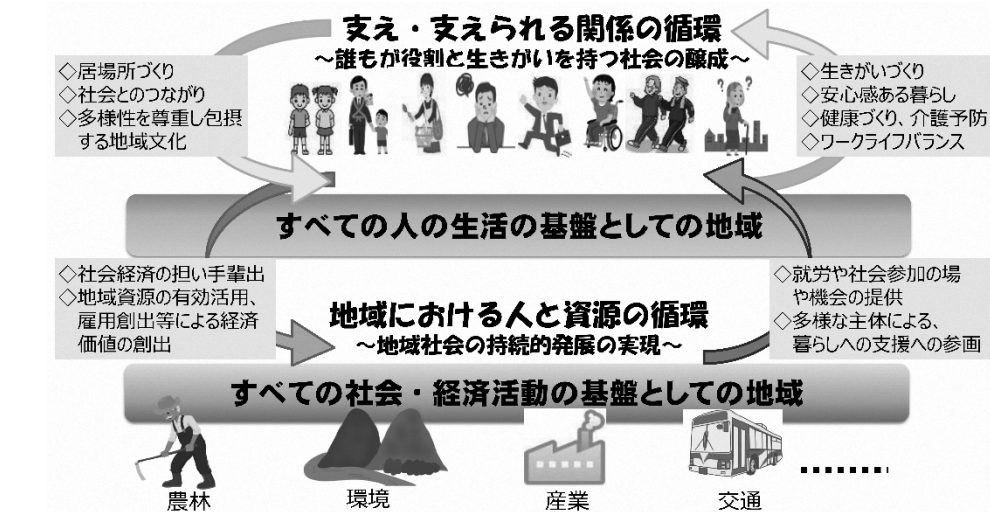
資料：厚生労働省資料より本市作成



(2) 地域共生社会の実現に向けて

平成 29 (2017) 年の社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) の改正では、地方自治体等が取り組むべき課題として、「地域共生社会」に向けた取組の推進が盛り込まれました。これを踏まえた介護保険制度の改正で、「高齢者」、「障害者」といった個別分野に限定されない、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の構築や、地域特性に対応した認知症施策、介護サービス提供体制の整備の推進等が盛り込まれました。

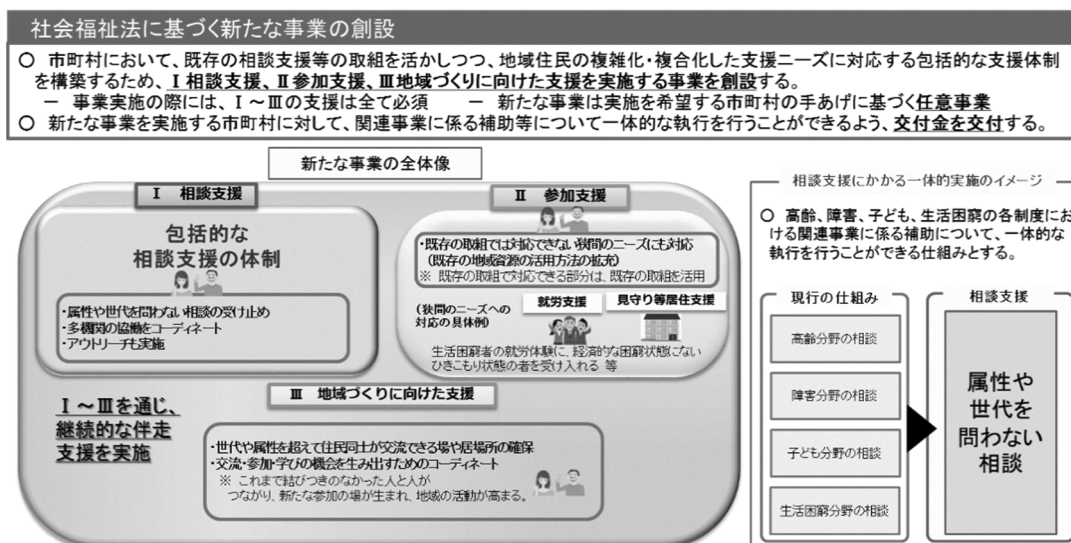
「地域共生社会」とは



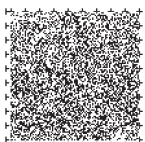
資料：厚生労働省資料

また、令和 2 (2020) 年の社会福祉法の改正により、地域住民の複合化・複雑化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

令和 2 (2020) 年の社会福祉法等の改正の概要



資料：厚生労働省資料



(3) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築

令和5（2023）年5月に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が成立しました。

この法律は、医療、介護、少子化対策など、社会保障全般に関係するものであり、介護保険関係では「医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化」等に関する改正が盛り込まれています。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律における介護保険関係の主な改正事項

I. 介護情報基盤の整備

- 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施

II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

- 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備

III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

- 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進

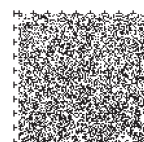
IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

- サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める

V. 地域包括支援センターの体制整備等

- 地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備

資料：厚生労働省会議資料より抜粋



(4) 第9期介護保険事業計画に対する国の考え

国は、第9期介護保険事業計画の期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7(2025)年を迎えること、また、高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれていること、更に、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標について、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要であるとし、計画において充実すべき事項を示しています。

国の基本指針に基づく、第9期計画において記載を充実する事項(案)
(令和5年7月)

- ①介護サービス基盤の計画的な整備
- ②地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- ③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

資料：厚生労働省会議資料より抜粋

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

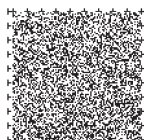
平成27(2015)年9月の国連サミットでは、持続可能で「誰一人取り残さない」社会を実現するため、令和12(2030)年までに達成すべき17の「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられました。

「持続可能な開発」とは、今だけでなく未来も、自分だけでなく誰もが、自分の能力を發揮しながら満足して暮らせるようにすることです。

本計画の推進に当たっては、高齢者を取り巻く複合的な課題への対応に向けて、包括的な支援体制の整備を推進します。

<達成すべき17の開発目標>

<本計画に関連する主なSDGs>

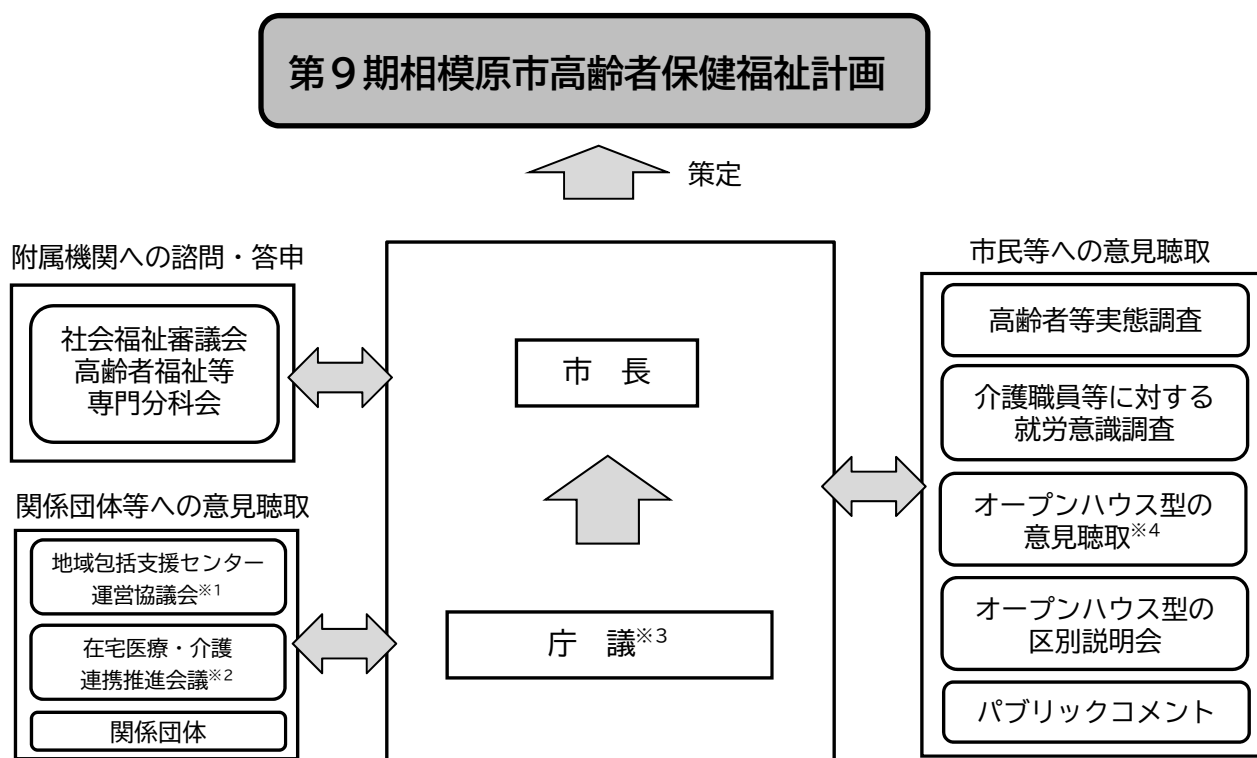


5 計画の策定体制

本計画は、学識経験者、医療関係者、福祉関係者等で構成される市の附属機関である「相模原市社会福祉審議会 高齢者福祉等専門分科会」への諮問・答申を経て、策定しました。

また、策定過程においては、関係機関・団体等への意見聴取を行ったほか、市民等からの意見を広く計画に反映させるため、市民等に対するアンケート調査（高齢者等実態調査、介護職員等に対する就労意識調査）、パブリックコメント及びオープンハウス型の意見聴取を実施しました。

本計画の策定体制

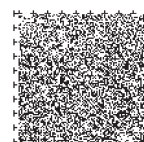


※1 地域包括支援センター運営協議会
医師、関係団体から推薦された者及び市民で構成

※2 在宅医療・介護連携推進会議
関係団体から推薦された者及び学識経験者で構成

※3 庁議
市の行政運営の基本方針、重要施策などを審議するとともに、各局区の相互の総合調整を行い、市政運営の適切かつ効果的な執行を推進するための会議

※4 オープンハウス型の意見聴取
市内各所において、パネル展示により市の現状や施策などについて説明し、市民の方からアンケートにより意見を伺う取組

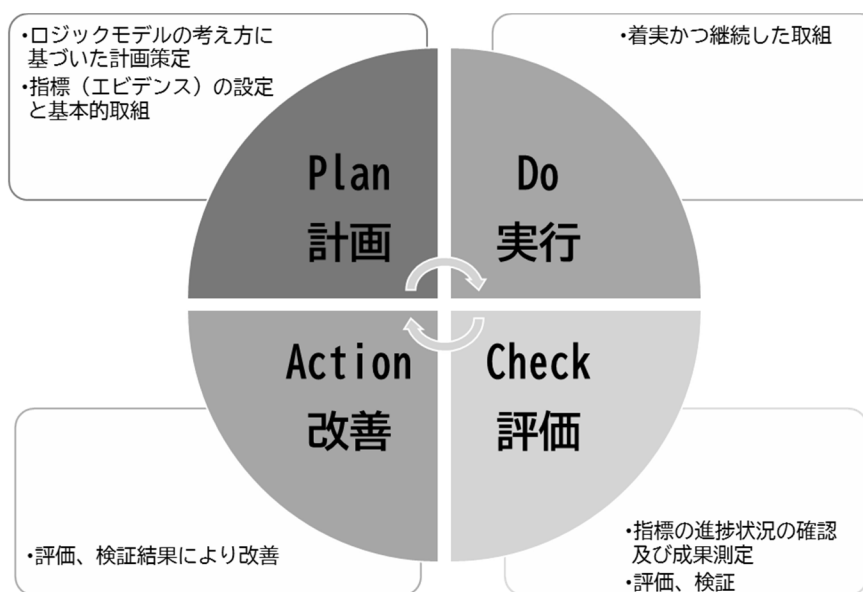


6 計画の評価・点検

(1) 進行管理

本計画の進行管理に当たっては、PDCAサイクルの考えに基づき、ロジックモデル^{※1}の考え方を踏まえ構築した計画の体系に基づく取組の振り返りや、基本目標毎に設定した指標（エビデンス^{※2}）の進捗状況を確認するとともに、「相模原市社会福祉審議会 高齢者福祉等専門分科会」等の意見を適宜伺いながら、評価・検証を行い、それに基づいた改善につなげることでより目標の着実な達成を図ります。

PDCAサイクルの考え方

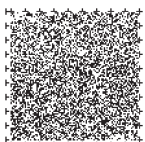


※1 ロジックモデル
目標達成のための、政策手段と目的の論理的なつながりを明確化したもの

※2 エビデンス
ロジックの裏付けとなる根拠

(2) 日常生活圏域における地域の取組の支援

地域ケア会議地域づくり部会での地域課題を踏まえた今後の地域活動や取組の検討に当たり、地域分析などを実施し、必要な情報を提供するとともに、その取組を支援します。



第1章

第2章

第3章

第4章

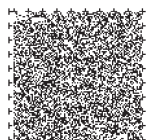
第5章

第6章

第7章

資料編

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題



1 高齢者の現状と将来予測

(1) 本市における高齢者人口・世帯等の状況

ア 高齢者人口の動向

令和7（2025）年には、いわゆる「団塊の世代」が全員、後期高齢者（75歳以上）となり、また、令和22（2040）年には、いわゆる「団塊ジュニア世代」が高齢者（65歳以上）となるなど、今後の高齢者福祉施策のあり方を考える上で重要な節目を迎えることとなります。

近年の本市の高齢者人口の動向を見ると、高齢化率は上昇傾向にあり、令和5（2023）年の高齢化率は25.9%と、約4人に1人が高齢者となっています。

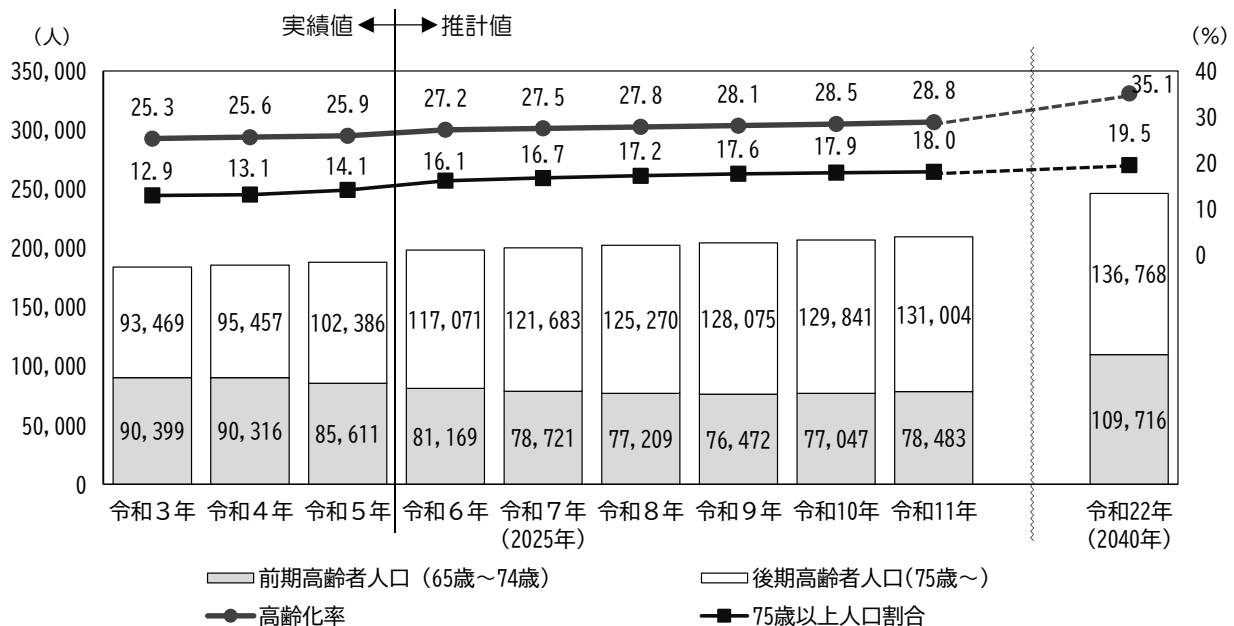
また、将来推計人口を見ると、令和7（2025）年には総人口の27.5%、令和22（2040）年には総人口の35.1%が高齢者になると見込まれています。

さらに、後期高齢者については、令和7（2025）年は121,683人と推計されており、高齢者人口200,404人の約6割を占めることとなります。

なお、令和5（2023）年時点の本市全体の高齢化率は25.9%となっていますが、高齢化率が約40%の地域や約20%の地域もあり、市内で高齢化の進行状況に地域差が生じています。

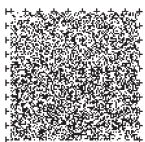
（地域ごとの高齢化率は94ページを参照）

高齢者数と高齢化率の推移



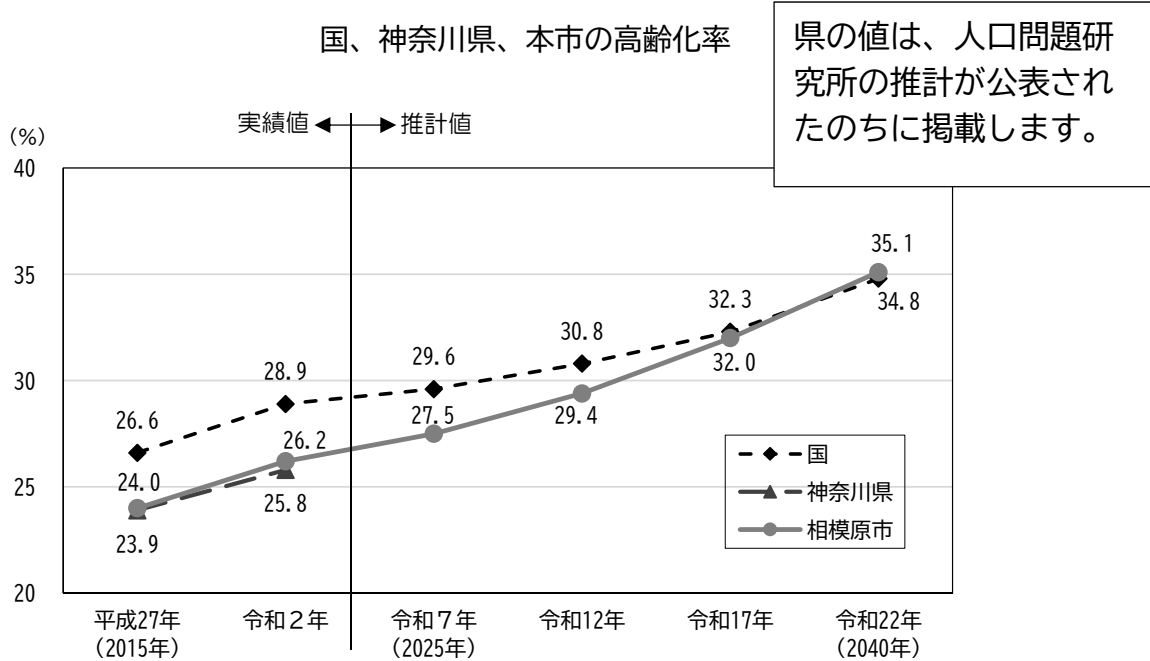
資料：本市推計人口、本市将来推計人口（参考値）

注：各年1月1日現在の推計人口（年齢不詳分を各年齢に按分したものを表示）、令和6年以降は推計値



イ 国、神奈川県との高齢化率の比較

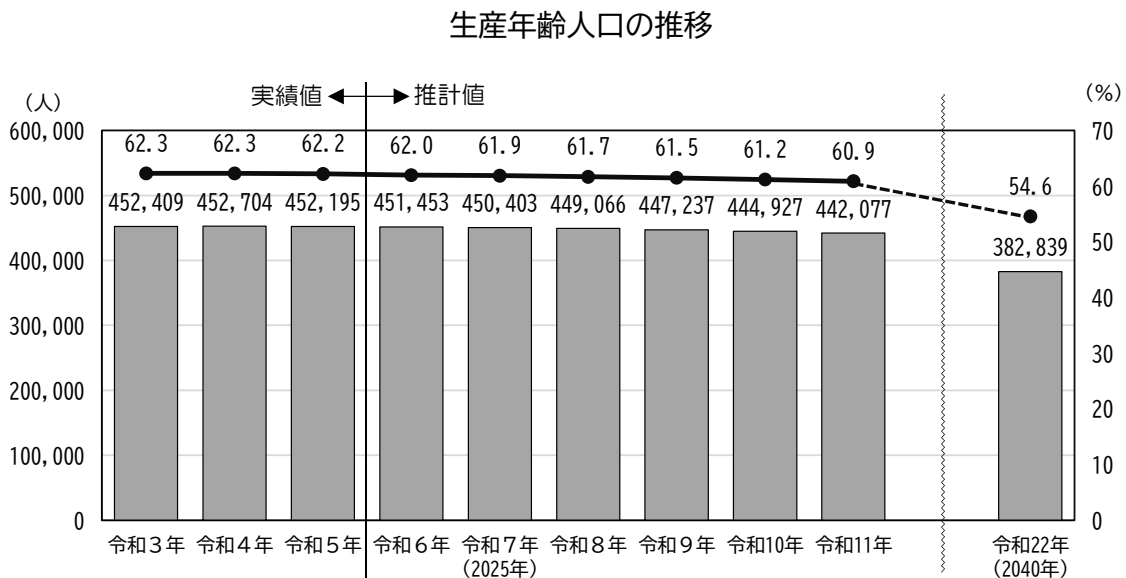
高齢化率について、平成 27（2015）年の実績値と令和 22（2040）年の推計値を比較すると、国では 8.2 ポイント、神奈川県では●●ポイントの上昇となっていますが、本市は 11.1 ポイントの上昇であり、国や県よりも急激に高齢化が進むことが見込まれます。



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（平成 29 年推計）」、本市推計人口、本市将来推計人口（参考値）

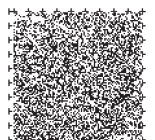
ウ 生産年齢人口の動向

令和 22（2040）年には、生産年齢人口（15 歳から 64 歳まで）が 382,839 人となり、令和 5（2023）年の 452,195 人から約 15%減少することが見込まれています。



資料：本市推計人口、本市将来推計人口（参考値）

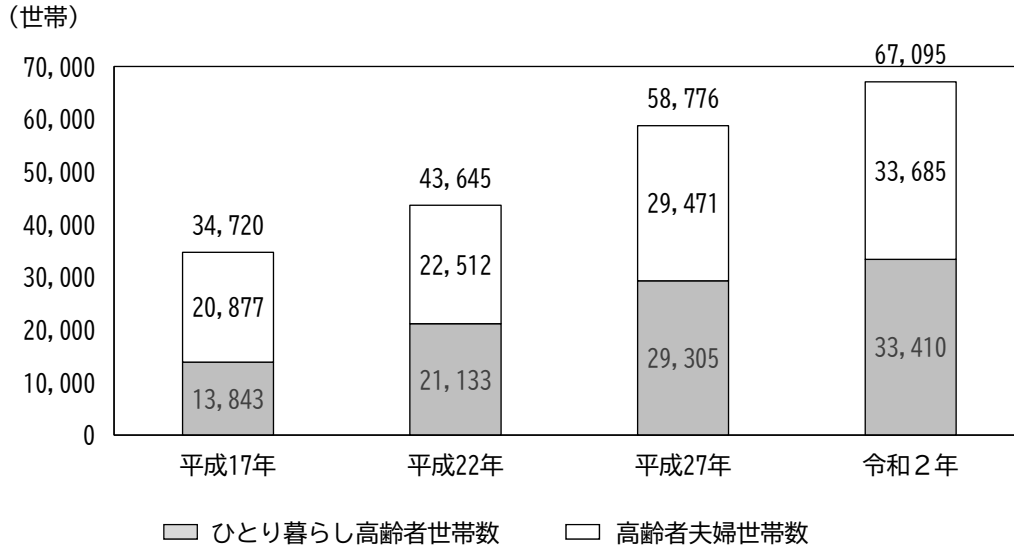
注：各年 1 月 1 日現在の推計人口（年齢不詳分を各年齢に按分したものを表示）、令和 6 年以降は推計値



エ 高齢者世帯数の推移

ひとり暮らし高齢者世帯数や高齢者夫婦世帯数（夫婦のみで居住し、夫婦ともに65歳以上の世帯）は増加が続いており、いわゆる「老老介護」の状態にある世帯など、支援を必要とする世帯の増加が見込まれています。

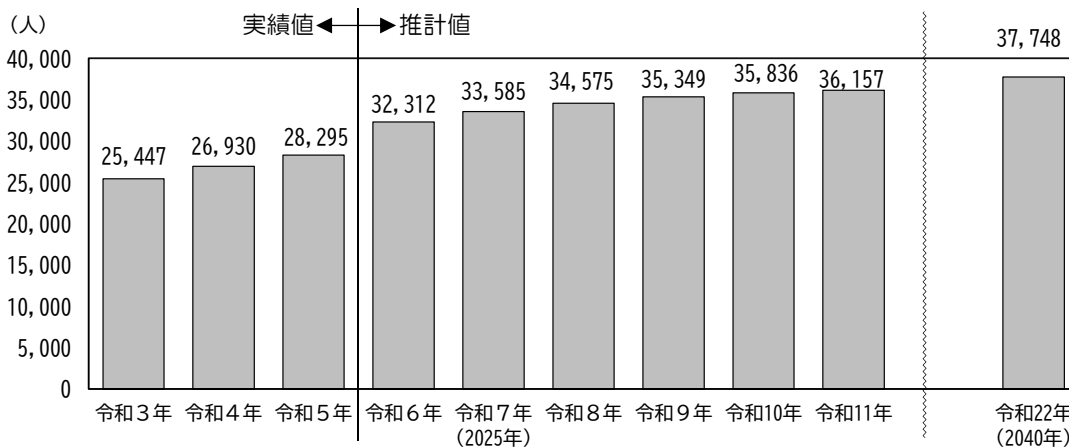
ひとり暮らし高齢者世帯数及び高齢者夫婦世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」

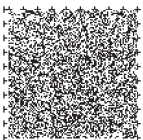
ひとり暮らしの高齢者は、今後、更に増加していくことが予想されており、本市の推計では、令和7（2025）年には75歳以上のひとり暮らしの高齢者が33,585人、令和22（2040）年には令和5年の約1.33倍である37,748人になると見込まれています。

75歳以上のひとり暮らし高齢者数の推移と将来推計



資料：住民基本台帳、本市推計

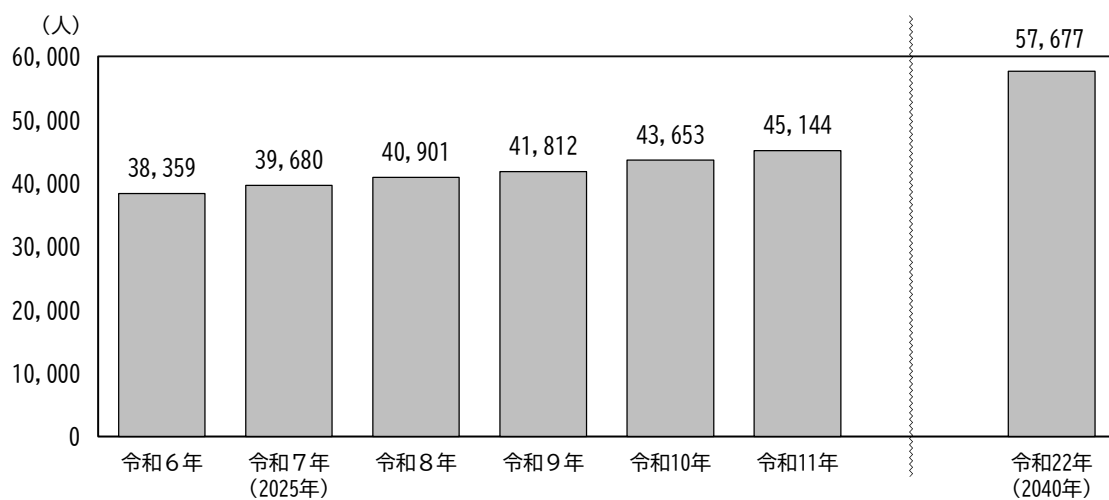
注：令和5年までは各年5月31日現在の実績値、令和6年以降は各年10月1日時点の推計値



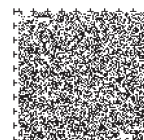
オ 認知症高齢者数の将来推計

認知症高齢者数は、今後増加することが予測され、令和7（2025）年には39,680人、令和22（2040）年には57,677人になると推計しています。

認知症高齢者数の将来推計



資料：本市推計



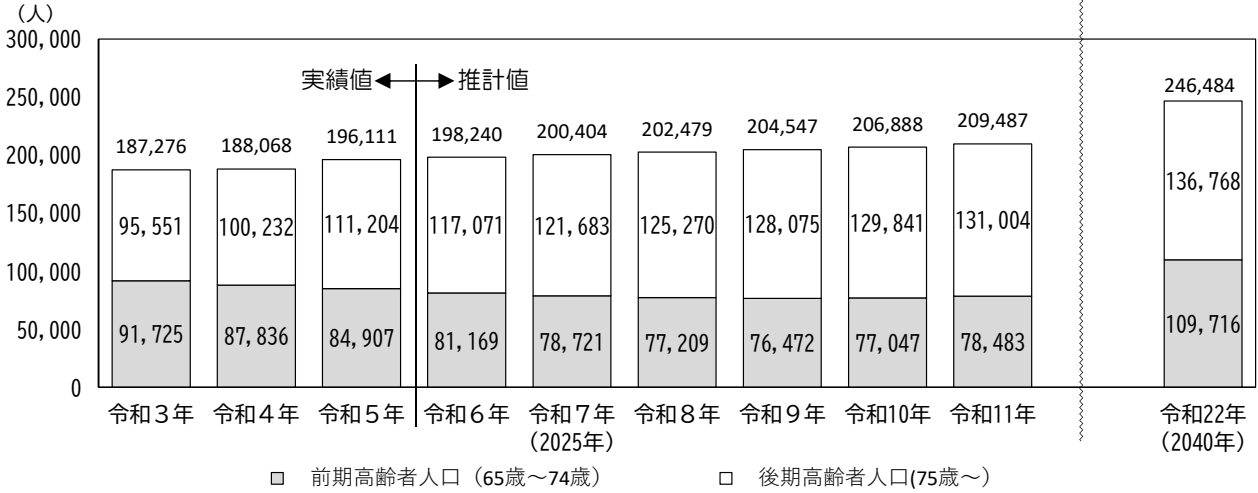
推計値は現時点での推計であり、今後施策の反映等により精査、修正します。
 また、令和5年度の実績値は、令和5年9月末日の数字が確定次第、更新します。

(2) 本市における介護保険の状況

ア 第1号被保険者数の推移

令和5（2023）年の第1号被保険者数は196,111人であり、令和7（2025）年には約1.02倍（200,404人）、令和22（2040）年には約1.26倍（246,484人）になると推計しています。

本市の介護保険第1号被保険者数の推移

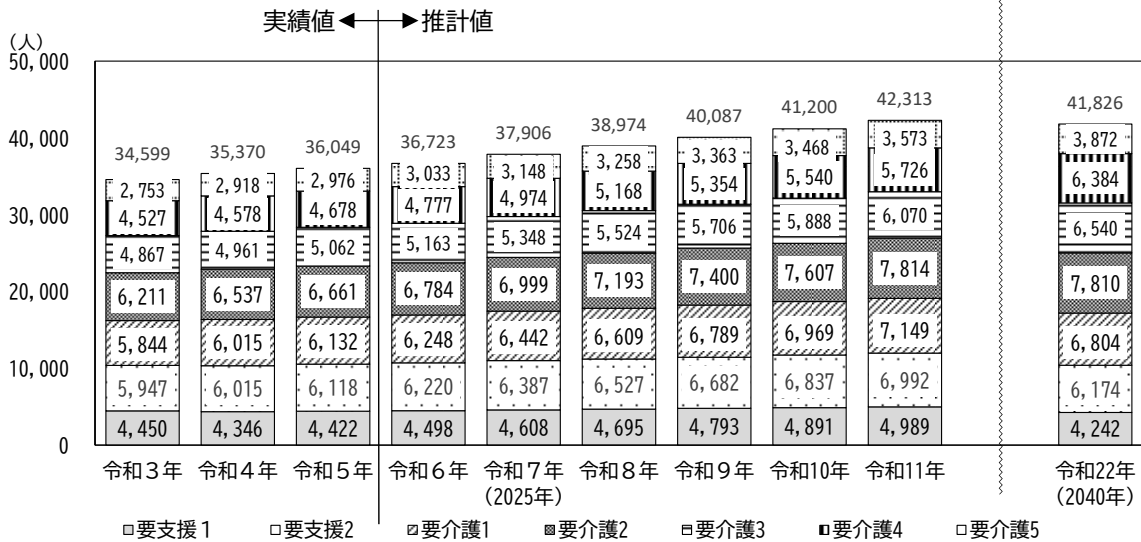


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」、市推計資料
 注：数値は各年9月末日、令和6年以降は本市推計

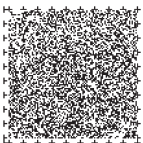
イ 要介護・要支援認定者数の推移

要介護・要支援認定者数は、令和5（2023）年は36,049人であり、令和11（2029）年には約1.17倍（42,313人）になると推計しています。また、令和22（2040）年には、令和11（2029）年の推計値と比べると認定者数は減少していますが、要介護3以上の認定者数の増加が見込まれています。

本市の要介護・要支援認定者数の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」、市推計資料
 注：数値は各年9月末日。第2号被保険者を含む。令和6年以降は本市推計



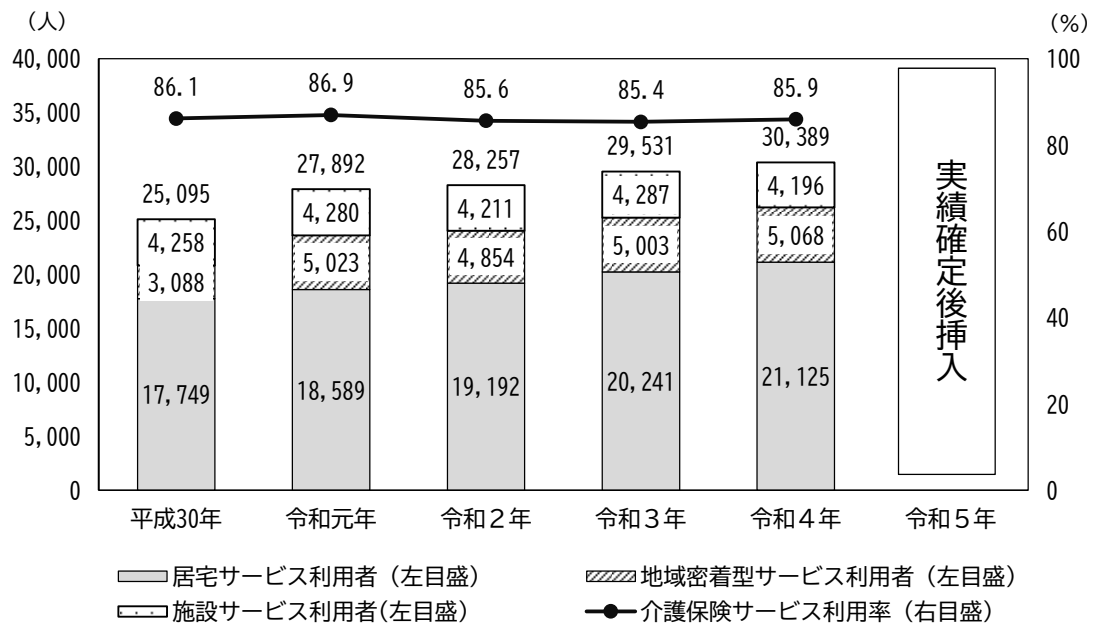
ウ 介護保険サービス利用状況の推移

介護保険サービスの利用者数は、平成30（2018）年は25,095人であり、令和5（2023）年には約●倍（●●人）で●●人の増加となっています。

増加の内訳を見ると、地域密着型サービスの利用者が●●人増加しており、次いで居宅サービスの利用者が●●人、施設サービスの利用者が●●人増加しています。

また、本市における介護保険サービス利用率は、令和2（2020）年以降、80%台半ばで推移しています。

本市の介護保険サービス利用者数の推移

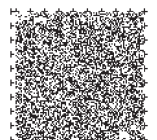


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」

注：数値は各年9月末日現在の実績値。第2号被保険者を含む。

「介護保険サービス利用率」は、介護保険サービス利用者数の合計を要介護・要支援認定者数で除して算出した。

介護保険サービス利用者数は、居宅サービス利用者、地域密着型サービス利用者及び施設サービス利用者の合計であり、介護保険サービスの利用延べ人数



【参考：介護保険サービスの概要】

■居宅サービス 対象：要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた人

●家庭を訪問してのサービス	訪問介護	ホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつなどの介護や日常生活上の世話をを行います。
	訪問入浴介護	居宅に浴槽を運び入れ、入浴の介護をします。
	訪問看護	主治医の指示の下、看護師などが訪問し、療養上の世話などを行います。
	訪問リハビリテーション	主治医の指示の下、理学療法士などが訪問し、リハビリを行います。
	居宅療養管理	指導医師や歯科医師などが訪問し、療養上の管理や指導を行います。
●通所（日帰りで通う）サービス	通所介護（定員19人以上のデイサービス）	通所介護事業所で、入浴や食事などの日常生活上の世話や機能訓練を行います。
	通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や医療機関等で心身の機能の維持回復に必要なリハビリを行います。
●施設への短期入所（ショートステイ）サービス	短期入所生活介護（福祉施設へのショートステイ）	特別養護老人ホームなどへの短期間の入所です。
	短期入所療養介護（医療施設へのショートステイ）	老人保健施設や病院などへの短期間の入所です。
●福祉用具の貸与・購入や住宅の改修	福祉用具の貸与	車いすや特殊寝台などの福祉用具を貸し出します。
	特定福祉用具販売（購入費の支給）	腰掛け便座や入浴用いすなどの購入費を支給します。
	住宅改修費の支給	家庭での手すり取付けや段差解消等の改修費を支給します。
●その他	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している高齢者に日常生活上の支援や介護を提供します。

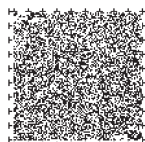
■地域密着型サービス 対象：要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた人

※原則として他の市区町村のサービスは利用できません。

地域密着型通所介護（定員18人以下のデイサービス）	小規模な通所介護施設で、入浴や食事などの日常生活上の世話や機能訓練を行います。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（要支援1は含みません。）	認知症の高齢者が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練を行います。
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、本人の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを行います。
夜間対応型訪問介護（要支援1・2は含みません。）	巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。
看護小規模多機能型居宅介護（要支援1・2は含みません。）	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（要支援1・2は含みません。原則として要介護3～5の認定を受けた人が対象）	常に介護が必要で、家庭での生活が困難な人が小規模な介護老人福祉施設に入所して、日常生活上の世話や機能訓練などを受けます。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（要支援1・2は含みません。）	日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や通報システムによる随時対応を行います。

■施設サービス 対象：要介護1～5の認定を受けた人

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（原則として要介護3～5の認定を受けた人が対象）	常に介護が必要で、家庭での生活が困難な人を介護する施設です。
介護老人保健施設	病状は安定していてもリハビリや看護、介護が必要な人が入所して、在宅復帰を図る施設です。
介護療養型医療施設（令和6年3月末で設置期限を迎え廃止）	急性期の治療を終え、長期の治療を必要とする人のための医療施設です。
介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。



エ 介護保険サービス事業所数の推移

介護保険サービス事業所数の推移は、下表のとおりとなっています。

本市における介護保険サービス事業所数の推移

介護保険サービスの種類		第7期計画			第8期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス	訪問介護	157	163	171	182	192	202
	訪問入浴介護	8	8	8	8	8	9
	訪問看護	137 (92)	146 (95)	157 (98)	160 (95)	166 (94)	174 (96)
	訪問リハビリテーション	40 (38)	43 (40)	45 (42)	45 (42)	46 (42)	48 (44)
	居宅療養管理指導※1	612 (607)	630 (630)	648 (648)	639 (63)	660 (660)	670 (670)
	通所介護	91	89	97	102	105	101
	通所リハビリテーション	16 (5)	17 (6)	17 (5)	17 (5)	17 (6)	17 (6)
	短期入所生活介護	44	44	46	45	46	47
	短期入所療養介護	18	17	17	15	14	14
	特定施設入居者生活介護	37	37	38	38	38	37
	福祉用具貸与	39	38	39	39	42	44
	特定福祉用具販売	38	37	37	39	40	42
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5	5	6	7	8	8
	夜間対応型訪問介護	2	2	2	2	2	1
	地域密着型通所介護	140	144	146	147	147	143
	認知症対応型通所介護	14	14	12	12	12	11
	小規模多機能型居宅介護	27	29	31	31	30	28
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	68	70	75	76	76	75
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	3	3	3	3
	看護小規模多機能型居宅介護	1	1	2	3	4	6
居宅介護支援	210	210	199	200	194	192	
施設サービス	介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）	42	42	42	42	42	43
	介護保健施設サービス（介護老人保健施設）	13	13	13	13	13	13
	介護療養施設サービス（介護療養型医療施設）	7	6	5	1	1	1
	介護療養施設サービス（介護医療院）	0	1	1	3	3	3

※ 各年度4月1日現在の事業所数

※ 基準該当事業所及びみなし指定事業所を含み、休止事業所を含みません。

（ ）は、みなし事業所数

※1 居宅療養管理指導については、保険医療機関・保険薬局がみなし指定を受けています。

第1章

第2章

第3章

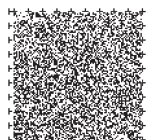
第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

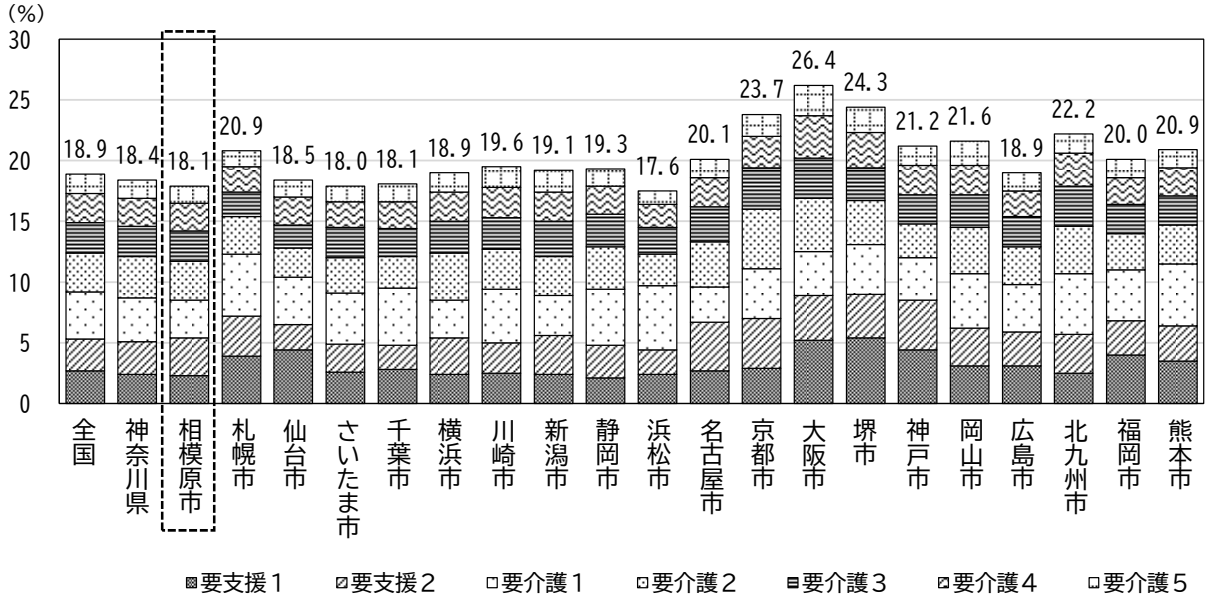


オ 要介護・要支援認定率の指定都市等との比較

令和3（2021）年度の要介護・要支援認定率は、全国平均・神奈川県平均・他の指定都市と比較しても低い（20市中17位）状況ですが、調整済みの認定率※は指定都市20市中、11番目に高く、全国平均・神奈川県平均と比較しても高い状況です。

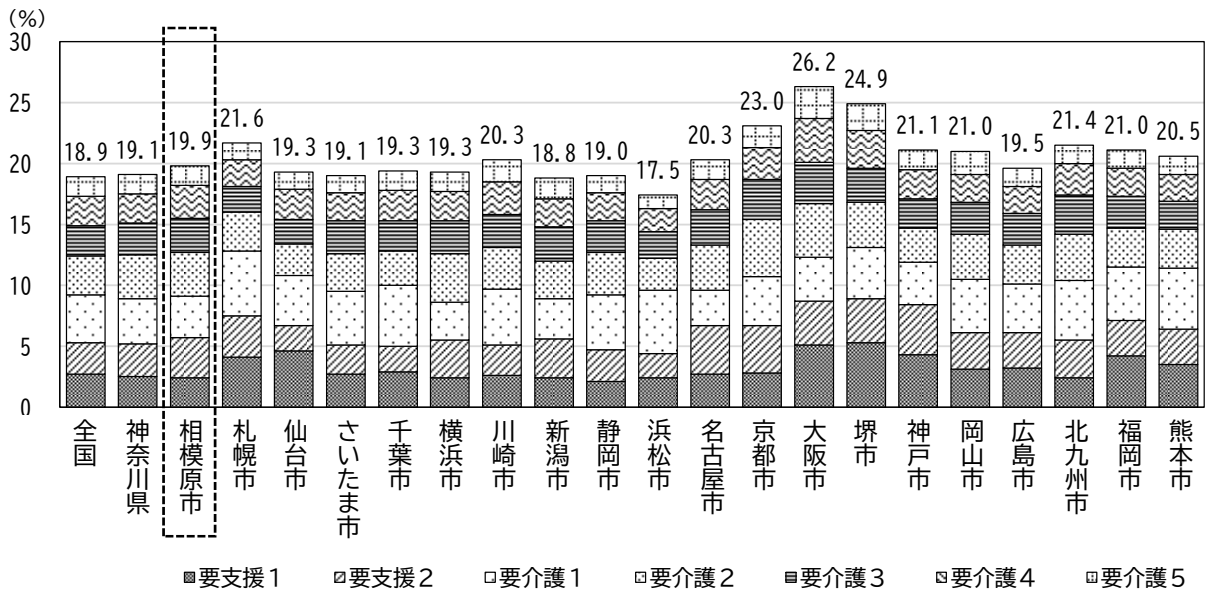
本市は高齢者の年齢構成が比較的若いために認定率が低くなっていますが、今後、後期高齢者の増加等により高齢者の年齢構成が高まり、認定率が急激に上昇する可能性があります。

要介護・要支援認定率（令和3年度）



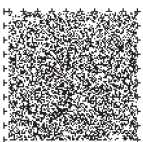
資料：厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」より本市作成

要介護・要支援認定率（調整済み※）（令和3年度）



資料：厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」より本市作成

※ 後期高齢者数などの年齢構成の異なる自治体間の比較を行うため、第1号被保険者の性・年齢別人口構成の影響を除外したもの

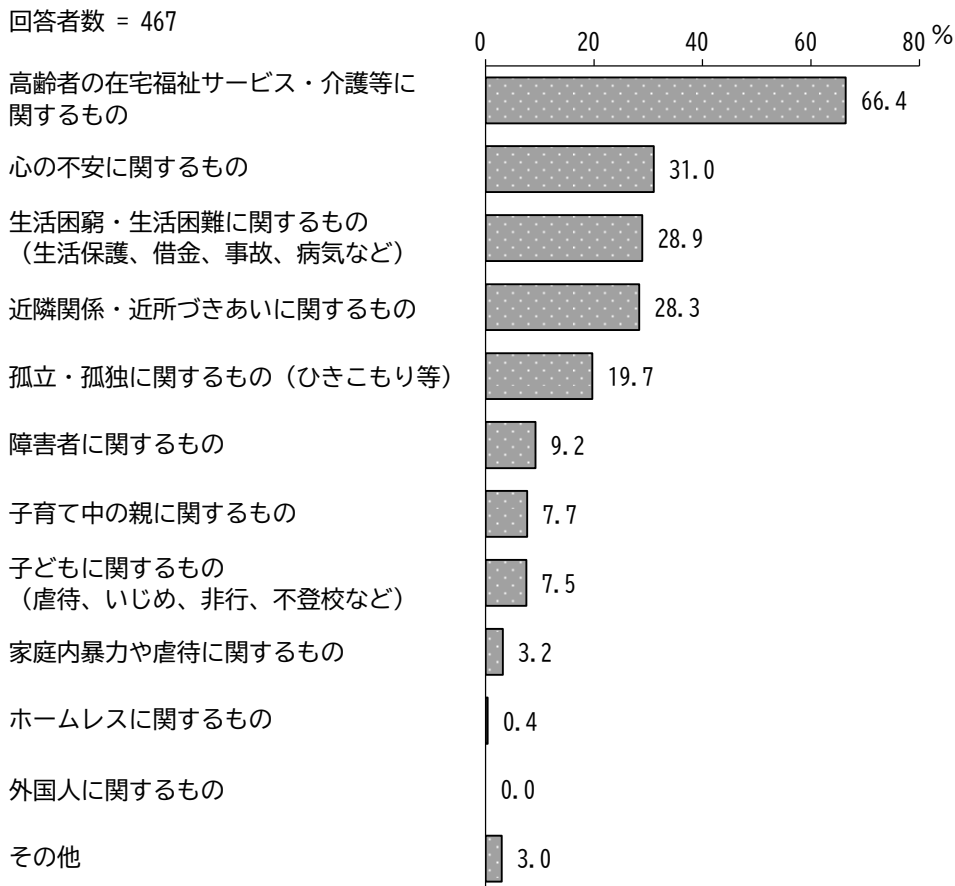


(3) 制度の狭間にいる人などへの支援について

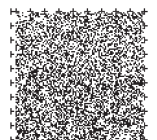
本市が実施した、民生委員・児童委員に対するアンケートにおいて、日常的に活動を行う上で、どのような相談・支援が多いかという質問に対する回答では、「高齢者の在宅福祉サービス・介護等に関するもの」が最も多く 66.4%となっています。次いで「心の不安に関するもの」、「生活困窮・生活困難に関するもの（生活保護、借金、事故、病気など）」、「近隣関係・近所づきあいに関するもの」、「孤立・孤独に関するもの（ひきこもり等）」と続いており、相談内容が多岐に渡り、かつ、福祉サービスだけでは解決が難しいケースを抱えていることがわかります。

また、近年は、介護と育児に同時に直面するいわゆる「ダブルケア」を行う世帯や、要介護者の親と障害のある子どもとが同居している世帯など、複合的な悩みを抱える個人や世帯が増加する傾向にあります。

日常的に活動を行う上で、どのような相談・支援が多いか
(民生委員・児童委員に対するアンケート結果、複数回答)



資料：相模原市「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート」（令和4年度）



2 前計画の振り返り

第8期相模原市高齢者保健福祉計画（以下「第8期計画」といいます。）では、次年度事業及び次期計画へ反映するため、各基本目標に指標を設定し、計画を推進してきました。その進捗状況は、下表のとおりです。

（第8期計画）基本目標1 地域包括ケアシステムの推進

No	指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和4年度)
1	要介護・要支援認定の新規申請者の平均年齢	78.8歳	79.1歳	80.6歳
2	介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和サービス事業所数	43事業所	58事業所	45事業所
3	介護予防・日常生活支援総合事業におけるシニアサポート活動団体数	71団体	84団体	77団体
4	一般介護予防事業におけるいきいき百歳体操団体数	260団体	350団体	294団体
5	介護職員等の医療従事者との連携のしやすさ	4.7ポイント (平成30年度)	6.0ポイント (令和4年度)	4.7ポイント
6	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	3.0%	3.4%	3.7%

※ No.□囲みは第7期計画からの継続指標としているもの

（指標からみえる課題）

要介護・要支援認定の新規申請者の平均年齢は延伸し、介護予防の取組の推進には一定の効果がみられました。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあり、シニアサポート活動の団体数の増加は伸び悩みました。

また、高齢者に適した住まいの供給は、順調に実施することができました。

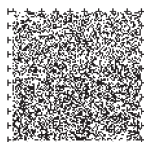
（第8期計画）基本目標2 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進

No	指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和4年度)
7	認知症サポーターの養成者数	48,717人	55,000人	57,769人

※ No.□囲みは第7期計画からの継続指標としているもの

（指標からみえる課題）

認知症サポーターの養成者数は着実に増やすことができましたが、養成後の継続的なフォローや活動の場づくりの取組は、今後も推進していく必要があります。



(第8期計画) 基本目標3 介護サービス基盤の充実

No	指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和4年度)
8	介護人材の不足感	69.9%	68.9%	60.2%
9	小規模多機能型居宅介護利用者登録率	77.3%	80.0%	79.3%

※ No.9は第7期計画からの継続指標としているもの

(指標からみえる課題)

介護人材の不足感を低下させることができましたが、今後の要介護者の増加及び生産年齢人口の急減を踏まえた中で、継続して介護人材の確保策を検討していくことが必要です。

また、住み慣れた地域で高齢者の在宅生活を支える小規模多機能型居宅介護の周知を進め、登録率を向上させることができました。

(第8期計画) 基本目標4 高齢者の社会参加と生きがいづくりに向けた取組の推進

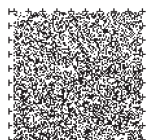
No	指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和4年度)
10	社会参加を行う高齢者の割合	69%	72.0% (令和4年度)	65.1%
11	生きがいがあると感じている高齢者の割合	77.5%	78.7%	76.5%

※ No.10は第7期計画からの継続指標としているもの

(指標からみえる課題)

社会参加や生きがいに関する指標の数値が減少し、目標値に達しなかったのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による活動制限が影響しているものと推察します。

今後、社会全体の活動が平時に戻る中、社会参加や生きがいに関する指標を向上させるため、引き続き、シルバー人材センターへの支援や介護予防モデル事業等の実施及び多様な生きがいや交流の場の確保が必要です。



3 本市の課題

高齢者を取り巻く現状と将来予測のデータ、国の高齢者福祉政策の変遷、そして、各種調査結果や第8期計画における施策の実施状況等を踏まえ、本市の課題を整理すると、以下のとおりとなります。

(1) 生涯現役（人生100年時代）を目指して

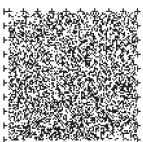
- 加齢による身体的・精神的な衰えにより、筋力や認知機能等の心身の活力が低下した状態である「フレイル」になる割合が高まります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行は、通いの場等の中止、外出自粛など、高齢者を取り巻く環境に様々な影響を与えましたが、低下した心身の機能や社会活動の機会を多様な方法により、回復させる必要があります。
- 今後、生産年齢人口（担い手）が減少していくことが見込まれるため、高齢者の社会参加を促進し、人手不足分野での就業機会の開拓や地域における支援の担い手など、活躍の場を広げていく必要があります。

(2) 在宅医療・介護の連携や認知症施策の更なる推進に向けて

- 高齢化の進行とともに、ひとり暮らしや夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が見込まれ、それに伴い、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者も増加していきます。
- 令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、その趣旨等を踏まえ、認知症への理解を深めるための普及啓発や認知症本人からの発信支援等の各種施策を推進する必要があります。
- 認知症高齢者等の増加とともに、権利擁護支援が必要な方も増加することが見込まれるため、そのような方を早期の段階で必要な支援につなげられる仕組みづくりや成年後見制度の利用促進を図る必要があります。
- 今後も全国的に高齢者虐待の相談・通報件数の増加が見込まれることから、多様な主体との連携による虐待の早期解決を図る必要があります。

(3) 必要な方に必要なサービスが届く安心なサービス提供体制の実現に向けて

- 後期高齢者人口が更に増えることで、今後ますます要介護認定率の上昇が予想され、介護給付費の増加が見込まれます。
- 介護の担い手となる介護人材は、増大する介護ニーズに対応するため、必要量が増加しますが、生産年齢人口の減少等により確保が容易ではなくなることが見込まれます。元気な高齢者、外国人など新たな介護の担い手として幅広い人材の発掘と活用を目指すとともに、ICTの活用や介護予防の推進等による、必要量の増加を抑えるための対応も必要です。



○サービス需要のピークアウトなども見据え、介護保険制度の持続可能性を多面的な観点から十分に考慮し、居宅サービス、居住系サービス、地域密着型サービス、施設サービスをバランスよく整備していくことが大切です。

第1章

(4) 連携を通じて円滑に多様な支援を提供できる体制づくりに向けて

○8050問題などの複合化・複雑化した課題が増加し、地域包括支援センターの業務負担が増えている中、地域包括ケア体制の中核機関として期待される役割を担えるよう、地域包括支援センターの体制整備等に係る介護保険法の改正（7ページ参照）が行われました。

第2章

○地域の社会資源を活用した包括的な支援体制を整備し、地域ケア会議の充実を図ることで介護サービス事業者や医療機関、民生・児童委員、地区社会福祉協議会、自治会、地域のボランティア等のネットワークづくりを強化していく必要があります。

第3章

○制度の狭間にいる人などへの支援など、地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカー等と各種専門の相談窓口や地域団体等が連携・協働し、他分野を含めた包括的な相談支援体制の整備及び強化について検討していく必要があります。

第4章

(5) 安心して住み続けられるまちを目指して

○高齢者の持ち家率は約8割と高く、また、高齢者等実態調査では、6割以上の方が「引き続き在宅（自宅や家族の家）で介護を受けたい」と回答しています。要介護状態になっても高齢者などが地域で安心して生活が送れるよう、居宅のバリアフリー化の取組を推進していく必要があります。

第5章

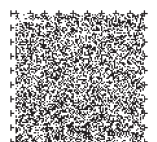
○地球温暖化の影響による大型台風・ゲリラ豪雨などの災害や感染症に備え、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築しておく必要があります。

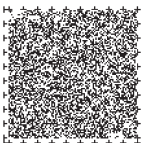
第6章

第7章

これらの課題を踏まえ、第8期計画までの取組を再構築し、本計画の基本理念や基本目標を位置付けることとします。

資料編





第1章

第2章

第3章

第4章

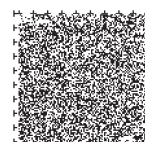
第5章

第6章

第7章

資料編

第3章 計画の基本的な考え方



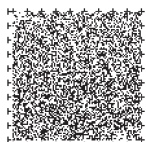
1 基本理念

みんなで支えあい

地域の力が育む 人にやさしいまち

さがみはら

- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生に尊厳をもって、自立した日常生活を営むことができる社会を実現するため、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援」が包括的かつ継続的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進します。
- 従来のサービス提供者と利用者の「支える側」「支えられる側」という画一的な関係性にとどまらない、全ての方が実施する主体的な取組を推進します。
- 誰一人取り残さない社会を目指し、地域の住民が抱える多様かつ複合的な課題の解決を図るため、包括的な支援体制の構築を進め、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めるべく、相模原市地域共生社会推進計画（第5期相模原市地域福祉計画）と同一の基本理念を掲げます。



2 基本目標

基本理念の実現に向け、5つの項目を基本目標として掲げ、本計画の推進を図っていきます。

また、それぞれの基本目標に基づき実施する施策の効果や成果を測定するひとつとして、基準値※¹や目標値※²を定めた指標を基本目標に対して設定し、毎年度、評価・検証・分析を行い、次年度事業及び次期計画へ反映を行います。

なお、基本目標の達成に向け、指標を踏まえた施策の方向性を設定します。

※1 基準値

指標の基礎となるアンケート結果等の令和4年度の実績値

※2 目標値

令和8年度（令和7年度）のアンケート結果等の目標値とし、その数値以上を目指します。

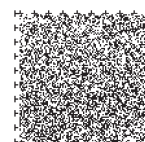
基本
目標


1 生きがい・介護予防施策等の推進

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生に尊厳をもって自分らしく、自立した日常生活を営むことができる社会の実現に向けて、介護予防や健康づくりの取組を推進するとともに、社会参加や生きがいづくりの機会を充実します。

《指標》

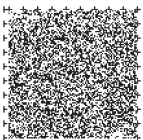
指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	指標及び目標値の説明
要介護・要支援認定の新規申請者の平均年齢の延伸	80.6歳	81.4歳	・介護予防の取組の推進を測る指標 ・要介護・要支援認定の新規申請者の平均年齢を年0.2歳以上延伸
短期集中予防サービスを利用する新規要支援認定者等の増加	10.2%	80.0%	・介護予防の取組の推進を測る指標 ・介護予防・生活支援サービスを利用する新規要支援認定者等のうち80.0%以上が短期集中予防サービスを利用
社会参加を行う高齢者の割合	65.1%	68.1% (令和7年度)	・高齢者の社会参加の推進を測る指標 ・アンケート結果において、社会参加していると回答した高齢者を3年間で3%以上増加 《高齢者等実態調査（一般調査・介護予防調査）》
生きがいがあると感じている高齢者の割合	76.5%	79.7%	・高齢者の生きがいづくりの推進を測る指標 ・アンケート結果において、生きがいがあると回答した高齢者を4年間で3.2%以上増加 《市総合計画の進行管理のための市民アンケート》





基本目標の達成に向けた施策の方向性を以下に示します。

- 1) 介護予防・健康づくり等の推進
- 2) 高齢者の社会参加の推進
- 3) 高齢者の生きがいづくりの推進



2 在宅医療・介護連携と認知症施策等の推進

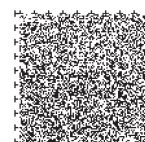
医療と介護の両方を必要とする高齢者が、安心して在宅療養を続けることのできる在宅療養支援体制を整備し、入退院支援、急変時の対応等の各場面で医療・介護を一体的に提供できる体制づくりを推進するとともに、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに暮らすことのできる社会の構築を目指します。

《指標》

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	指標及び目標値の説明
介護職員等の医療従事者との連携のしやすさ	4.7ポイント	6.0ポイント (令和7年度)	・在宅医療・介護連携の推進を測る指標 ・医療従事者との連携のしやすさに関するアンケート結果(10点満点)において、評価の平均点を6.0ポイント以上に増加 《介護職員等に対する就労意識調査》
認知症に関する相談先の認知度の増加	23.7%	25.0% (令和7年度)	・認知症施策の推進を測る指標 ・アンケート結果において、高齢者の4人に1人以上が相談窓口を知っていると回答 《高齢者等実態調査(一般調査)》
成年後見制度の認知度の増加	38.6%	50.0% (令和7年度)	・権利擁護の推進を測る指標 ・アンケート結果において、高齢者の2人に1人以上が成年後見制度を「利用している」または「知っているが、利用したことはない」と回答 《高齢者等実態調査(一般調査)》

基本目標の達成に向けた施策の方向性を以下に示します。

- 1) 在宅医療・介護連携の推進
- 2) 認知症施策の推進
- 3) 高齢者の権利擁護の推進



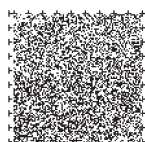
高齢者が安心して介護サービスを受けることができるよう、介護を支える人材の確保・定着・育成のための取組の着実な実施や介護サービスの質の向上を図るとともに、令和22（2040）年を見据えた適切なサービス量を確保します。

《指標》

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	指標及び目標値の説明
介護人材の充足感	39.8%	40.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・介護人材の確保・定着・育成に係る施策の推進を測る指標 ・介護サービス事業所等に対するアンケート結果において、「足りている」と回答する割合を年0.2%以上増加 《介護保険施設・介護サービス事業所従業者調査》
介護サービス事業所等における業務効率化に取り組んでいる割合	29.6%	35.0% (令和7年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの質の向上及び業務効率化の取組の強化を測る指標 ・介護サービス事業所等に対するアンケート結果において、「既存業務の見直し等による業務効率化」または「IT機器等の導入による業務効率化」を実施していると回答した割合を35.0%以上に増加 《介護職員等に対する就労意識調査》
(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所数の増加	36 事業所	44 事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス基盤の適切な整備を測る指標 ・(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所数を4年間で8事業所以上増加

基本目標の達成に向けた施策の方向性を以下に示します。

- 1) 介護人材の確保・定着・育成
- 2) 介護サービスの質の向上
- 3) 業務効率化の取組の強化
- 4) 介護サービス基盤の適切な整備



4 地域のネットワークづくりの強化

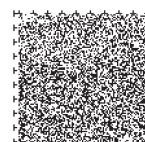
地域包括ケアシステム構築のための中核的な役割を果たす地域包括支援センターの機能強化を行うとともに、地域ケア会議の充実、切れ目のない支援体制の整備など、たとえ介護が必要な状態になっても、社会全体で支えあい、安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

《指標》

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	指標及び目標値の説明
地域ケア会議（個別事例部会）の開催数	43回	87回	・地域のネットワークづくりの推進を測る指標 ・29の日常生活小圏域において年間3回以上個別事例部会を開催
家族や友人・知人以外で、何かあった時に相談できる相手がいる人の割合	49.7%	66.7% (令和7年度)	・包括的支援体制・相談支援ネットワークの充実を測る指標 ・アンケート結果において、高齢者の3人に2人以上が相談できる相手がいると回答 《高齢者等実態調査（一般調査）》

基本目標の達成に向けた施策の方向性を以下に示します。

- 1) 地域のネットワークづくりの推進
- 2) 包括的支援体制・相談支援ネットワークの充実



高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心した暮らしを継続できるよう、多様な住まい方を実現し、良好な居住環境を確保していきます。

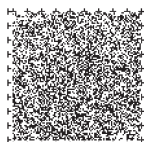
また、災害や感染症に備え、公助としての支援体制を強化するほか、多様な主体との協働による地域で支える体制づくりを進めます。

《指標》

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	指標及び目標値の説明
高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	3.7%	4.3%	・高齢者の居住安定に係る施策の推進を測る指標 ・高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を4年間で0.6%以上増加
災害時の「情報の取得」の安心感	65.5%	70.5% (令和7年度)	・災害や感染症への備えに係る取組を測る指標 ・アンケート結果において、高齢者が災害時に不安に思うこととして「情報の取得」を選択しなかった高齢者の割合を5%以上増加 《高齢者等実態調査（一般調査）》

基本目標の達成に向けた施策の方向性を以下に示します。

- 1) 高齢者の居住安定に係る施策の推進
- 2) 災害や感染症への備え



第1章

第2章

第3章

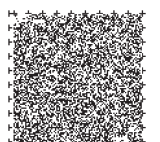
第4章

第5章

第6章

第7章

資料編



3 計画の体系

本計画では、基本理念及び基本目標に基づき、次のとおり施策を展開していきます。

基本理念

みんなで支えあい 地域の力が育む 人にやさしいまち さがみはら

基本目標

1 生きがい・介護予防施策等の推進

施策の方向性 1 介護予防・健康づくり等の推進

〔取組〕

- (1) 介護予防・生活支援サービス（総合事業）の充実
- (2) 一般介護予防事業（総合事業）等、介護予防の推進
- (3) リハビリテーション提供体制の充実
- (4) 地域における担い手の確保・育成・支援
- (5) 健康づくりと疾病予防・対策の推進

施策の方向性 2 高齢者の社会参加の推進

〔取組〕

- (1) 高齢者が活躍できる機会の創出
- (2) 就業等の促進

施策の方向性 3 高齢者の生きがいづくりの推進

〔取組〕

- (1) 生きがいづくりと交流活動の推進
- (2) 生涯学習、スポーツ活動の推進

基本目標

2 在宅医療・介護連携と認知症施策等の推進

施策の方向性 1 在宅医療・介護連携の推進

〔取組〕

- (1) 在宅医療・介護連携の取組の推進
- (2) 在宅医療・介護連携に関する人材の確保・育成等、市民への普及啓発

施策の方向性 2 認知症施策の推進

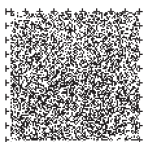
〔取組〕

- (1) 認知症への理解を深めるための普及啓発と本人からの発信支援の推進
- (2) 医療・ケア・介護サービス、介護者への支援
- (3) 若年性認知症の人への支援、社会参加支援、認知症の備え、認知症バリアフリーの推進

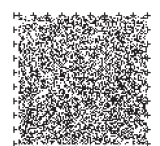
施策の方向性 3 高齢者の権利擁護の推進

〔取組〕

- (1) 成年後見制度の利用促進
- (2) 高齢者虐待の防止



基本目標 3 介護サービス基盤の充実	施策の方向性 1 介護人材の確保・定着・育成	〔取組〕 (1) 多様な人材の参入促進に向けた取組の推進 (2) 職員の資質向上と働きやすい職場づくり (3) 介護への理解促進と魅力発信	第1章
	施策の方向性 2 介護サービスの質の向上	〔取組〕 (1) 介護サービスの質の向上 (2) 介護給付適正化事業の推進	第2章
	施策の方向性 3 業務効率化の取組の強化	〔取組〕 (1) 要介護認定の体制の整備 (2) 介護現場の生産性の向上	第3章
	施策の方向性 4 介護サービス基盤の適切な整備	〔取組〕 (1) 地域密着型サービスの拠点の整備 (2) 特別養護老人ホーム等の適切な整備	第4章
	基本目標 4 地域のネットワークづくりの強化	施策の方向性 1 地域のネットワークづくりの推進	〔取組〕 (1) 地域ケア会議を通じた地域支援体制の充実 (2) 互助による地域包括ケア体制の構築と推進 (3) 地域における見守りのネットワークづくりの推進
基本目標 5 高齢者の多様な居住環境の実現	施策の方向性 2 包括的支援体制・相談支援ネットワークの充実	〔取組〕 (1) 分野を超えた包括的な相談支援体制の整備 (2) 地域包括支援センターの機能の充実 (3) 家族等の介護者への支援の充実	第6章
	施策の方向性 1 高齢者の居住安定に係る施策の推進	〔取組〕 (1) 高齢者向けの住まいづくりの推進 (2) 高齢者等が安心・安全に暮らし、参加できるまちづくりの推進	第7章
施策の方向性 2 災害や感染症への備え	〔取組〕 (1) 災害に対する備えと支援 (2) 感染症に対する備えと支援	資料編	



4 重点的な取組事項

本計画は、高齢者保健福祉に関する総合的な計画として、多くの施策に取り組みますが、市の特性や国等の法制度の背景を勘案して、「介護予防・健康づくりの取組」、「在宅医療・介護連携と認知症施策の推進」、「高齢者を支える基盤の整備」、「包括的な支援体制の整備」を重点的な取組事項とします。

(1) 介護予防・健康づくりの取組

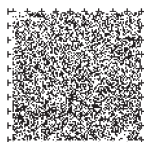
介護予防の促進に当たっては、自らの力で生きがいのある自分らしい生活ができるようにリエイブルメント(再自立)に向けた支援や、希望する生活が継続できるように自信と意欲を向上させることを強化するため、短期集中予防サービスを充実するとともに、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進などを行います。

また、令和5年4月に施行した相模原市健康づくり推進条例(令和5年相模原市条例第26号)の下、運動、歯と口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者の身近な場所での介護予防・健康づくりへの参加を促し、高齢者のオーラルフレイル(些細な口の機能の衰え)・フレイル(加齢に伴う心身の衰え)状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、疾病予防・重度化防止等を促進します。

リエイブルメント(再自立)のイメージ



資料：本市作成



コラム リエイブルメントとは

リエイブルメントとは、「再びできるようになる」という意味で、欧米では近年大きく注目をされています。

基本的な考え方は「手を後ろに回したケア（してあげるのではなく本人の力を引き出すケア）」とリハビリテーションの徹底です。

高齢者自身の自立した生活を持続する意思に基づいて、生活課題の解決と生活の質を向上するためのアセスメントをしっかりと行い、多職種の協働によって自立を促す支援が進められます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

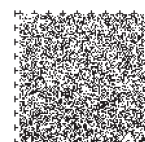
第7章

資料編

(2) 在宅医療・介護連携と認知症施策の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護従事者の多職種が協働・連携して、在宅医療・介護を包括的かつ継続的に提供できる体制を構築するとともに、地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにすることは重要であることから、市民に対する普及啓発に資する施策等を推進します。

認知症施策については、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定された趣旨を踏まえ、認知症の人やその家族ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく希望をもって暮らし続けることができるよう、認知症への理解を深めるための普及啓発や本人からの発信支援、若年性認知症の人への支援、社会参加の充実等に取り組みます。【具体的な取組等は、第6章に「認知症施策推進計画」として掲載しています。】



(3) 高齢者を支える基盤の整備

現行の介護サービス等の整備状況を踏まえつつ、居宅サービス及び地域密着型サービスの拠点の整備促進を基本に介護サービス等の基盤を整備します。また、介護予防・生活支援サービスの充実に向けて取り組みます。

介護サービス及び介護予防・生活支援サービス等に携わる質の高い人材を安定的に確保するため、介護の仕事の魅力向上や多様な人材の確保・育成を図るとともに、定着促進に向けた資質向上と働きやすい職場づくりへの取組を推進します。しかしながら、生産年齢人口の減少等により、介護人材の必要量の確保は容易でないことから、介護サービス事業所等における介護ロボットやICTの活用による業務改善や生産性の向上等を図り、介護予防や重度化防止に向けた取組を強力に推進することにより介護人材の必要量を減らす取組を実施します。

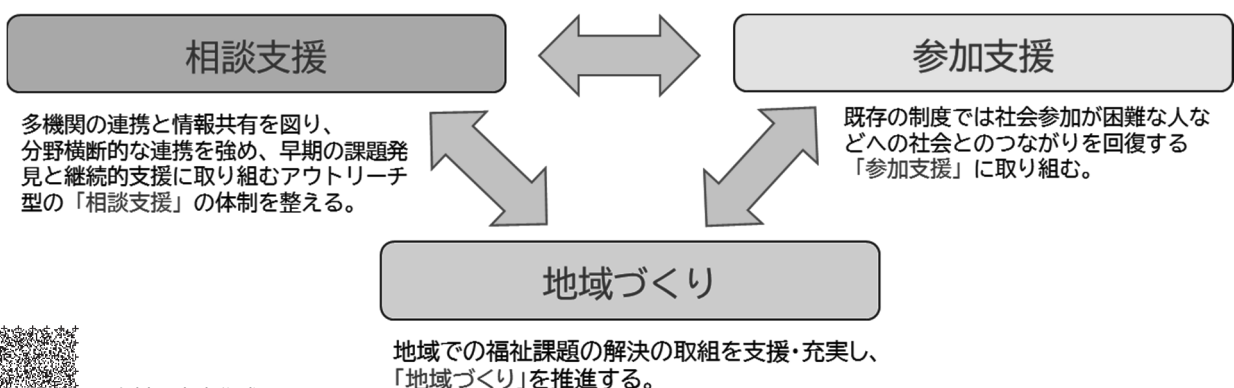
高齢者が安心して暮らせるように、住宅施策と高齢者福祉・介護保険施策の連携を図り、高齢者の多様なニーズを踏まえて、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向けの住まいを確保するほか、市、不動産団体及び居住支援団体の連携による民間賃貸住宅への入居支援など、高齢者の安定した居住を確保するための施策を推進します。

また、地域のボランティアをはじめ、シニアサポート活動の担い手などの人材を発掘するとともに、介護予防サポーター等の養成・スキルアップを図ります。

(4) 包括的な支援体制の整備

8050問題をはじめとして、高齢者本人に対する支援だけでは解決できないような、複合化・複雑化した課題が増加しており、「包括的な支援体制の整備」が必要です。

「包括的な支援体制の整備」は、①【相談支援】住民の身近な地域において地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める市の総合的な相談支援体制の整備、②【地域づくりへの支援】地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、課題解決を図る環境の整備、③【参加支援】既存の制度では社会参加が困難な人などへの社会とのつながりを回復するとともに、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域福祉活動に参加できる体制の整備の3つを一体的に実施し、地域の課題解決力の向上を図り、誰もが地域で安心して暮らしていくことができる体制づくりを推進します。



資料：本市作成

第1章

第2章

第3章

第4章

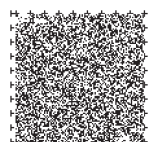
第5章

第6章

第7章

資料編

第4章 施策の展開



基本目標1 生きがい・介護予防施策等の推進

施策の方向性1 介護予防・健康づくり等の推進

〔(1) 介護予防・生活支援サービス（総合事業）の充実〕

— 現状と課題 —

- ▶介護予防・生活支援サービス（総合事業）については、従前相当サービスの利用が多い状況です。
- ▶地域の実情や利用者の多様なニーズの高まりを踏まえ、より効果的なサービスの充実を図る必要があります。

介護予防・生活支援サービス事業の利用状況内訳（実人数）（人）

区分	従前相当サービス	基準緩和サービス	シニアサポート活動	短期集中予防サービス
訪問型	1,332	10	38	
通所型	3,298	110	106	85

注：令和5年3月末実績

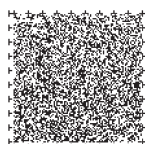
介護予防・生活支援サービス事業の事業者（実施団体）数内訳（か所）

区分	従前相当サービス	基準緩和サービス	シニアサポート活動	短期集中予防サービス
訪問型	166	20	16	
通所型	209	22	61	15

注：令和5年9月1日現在

— 今後の方向性 —

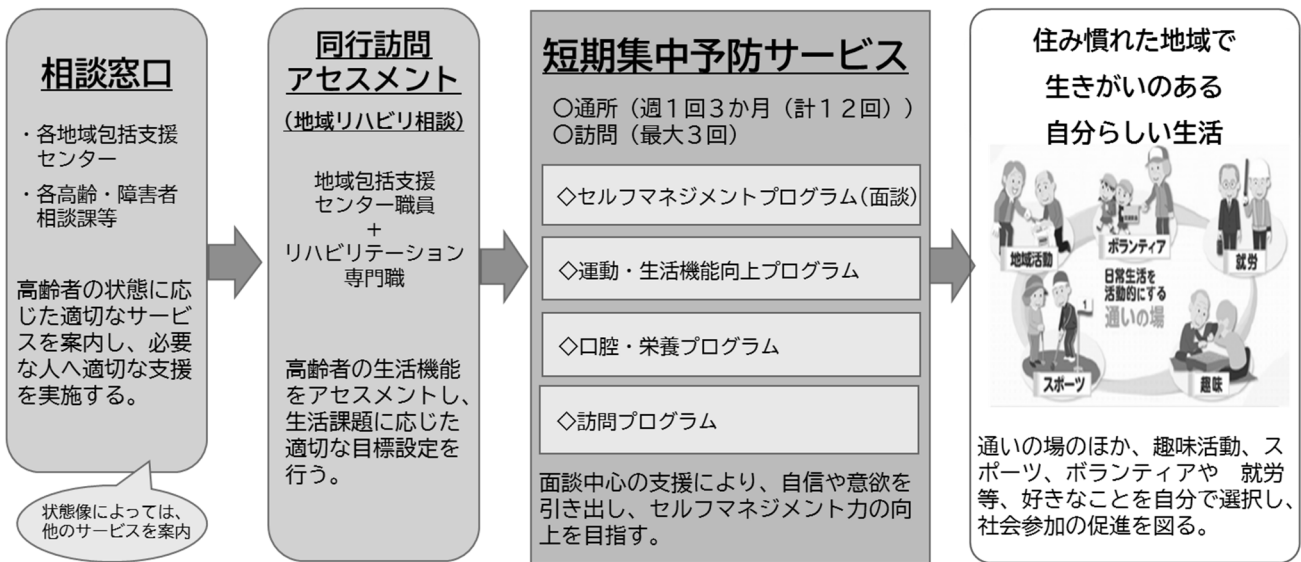
- ▶身近な場所でその人に合った適切な介護予防・生活支援サービスを推進します。
- ▶日常生活に課題が生じた場合でも、早期に専門職による支援を行うことで、リエイブルメント（再自立）を図るサービスの充実を推進します。
- ▶ボランティア等による住民主体の支援等については、地域包括支援センターとコミュニティソーシャルワーカー等が連携し、日常生活圏域ごとのニーズの把握とサービスの充足に向けた取組を推進します。
- ▶高齢者の状態像を的確かつ総合的に捉え、適切なサービスが利用できるよう介護予防ケアマネジメントを実施します。
- ▶介護予防・生活支援サービスの質を確保するため、介護サービス事業者等に対する指導や事業の評価と検証を行います。



主な取組

- ▶短期集中予防サービスの利用促進及び提供体制の充実
- ▶シニアサポート活動の促進による介護予防・生活支援サービスの充実
- ▶オーラルフレイル・フレイル状態にある高齢者を対象とした、集中的な支援による口腔機能・運動機能の向上等のプログラムの提供
- ▶栄養改善や見守りを目的とした配食サービスの実施
- ▶サービスの質の確保・向上に向けたサービス事業者等に対する研修や指導・監督の実施
- ▶地域包括支援センターによる適切かつ効果的なアセスメント及び介護予防ケアマネジメントの実施

リエイブルメント（再自立）を促す短期集中予防サービス利用の流れ

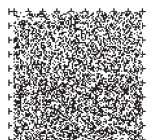


資料：本市作成

コラム 本市の短期集中予防サービスとは

住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと長く暮らせるよう、自身の可能性を最大限に活かし、望む暮らしの実現に向けて生活の再構築を図るサービスです。

3か月間、リハビリテーション専門職が中心となり、面談を通じて、自信や意欲を引き出し、生活課題の改善や健康維持に必要な助言等を行うことで、セルフマネジメント力の向上とリエイブルメント（再自立）の獲得を目指します。



〔(2) 一般介護予防事業（総合事業）等、介護予防の推進〕

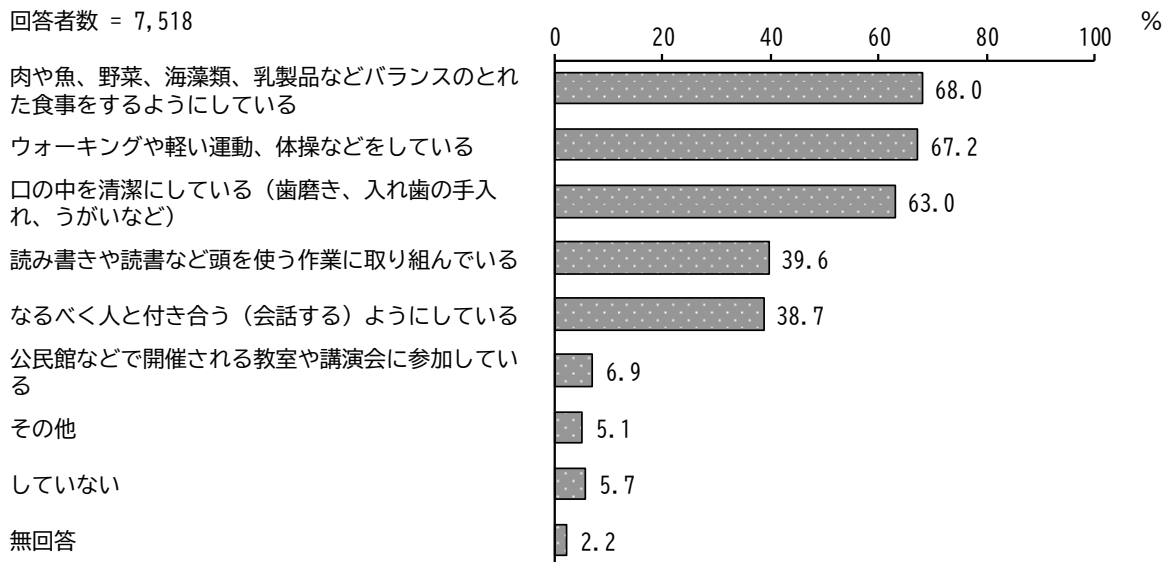
現状と課題

- ▶コロナ禍で活動が減少しましたが、感染症対策の徹底や対面とオンライン開催の組合せ等による開催手法の工夫を行い、いきいき百歳体操などの介護予防活動を推進しました。
- ▶介護予防活動の地域における主体的な取組や参加を更に促進する必要があります。

いきいき百歳体操（一般介護予防事業）の参加者・団体数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
いきいき百歳体操参加者数	4,346人	4,457人	4,871人
いきいき百歳体操団体数	260団体	270団体	294団体

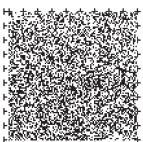
介護予防への取組状況（複数回答）



資料：相模原市「高齢者等実態調査（一般調査）」（令和4年度）

今後の方向性

- ▶すべての高齢者を対象に、介護予防の普及啓発を図ることで、介護予防活動の主体的な取組や参加を促進します。
- ▶リハビリテーション専門職等の知見を活用し、高齢者の「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素をバランスよく働きかけることにより、日常生活における活動、社会への参加を促進します。
- ▶関係団体等との連携や地域資源を活用することにより、一般介護予防事業の推進や住民自身が運営する通いの場の利用を促進します。



主な取組

- ▶介護予防に関する知識の普及啓発と、地域において気軽に参加できる介護予防事業の実施
- ▶リハビリテーション専門職等の知見を活用した個別の支援や地域の通いの場に対する取組の支援
- ▶介護予防に資する通いの場づくりの促進

コラム

いきいき百歳体操ってどんな体操？

いきいき百歳体操は、高齢者の筋力向上を主な目的として、平成14年に高知市で考案された体操です。この体操は「重錘（じゅうすい）バンド」という重りを手首や足首に巻き、DVDで体操の映像を見ながら椅子に座って手足をゆっくりとしたペースで動かします。

使用する重錘バンドは、負荷を0～2kgまで200g単位で調整が可能であり、一人ひとりの体力に応じて負荷を調整できるため、無理なく効果的に筋力をつけることができます。

市内では300を超える団体が自治会館や集会所等を会場に、いきいき百歳体操を行っています。

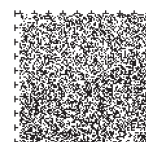
本市では、いきいき百歳体操の団体に専門職を派遣し、活動を支援しています。



重錘バンドのカバーと重り



いきいき百歳体操実施風景

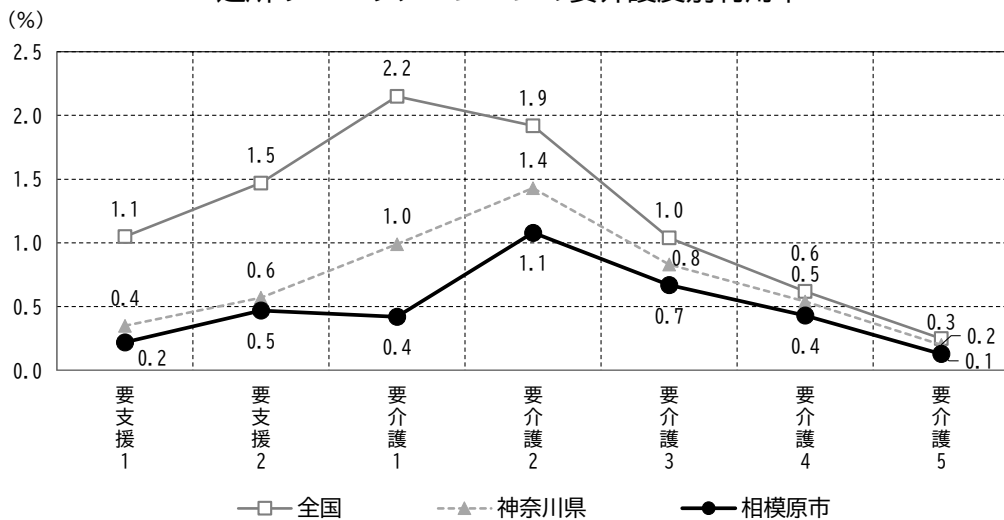


〔3〕リハビリテーション提供体制の充実

現状と課題

- ▶本市の通所リハビリテーションの利用状況については、要介護2の利用率が最も高く、要支援等の軽度者は、リハビリテーション専門職による支援が受けにくい状況にあります。
- ▶要支援者等は、リハビリテーション専門職等により提供される、総合事業の短期集中予防サービス等をより早期に利用することで、リエイブルメント（再自立）に向けた取組を強化し、重度化防止を図っていくことが必要です。

通所リハビリテーションの要介護度別利用率



資料：厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」より本市作成
注：令和4年(2022年)

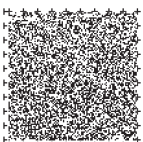
今後の方向性

- ▶地域包括支援センターの訪問アセスメントにリハビリテーション専門職が同行し、生活のしづらさの解消に向けた助言や必要なサービス等を提案するなどリエイブルメント（再自立）に向けた支援を推進します。
- ▶日常生活に課題が生じた場合でも、早期に専門職による支援を行うことで、リエイブルメント（再自立）を図るサービスの充実を推進します。

主な取組

- ▶リハビリテーション専門職等が対象者の運動や生活機能を評価し、介護予防に関する必要な助言や提案を行う、地域リハビリ相談の実施
- ▶リハビリテーション専門職等が、アセスメント結果に基づいた生活課題の改善や健康維持に必要な助言等を行う、短期集中予防サービスの実施

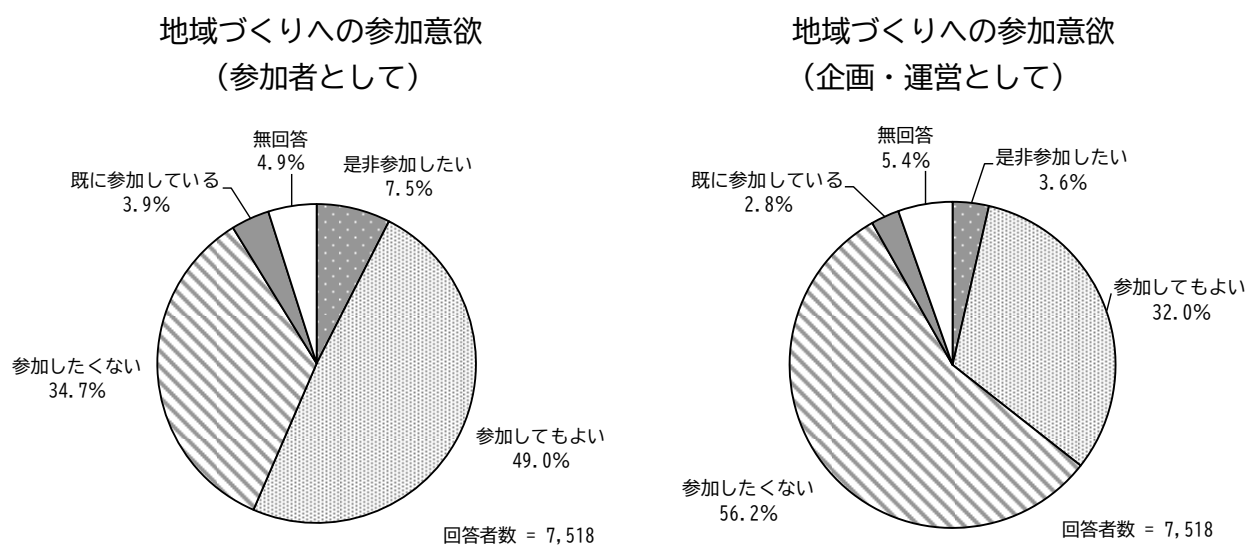
※上記のサービス利用の流れについては、43ページを参照



〔(4) 地域における担い手の確保・育成・支援〕

— 現状と課題 —

- ▶高齢者等実態調査の結果を見ると、地域づくりへの活動に「参加者として」参加意欲がある方は、5割以上を占めており、地域の担い手としての活躍が見込まれます。
- ▶一方、「企画・運営（お世話役）として」参加意欲がある方は3割程度となっていますので、旗振り役的な役割を担おうとする人材の確保・育成が必要です。
- ▶高齢者の増加と生産年齢人口の減少に伴い、地域での多様な主体による支援体制を構築するためには、従来のサービス提供者と利用者の「支える側」「支えられる側」という画一的な関係性にとどまらない、全ての方が実施する主体的な取組を推進する必要があります。



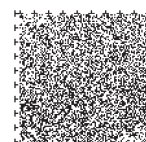
資料：相模原市「高齢者等実態調査（一般調査）」（令和4年度）

— 今後の方向性 —

- ▶ボランティア等による住民主体の支援等の担い手の発掘・育成を支援し、高齢者の介護予防・生活支援に関するサービスの拡充を図ります。
- ▶地域で活動する機会や役割を担うことで、自立支援につながるよう、介護予防、生活支援、社会参加が一体となった取組を推進します。
- ▶介護予防に取り組む事業への参加を促進します。

— 主な取組 —

- ▶シニアサポート活動の担い手の養成
- ▶介護支援ボランティア事業の充実、介護予防サポーターの養成・支援

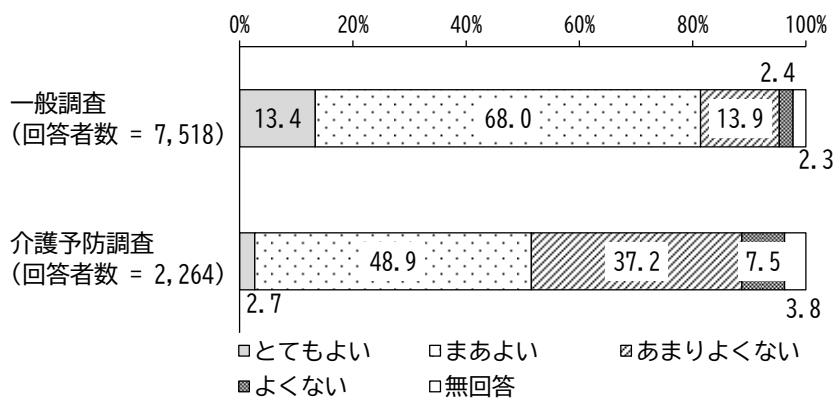


〔5) 健康づくりと疾病予防・対策の推進〕

現状と課題

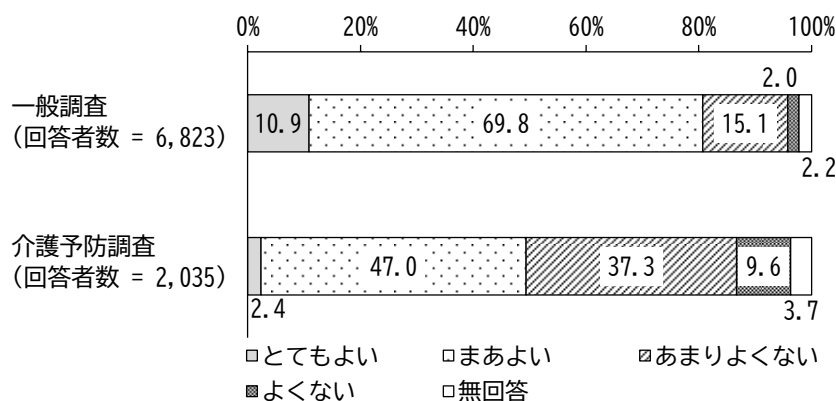
- ▶令和元年度と令和4年度の高齢者等実態調査の結果を比較すると、健康状態について「あまりよくない」または「よくない」と回答している方の割合で特に大きな違いはみられません。
- ▶介護予防活動を促進するとともに、その前段階であるオーラルフレイル・フレイル予防等に関する取組を促進する必要があります。

現在の健康状態（令和4年度）

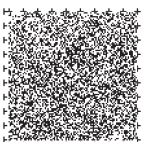


資料：相模原市「高齢者等実態調査（一般調査及び介護予防調査）」（令和4年度）

現在の健康状態（令和元年度）



資料：相模原市「高齢者等実態調査（一般調査及び介護予防調査）」（令和元年度）

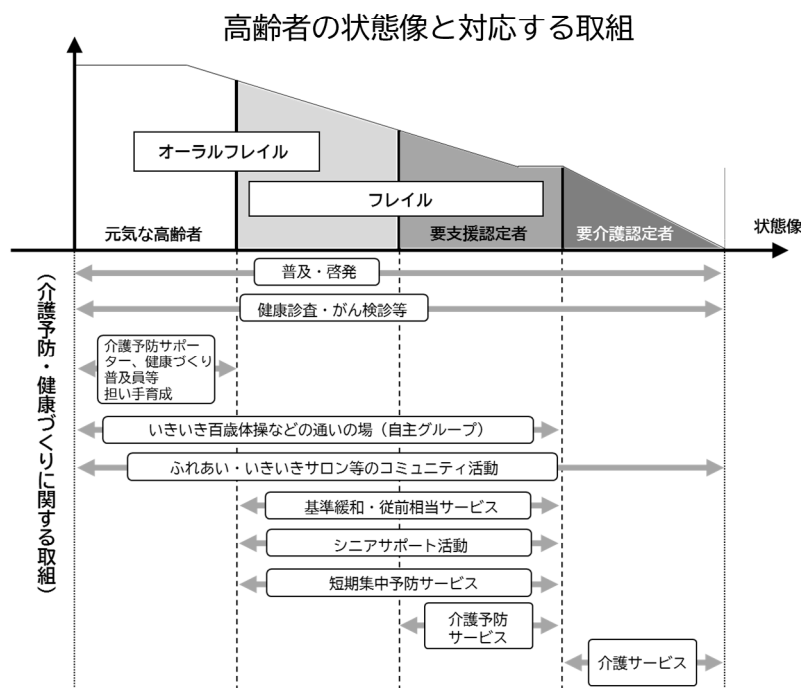


今後の方向性

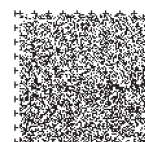
- ▶健康づくりに関する情報提供を充実するとともに、市民の健康づくりに関する意識の高揚につながる施策の推進や健康づくり活動を支援する人材の育成を図り、健康増進の取組を効果的に促進します。
- ▶早期発見・早期治療のための各種健康診査事業や健康診査受診率向上のための普及啓発等を実施します。
- ▶生活習慣病に対して、食生活の改善や日常生活に運動の習慣を取り入れるなどの一次予防や発症、重度化予防の取組を進めます。
- ▶疾病や予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- ▶高齢者の特性を踏まえた健康支援として、オーラルフレイル・フレイル予防に関する取組を促進するとともに、介護予防に関する取組と保健事業を一体的に実施します。

主な取組

- ▶広報さがみはらや市ホームページを活用した健康づくりに関する情報提供
- ▶関係団体との連携による普及啓発活動を通じた健康への意識醸成・高揚と健康づくり活動の促進
- ▶健康づくり普及員や食生活改善推進員等、健康づくり活動を支援する人材の育成
- ▶健康診査受診率向上に向けた普及啓発の実施及び保健指導の充実
- ▶高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- ▶健康相談等、生活習慣病予防事業の推進
- ▶難病患者地域支援対策推進事業の実施等による難病対策の充実
- ▶オーラルフレイル予防事業や普及啓発等の実施によるオーラルフレイル対策の推進



資料：本市作成

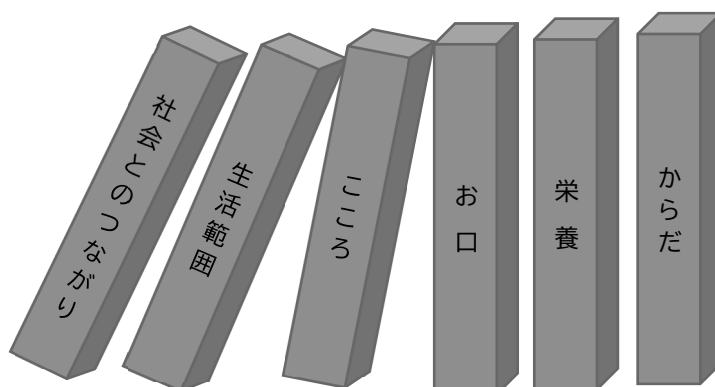


コラム

フレイルとは

加齢により心身が老い衰えた状態をフレイルと言います。フレイルは、社会とのつながりを失うことが最初の入口となり、生活の質を落とすだけでなく、生活範囲やこころの健康、口腔機能、栄養状態、身体機能までもが低下をきたし、ドミノ倒しのように進行、重症化していきます。しかし、早く介入して対策を行うことで元の健常な状態に戻る可能性があります。（公益財団法人長寿科学振興財団 HP より引用）

フレイル・ドミノ



資料：東京大学高齢社会総合研究機構・飯島勝矢：作図

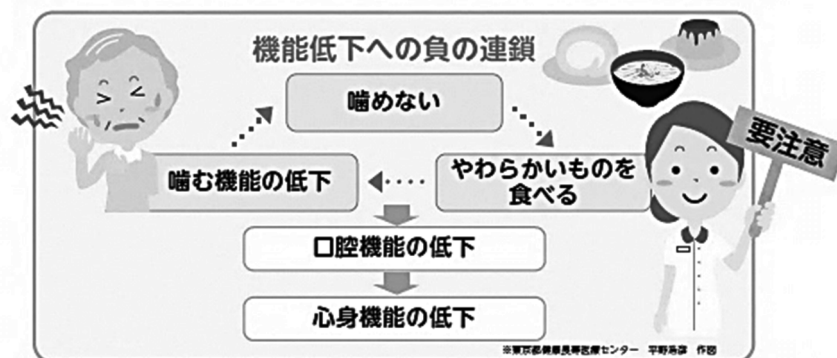
厚生労働科学研究費補助金（長寿科学総合研究事業）「虚弱・サルコペニアモデルを踏まえた高齢者食生活支援の枠組みと包括的介護予防プログラムの考案および検証を目的とした調査研究」（H26年度報告書より）

コラム

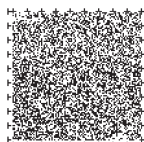
オーラルフレイルとは

以前に比べてむせやすい、固いものが噛めない、食べこぼす等「ささいな口の機能の衰え」はオーラルフレイルです。この状態を放置すると、フレイルに影響を与え、口腔機能の低下や心身の機能低下につながる可能性があります。日頃から、正しい口腔ケアと口腔機能を維持するための体操などで予防しましょう。

機能低下への負の連鎖



資料：東京都健康長寿医療センター 平野浩彦 作図



施策の方向性2 高齢者の社会参加の推進

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

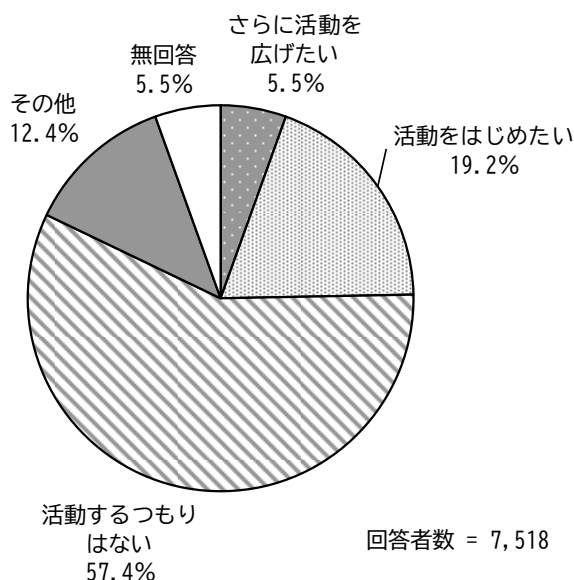
資料編

〔(1) 高齢者が活躍できる機会の創出〕

現状と課題

- ▶高齢者等実態調査の結果を見ると、地域の支えあいの活動について、参加するつもりはないという方が約6割と多い状況です。
- ▶高齢者が地域とつながり、支えあいながら暮らしていけるよう、ボランティア活動のきっかけづくりや、高齢者が地域の支えあいの活動に参加するための支援が求められています。
- ▶長年にわたり培ってきた知識・技能・経験を生かし、地域貢献できる機会の創出が必要です。

地域の支えあいの活動に対する考え



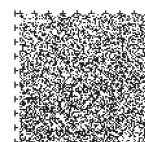
資料：相模原市「高齢者等実態調査（一般調査）」（令和4年度）

今後の方向性

- ▶介護予防や健康づくりにつながる地域での多様な社会参加のあり方や地域資源等の情報発信を積極的に行い、ボランティアグループ、生涯学習グループなどが提供する様々なサービスとのマッチングを推進します。
- ▶老人クラブによるひとり暮らし高齢者への見守り等の友愛活動や、地域の環境美化活動など、様々な地域貢献活動を促進します。

主な取組

- ▶地域における担い手の発掘・育成
- ▶高齢者の多様なニーズとサービス提供主体とのマッチングの推進



〔2〕就業等の促進

現状と課題

- ▶高齢者等実態調査の結果を見ると、65歳から69歳までの一般高齢者（要介護・要支援認定を受けていない方）の3割以上が、収入のある仕事に参加している状況です。
- ▶生産年齢人口の減少が見込まれる中で、高齢者の就業促進が求められています。

「収入のある仕事」への参加状況

単位：％

	区分	回答者数 (件)	週4回 以上	週2～ 3回	週1回	月1～ 3回	年に数回	参加して いない	無回答
男性	65～69歳	716	34.8	12.0	1.7	2.4	1.0	42.6	5.6
	70～74歳	1039	19.8	13.2	2.1	2.3	1.4	54.1	7.0
	75～79歳	852	9.6	8.7	1.4	3.6	1.2	66.3	9.2
	80～84歳	605	6.3	3.5	1.0	2.0	1.7	68.9	16.7
	85歳以上	309	3.9	1.0	—	1.6	—	75.4	18.1
女性	65～69歳	773	19.8	12.5	2.1	1.4	1.4	56.5	6.2
	70～74歳	1029	12.4	7.7	1.1	2.4	1.7	63.2	11.6
	75～79歳	868	7.4	3.7	1.3	1.5	1.0	66.5	18.7
	80～84歳	575	2.3	1.7	0.2	0.5	0.2	66.1	29.0
	85歳以上	270	1.5	—	1.5	1.9	1.5	60.0	33.7

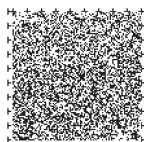
資料：相模原市「高齢者等実態調査（一般調査）」（令和4年度）

今後の方向性

- ▶シルバー人材センターの会員の拡充と就業の拡大を一層図るなど、高齢者の就業を促進します。
- ▶個人の特性や希望に合った、就労や地域活動へのコーディネートを実施します。

主な取組

- ▶シルバー人材センター会員の拡充と就業率の向上
- ▶公共職業安定所など、就業支援機関との連携の推進
- ▶就業機会の拡大に向けた情報提供
- ▶就労・地域活動への参加促進



施策の方向性3 高齢者の生きがいづくりの推進

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

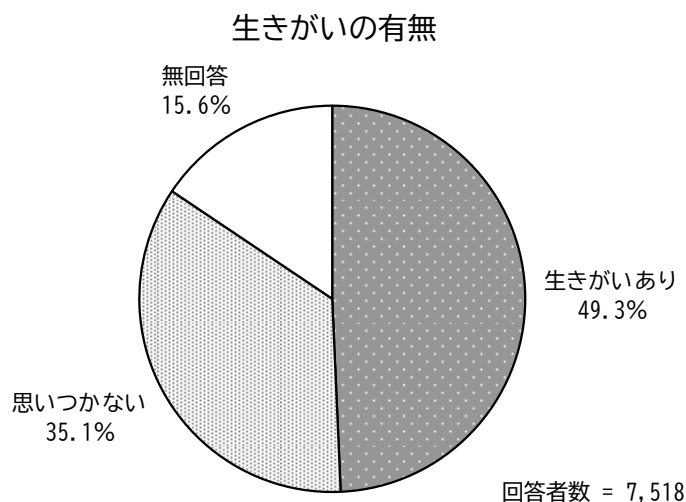
第7章

資料編

〔(1) 生きがいづくりと交流活動の推進〕

現状と課題

- ▶高齢者等実態調査の結果を見ると、高齢者の約35%が生きがいが「思いつかない」と回答しています。
- ▶高齢者がいきいきと暮らせるよう、生きがいづくりの促進を図るとともに、交流の場における子どもや高齢者などの世代間交流を促進する必要があります。
- ▶高齢者が行う活動等が他者から認められることは、生きがいを感じることにもつながるため、社会とのつながりを促進することは重要です。



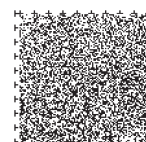
資料：相模原市「高齢者等実態調査（一般調査）」（令和4年度）

今後の方向性

- ▶老人クラブの活性化や地区社会福祉協議会が運営する「ふれあい・いきいきサロン」など、地域における高齢者活動を通じて生きがいづくりの推進を図ります。
- ▶地域のイベント等において伝統文化を若い世代に紹介・指導する活動への支援を行い、世代間交流や伝統文化の伝承活動の推進に努めます。

主な取組

- ▶老人クラブ会員の拡充と活性化など、生きがいづくりの推進
- ▶老人福祉センターや通いの場など、生きがいや交流の場の確保
- ▶交流の場における子どもや高齢者等の世代間交流の促進
- ▶伝統文化伝承活動の推進

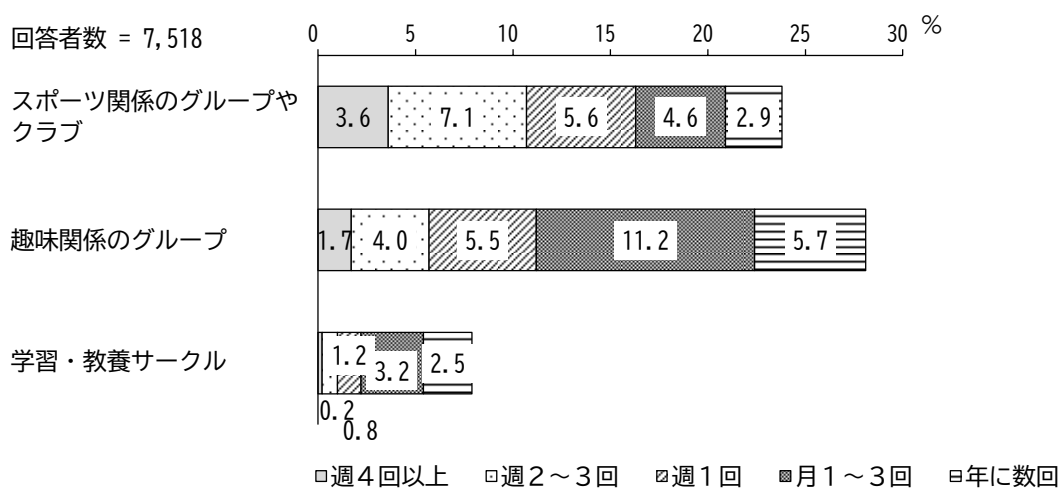


〔2) 生涯学習、スポーツ活動の推進〕

現状と課題

- ▶高齢者等実態調査の結果から地域活動への参加状況を見ると、スポーツ関係のグループやクラブは2割台半ば、学習・教養サークルは約1割の人が参加していると回答しています。
- ▶高齢者のニーズを踏まえた学習機会の提供やスポーツ活動の促進が求められています。

地域活動への参加頻度



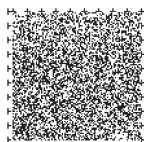
資料：相模原市「高齢者等実態調査（一般調査）」（令和4年度）

今後の方向性

- ▶高齢者の学習機会の提供に努めます。
- ▶高齢者のスポーツ・レクリエーション活動を促進します。

主な取組

- ▶市民、大学等や行政の連携による学習機会の提供
- ▶身近な場でのスポーツ・レクリエーション活動の促進



基本目標2 在宅医療・介護連携と認知症施策等の推進

第1章

施策の方向性1 在宅医療・介護連携の推進

第2章

〔(1) 在宅医療・介護連携の取組の推進〕

第3章

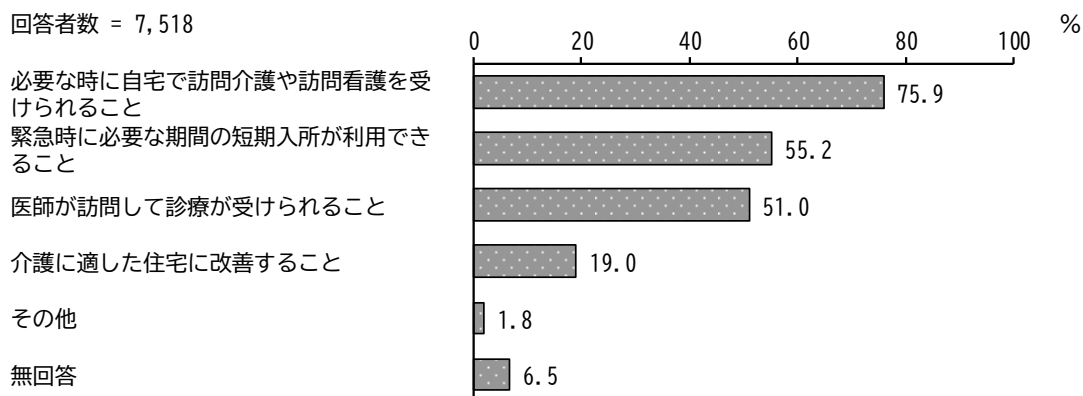
— 現状と課題 —

- ▶高齢者等実態調査において、在宅で生活するための必要な条件をたずねたところ、訪問介護や訪問看護、緊急時に必要な期間の短期入所が利用できることを挙げる回答が多くなっています。
- ▶医療と介護の両方を必要とする高齢者が、できる限り自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りなどの様々な局面で、多職種が協働・連携して在宅医療・介護を包括的かつ継続的に提供できる体制を構築する必要があります。

第4章

第5章

在宅で生活するために必要な条件（複数回答）

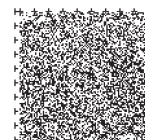


第6章

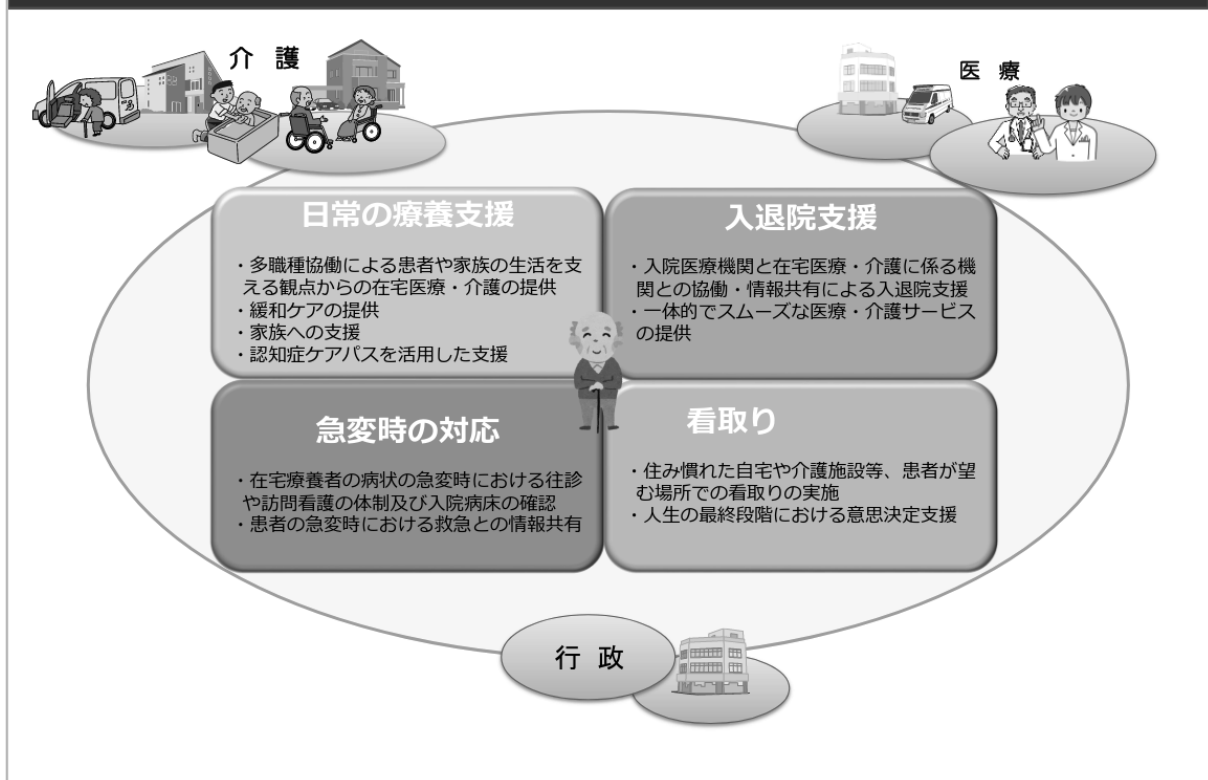
第7章

資料：相模原市「高齢者等実態調査（一般調査）」（令和4年度）

資料編



在宅医療と介護連携イメージ（在宅医療の4場面別にみた連携の推進）



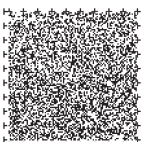
資料：厚生労働省資料「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver.3」（令和2年度）

今後の方向性

- ▶「在宅医療・介護連携支援センター」を中心に、市民や従事者からの医療や介護に関する相談への支援や情報提供、多職種の協働・連携を推進します。
- ▶医療・介護従事者による「在宅医療・介護連携推進会議」を開催し、医療と介護の連携の課題やその解決策について意見交換するとともに、多職種による「顔の見える」関係づくりや情報共有の仕組みづくりなどを推進します。
- ▶認知症施策や介護予防等の事業との連携を推進します。

主な取組

- ▶在宅医療・介護連携支援センター等による医療・介護従事者等からの相談支援の充実
- ▶地域ケアサポート医の拡充、アウトリーチによる相談支援の充実、認知症サポート医等との連携の推進
- ▶「あんしんリンク（相模原市版ケアマネタイム）」の推進等による地域の医療・介護の資源の把握
- ▶在宅医療・介護連携推進会議、医療・介護従事者との意見交換・情報共有の実施等による課題の抽出と対応策の検討
- ▶居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、地域密着型サービス等の連携の推進
- ▶支え手帳モデル事業の検証と評価、ICTの活用を含めた今後の在り方についての検討
- ▶救急連絡シートの活用促進
- ▶市医師会「在宅ケア連携室」との連携の推進



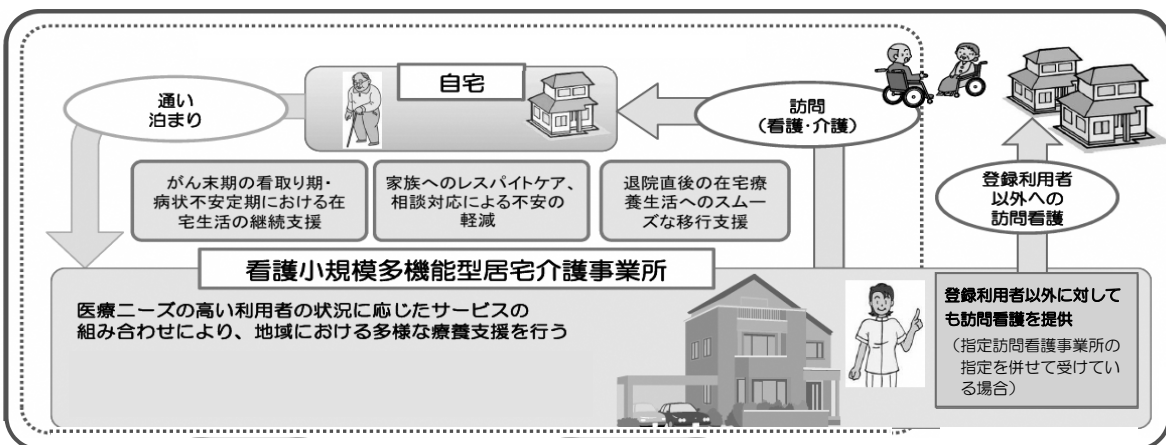
コラム

在宅療養を支える「地域密着型サービス」

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加する状況等を踏まえ、柔軟なサービスの提供によるケアの質の向上や家族負担の軽減に資するよう、看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスの更なる普及が求められています。

看護小規模多機能型居宅介護の概要

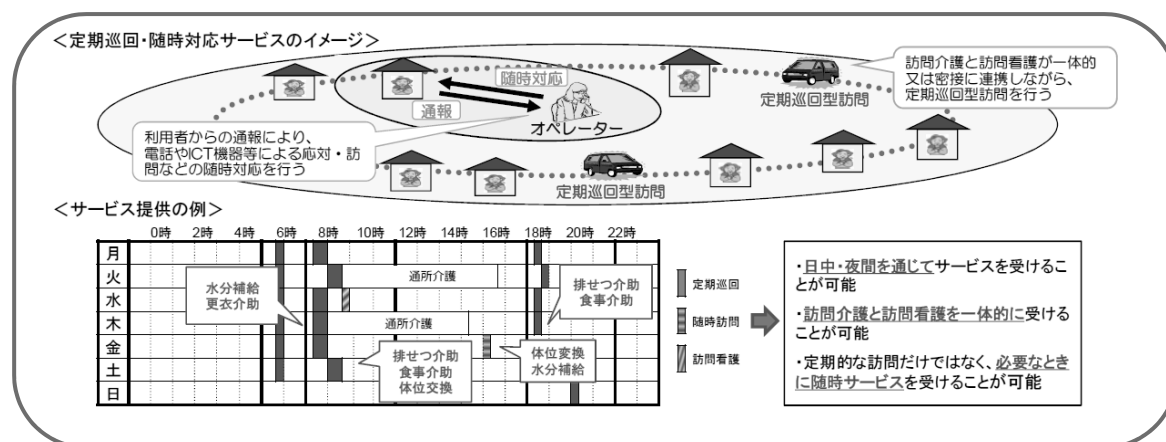
看護小規模多機能型居宅介護は、在宅で継続して生活するために本人の容態や希望に応じて「通い」「宿泊」「訪問」といったサービスを柔軟に組み合わせる小規模多機能型居宅介護に、「訪問看護」を組み合わせたもので、医療ニーズが高くなった方にも対応するサービスです。



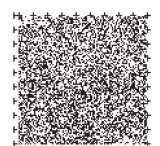
資料：厚生労働省資料「看護小規模多機能型居宅介護の概要（平成27年度）」（本市にて一部修正）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回訪問または随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、介護、家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。



資料：厚生労働省資料「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要」（本市にて一部修正）

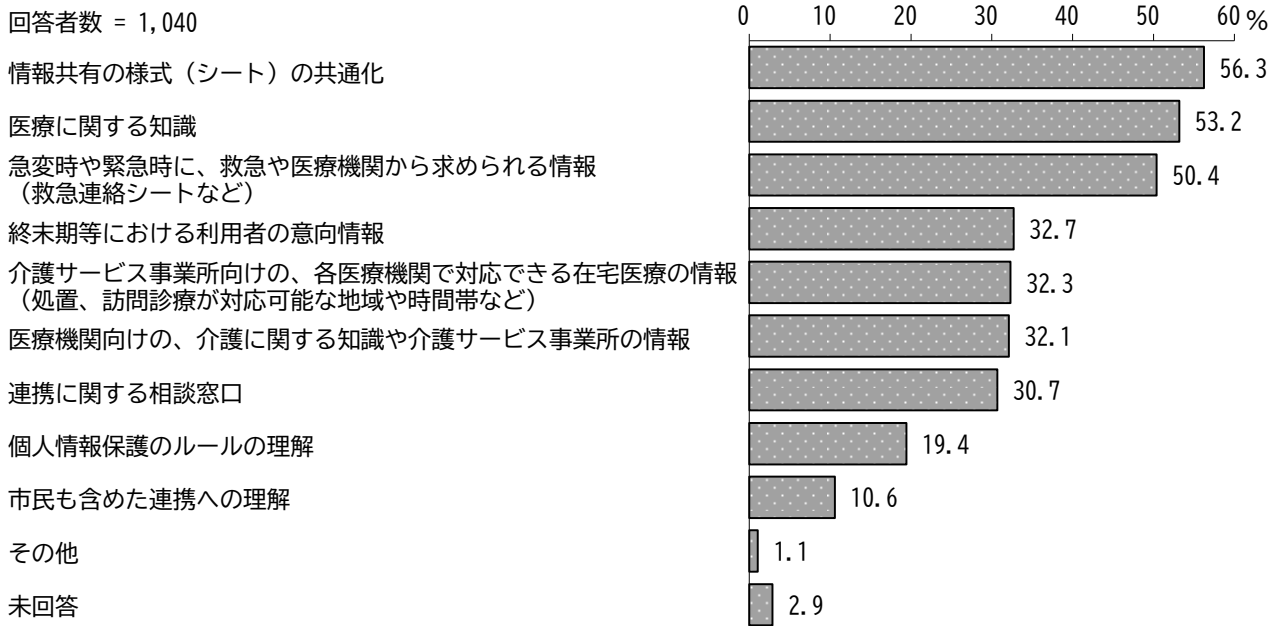


〔(2) 在宅医療・介護連携に関する人材の確保・育成等、市民への普及啓発〕

現状と課題

- ▶在宅医療・介護連携の推進には、人材の確保・育成等が必要です。
- ▶人材の確保・育成等を行うとともに、市民に在宅医療・介護連携の普及啓発を行う必要があります。

介護職員等が医療従事者と連携するために必要なもの（複数回答）



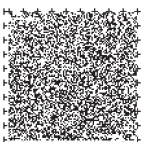
資料：相模原市「介護職員等に対する就労意識調査」（令和4年度）

今後の方向性

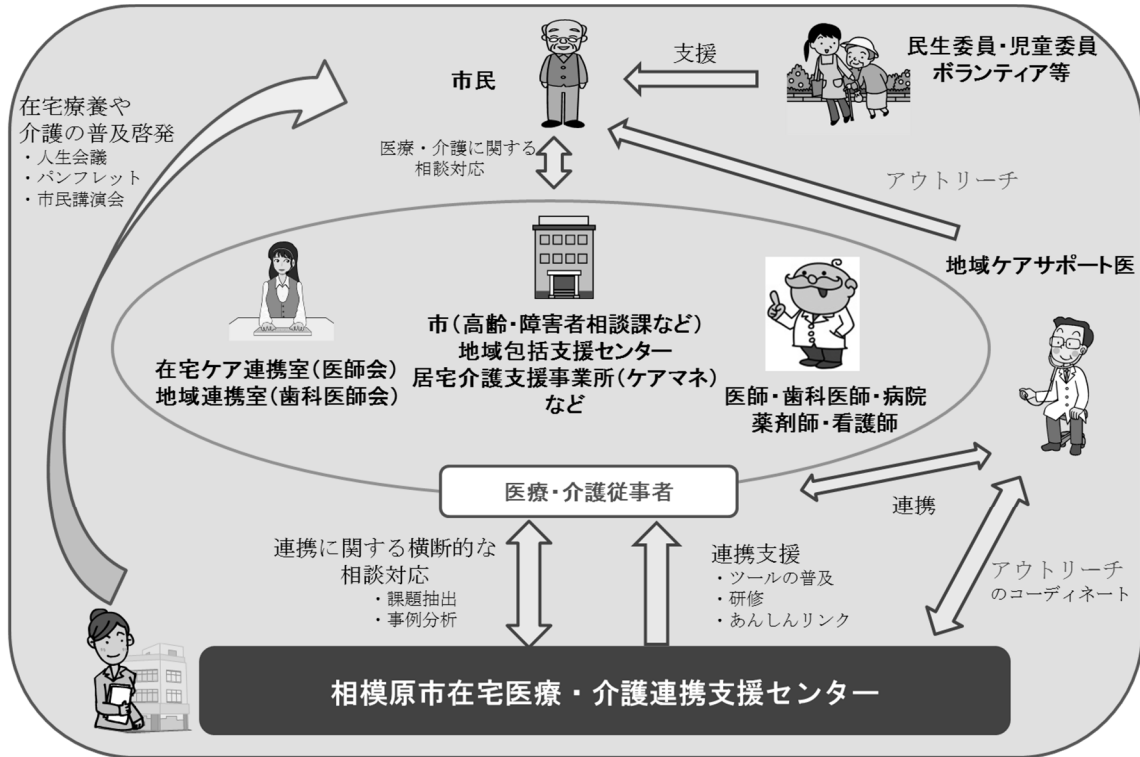
- ▶医療・介護連携を支える人材の確保・育成等を推進します。
- ▶現在、療養・介護が必要かどうかにかかわらず、市民が在宅医療・介護について理解し考える機会となるように、市民への普及啓発を行います。

主な取組

- ▶多職種研修会の開催等による医療・介護関係者の研修の実施
- ▶在宅医療・介護連携を担う医師等の養成研修の実施
- ▶講演会やホームページ等による市民への普及啓発
- ▶かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及
- ▶人生会議（ACP）の普及啓発



在宅医療・介護連携支援センターの役割



資料：本市作成

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

コラム 「人生会議」とは



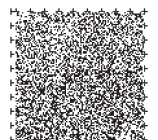
人生会議の
ロゴマーク

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やケガをする可能性があります。命の危険が迫った状態になると、約70%の方が、医療やケアなどを自分で決めたり望みを人に伝えたりすることが、できなくなると言われています。

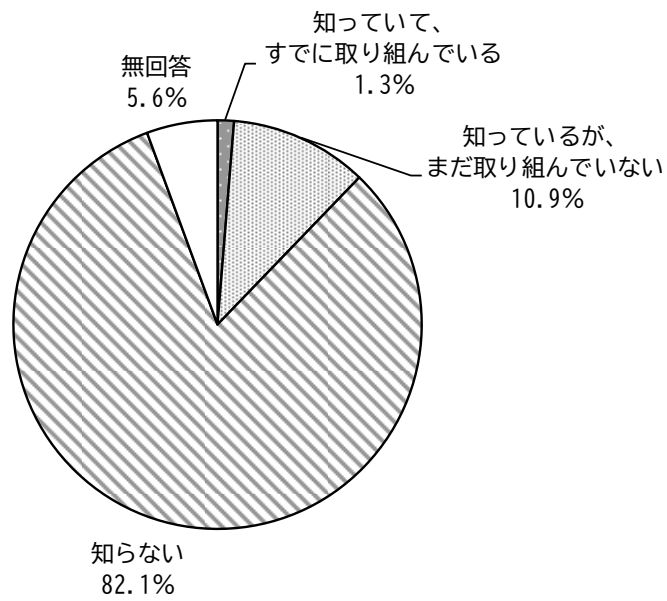
「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」とは、もしものときのために、自らが望む医療やケアについて前もって考え、家族等の信頼できる人や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のことです。

どのような医療やケアを望むかについては、医師等の医療従事者から本人や家族等へ適切な情報の提供と説明がなされた上で、本人の意思決定を基本として進めることが大切です。このような取組は個人の主体的な行いによって考え、進めるものです。知りたくない、考えたくない方への十分な配慮が必要です。

また、11月30日（いい看取り・看取られ）は、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日「人生会議の日」とされています。

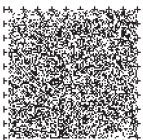


人生会議（ACP）の認知度



回答者数 = 7,518

資料：相模原市「高齢者等実態調査（一般調査）」（令和4年度）



施策の方向性2 認知症施策の推進

認知症施策については、「第6章 認知症施策推進計画」（97 ページ以降）において以下の取組に関する詳細な施策を展開しています。

- (1) 認知症への理解を深めるための普及啓発と本人からの発信支援の推進
- (2) 医療・ケア・介護サービス、介護者への支援
- (3) 若年性認知症の人への支援、社会参加支援、認知症の備え、認知症バリアフリーの推進

コラム

「認知症カフェ」について

認知症カフェとは、認知症のご本人・家族・地域にお住いの皆さん・専門職など誰もが参加でき、交流を図り、社会とつながることができる場です。

認知症の人にとって安心して過ごせる場であり、ボランティア（キャラバン・メイト・認知症サポーター及び一般市民）が活動できる場となっています。相模原市内には、現在様々な団体・機関が認知症カフェを運営しています。



【利用者の声】

ここへ来て、ただ皆さんのお顔を見るだけでもホッとしますし、自分の話を聞いてもらったり、他の方のお話を聞いたりすると、とても楽しい気持ちになります。



第1章

第2章

第3章

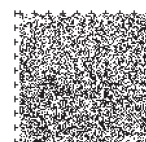
第4章

第5章

第6章

第7章

資料編



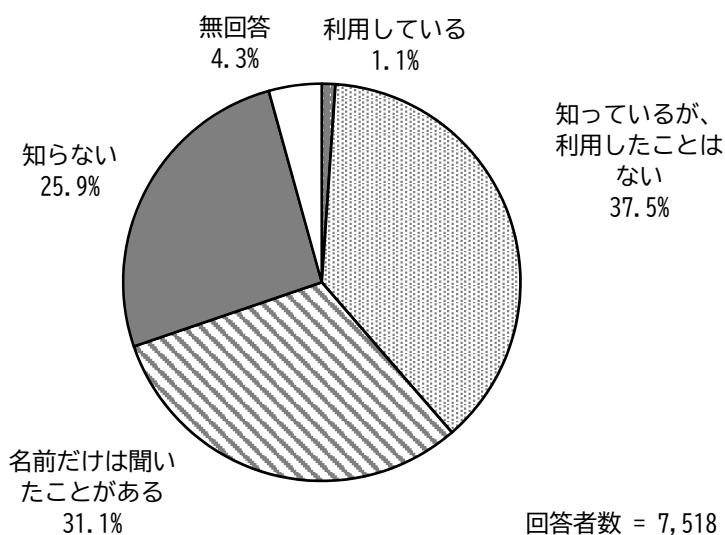
施策の方向性3 高齢者の権利擁護の推進

〔(1) 成年後見制度の利用促進〕

現状と課題

- ▶高齢者等実態調査の結果を見ると、成年後見制度の認知度について、「名前だけは聞いたことがある」または「知らない」と回答した方の割合は 57%となっており、認知度及び理解度が低いことが課題となっています。
- ▶認知症高齢者数等が増加することに伴い、成年後見制度の利用が必要と思われる方々の制度利用に向けた取組の推進が求められます。

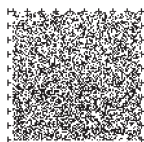
成年後見制度の認知度及び利用状況



資料：相模原市「高齢者等実態調査（一般調査）」（令和4年度）

今後の方向性

- ▶成年後見制度の理解促進や中核機関（さがみはら成年後見・あんしんセンター）のコーディネート機能の強化など、総合的な権利擁護支援策の充実を図ります。
- ▶市民後見人や法人、その他団体等の担い手の確保及び育成等の取組を推進するとともに、尊厳ある本人らしい生活を維持するための運用改善を図ります。
- ▶権利擁護に関する多様な分野・主体との包括的な連携に向けて、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化を図ります。
- ▶高齢者の消費者としての権利の確立と自立を支援し、安全で安心な消費生活の確保に向けた取組を推進します。



主な取組

- ▶成年後見制度の理解促進
- ▶中核機関のコーディネート機能の強化
- ▶成年後見制度利用支援事業の推進
- ▶担い手の確保・育成等の推進
- ▶権利擁護に関する多様な分野・主体との包括的な連携
- ▶権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能の強化
- ▶消費者被害の防止

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

コラム

成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が十分ではない方に対し、成年後見人等が本人に代わって福祉サービスの契約や不動産や財産の管理など法律行為全般を行い、本人の生活を支援する制度です。

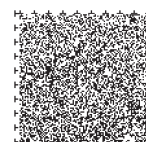
成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度とは、本人の判断能力が十分ではなくなった後に、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、判断能力が欠けているのが通常の状態の方を対象とする「後見」、判断能力が著しく不十分な方を対象とする「保佐」、判断能力が不十分な方を対象とする「補助」の3つの類型があります。

任意後見制度とは、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから契約の効力が生じます。

成年後見制度の利用促進が必要となる背景としては、少子高齢化の進行により、高齢世帯やひとり暮らし高齢者の増加とともに、認知症高齢者数も年々増加しており、判断能力が十分ではない支援を必要とする方が今後も増える見込みであることがあります。

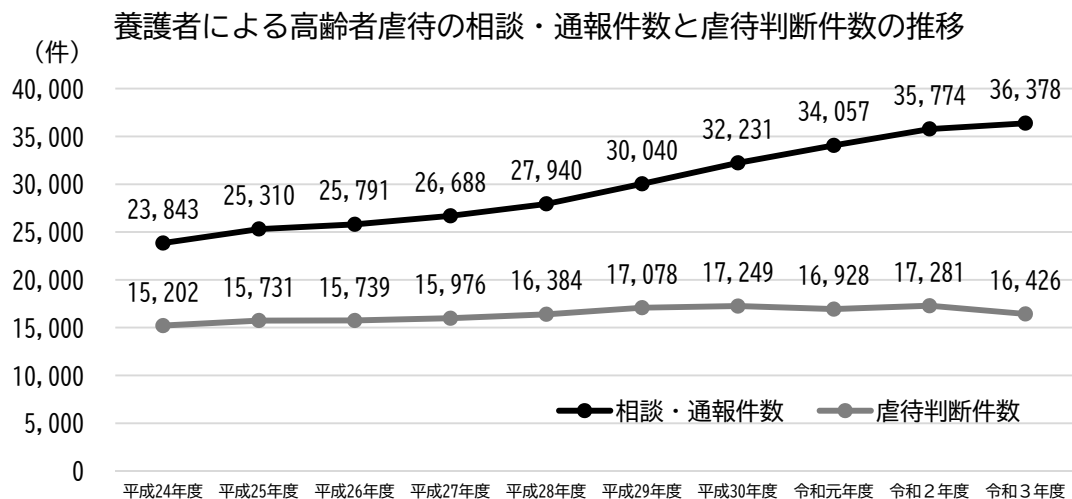
また、知的障害者、精神障害者のご家族も、親の高齢化が進む中、親亡き後の生活について、不安を抱えているという背景もあります。



〔2〕高齢者の虐待防止

現状と課題

- ▶今後も全国的に高齢者虐待の相談・通報件数の増加が見込まれることから、多様な主体との連携を図るとともに、包括的な視点から高齢者虐待の未然防止や早期発見に向けた施策の推進が求められます。



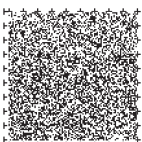
資料：厚生労働省 令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査

今後の方向性

- ▶高齢者が尊厳ある本人らしい生活を営むことができるよう、地域連携ネットワーク等を通じた高齢者の虐待防止に関する啓発を行います。
- ▶地域包括支援センターを中心に関係機関等との連携による高齢者虐待の未然防止及び相談や通報に対する迅速かつ円滑な対応など、虐待の早期解決を図ります。

主な取組

- ▶地域包括支援センター及び関係機関等との連携による虐待の早期解決に向けた取組の推進
- ▶高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会を通じた高齢者虐待防止に関する施策の推進
- ▶虐待防止のパンフレット等を活用した周知啓発



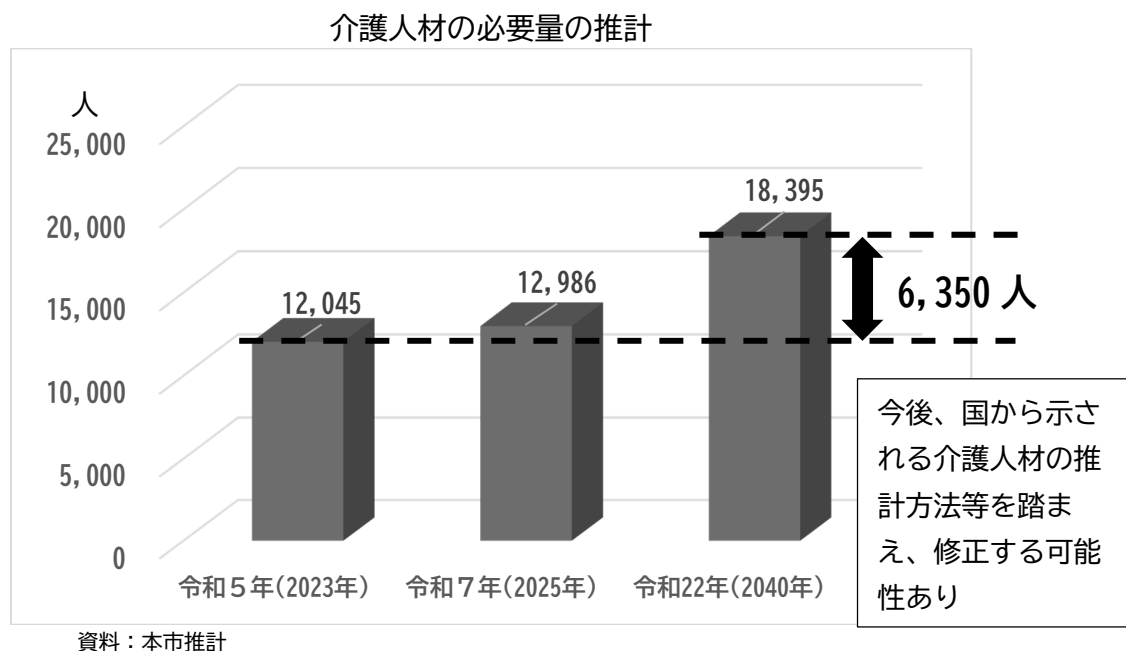
基本目標3 介護サービス基盤の充実

施策の方向性1 介護人材の確保・定着・育成

〔1) 多様な人材の参入促進に向けた取組の推進〕

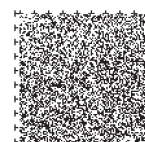
— 現状と課題 —

- ▶介護人材については、令和22（2040）年までに新たに6,350人が必要と見込んでいます。
- ▶増大する介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを安定的に確保するため、介護人材の確保・定着・育成に係る取組を進める必要があります。



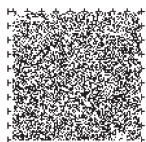
— 今後の方向性 —

- ▶介護の魅力発信等を通じて、介護への関心を広く喚起していくことで、新たに介護職を目指す人や他の分野に従事する人などの介護分野への就業を促進します。
- ▶公共職業安定所などの関係機関等と連携し、介護分野での就業機会の創出を図ります。



≡ 主な取組 ≡

- ▶幅広い世代の市民に対する介護の仕事の魅力発信
- ▶将来の介護人材（中学生・高校生）への啓発活動
- ▶就労意欲がある介護未経験者の参入促進
- ▶多様な人材確保に向けた就業機会の創出
- ▶介護サービス事業所等への研修による効果的な人材確保

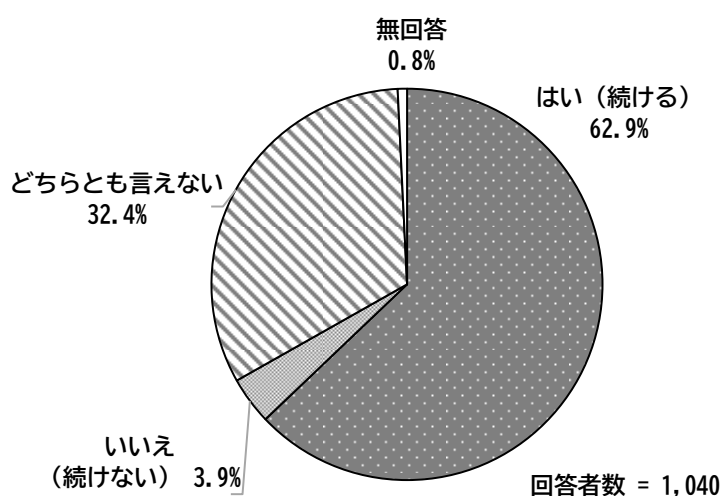


〔(2) 職員の資質向上と働きやすい職場づくり〕

現状と課題

- ▶本市が介護職員等を対象として実施した意識調査によると、介護職員として仕事を継続する意向のある人は、回答者の約6割となっています。
- ▶介護職員の育成と定着を図るため、キャリアアップの支援や働きやすい環境の整備などが求められています。

介護職員としての仕事の継続意向



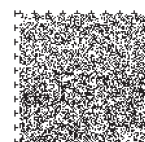
資料：相模原市「介護職員等に対する就労意識調査」（令和4年度）

今後の方向性

- ▶キャリア形成の仕組みづくりや従事者の資質の向上が図られるよう、職場内及び外部の研修の受講機会等の充実を図ります。
- ▶従事者のストレス緩和などの心の健康の保持増進に向けたメンタルヘルス対策等の推進を支援するとともに、一人ひとりの介護従事者がその能力を最大限に発揮することができる働きやすい環境の整備に努めます。

主な取組

- ▶介護職員等の知識習得、技術向上のための研修の実施
- ▶介護サービス事業所が実施する介護職員のキャリアアップ支援
- ▶介護職員等の就労相談の実施
- ▶メンタルヘルスに係る相談等の実施
- ▶介護サービス事業所等への研修による職場環境の改善

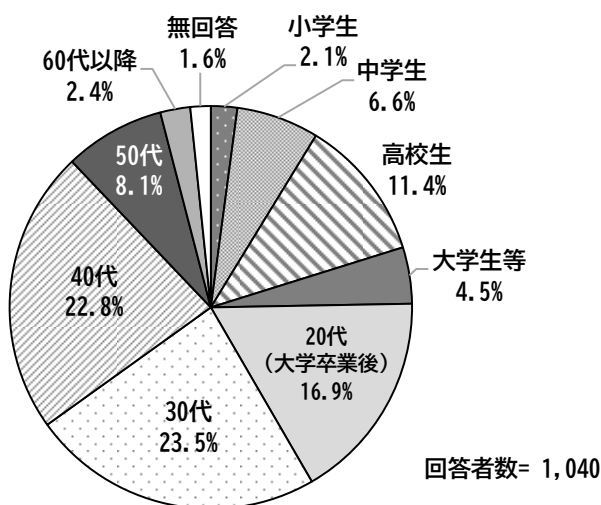


〔3) 介護への理解促進と魅力発信〕

現状と課題

- ▶本市が介護職員等を対象として実施した意識調査の結果を見ると、介護の仕事に関心を持ち始めた時期として、30代と回答した方が一番多く、次いで40代となっています。将来の介護人材確保に向けて、若年層に対する介護に関する啓発が必要です。
- ▶介護職員の確保を図るため、介護の仕事への理解促進と魅力の発信が必要です。

介護の仕事に関心を持ち始めた時期



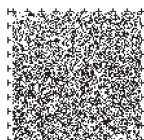
資料：相模原市「介護職員等に対する就労意識調査」（令和4年度）

今後の方向性

- ▶介護への関心を広く喚起していくことで、新たに介護職を目指す人や他の分野に従事する人などから魅力ある仕事として評価・選択されるよう、介護の理解促進、魅力発信に努めます。

主な取組

- ▶幅広い世代の市民に対して介護の仕事の魅力発信
- ▶将来の介護人材（中学生・高校生）への啓発活動



施策の方向性2 介護サービスの質の向上

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

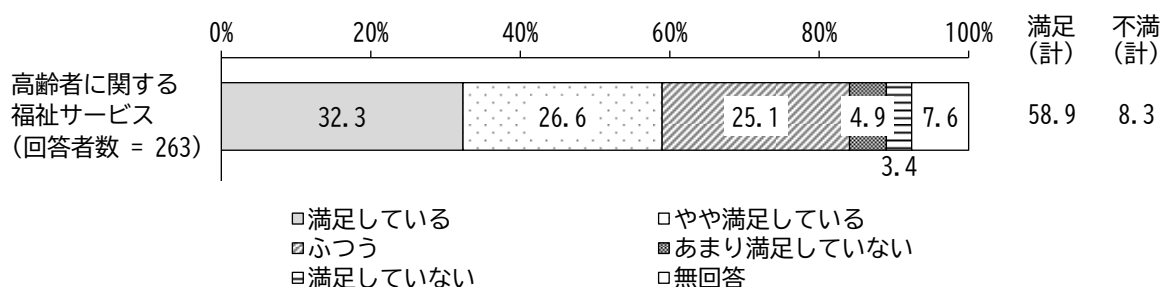
資料編

〔(1) 介護サービスの質の向上〕

現状と課題

- ▶本市が実施したアンケートの結果を見ると、利用している高齢者に関する福祉サービスについて、「満足している」または「やや満足している」と回答した人の合計は全体の約6割となっていますが、「満足していない」または「あまり満足していない」と回答した人も一定数います。
- ▶一人ひとりの状態に応じて、効果的な介護サービスを受けられるよう、介護サービスの質の向上が求められています。

利用している福祉サービスの満足度



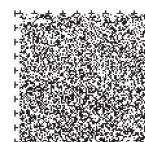
資料：相模原市「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート」（令和4年度）

今後の方向性

- ▶各種パンフレットなどによる介護保険制度に関する周知を充実するとともに、介護サービスの情報公表や自己評価、第三者評価を促進し、市民にとって分かりやすい情報提供に努めます。
- ▶介護サービス事業者への指導・助言や介護従事者等への研修を通じ、職場環境の整備と、利用者の目線に立った介護サービスの質の向上を促進します。

主な取組

- ▶介護保険に関する情報等の提供
- ▶障害のある人が高齢になっても柔軟に必要なサービスが受けられるよう、共生型サービスに関する取組の推進
- ▶介護保険法及び介護保険施設等指導（監査）指針に基づく指導・監査の実施



〔(2) 介護給付適正化事業の推進〕

現状と課題

- ▶介護給付適正化を図るため、ケアプラン等の点検を実施し、一定の成果を得ています。
- ▶介護給付費は、今後増大が見込まれることから、受給者が真に必要なとす過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう、更なる取組を進める必要があります。

今後の方向性

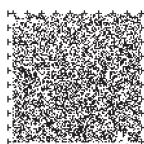
- ▶自立支援や重度化防止に資するよう、要介護認定の一層の適正化を図るとともに、ケアプラン等の点検を実施するなど介護給付適正化事業を更に推進します。

主な取組

- ▶要介護認定の適正化
- ▶ケアプランの点検、住宅改修の点検・福祉用具購入・貸与調査の実施
- ▶医療情報との突合・縦覧点検の実施

介護給付適正化事業の目標

事業名	事業の概要	事業内容（目標）
要介護認定の適正化	適切かつ公平な要介護認定を確保するため、要介護認定に係る調査票の点検を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○調査票の点検の全件実施 ○調査員研修の実施 ○審査会委員への事例検討事業の実施 ○各種データの分析・検証
ケアプラン等の点検の実施	受給者が真に必要なとすサービスを確保するため、介護支援専門員が作成したケアプラン（居宅サービス計画）の点検を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ケアプラン点検の実施（年間 400 件） ○点検結果のフィードバックの実施
	不適切または不要な住宅改修や福祉用具の購入・貸与を防止するため、申請内容の点検や受給者宅の調査を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○建築士等有資格者による申請内容の点検の実施 ○建築士等有資格者による調査の実施 ○福祉用具購入・貸与調査の実施
医療情報との突合・縦覧点検の実施	請求内容の誤り等を早期に発見するため、縦覧点検を実施するとともに、医療と介護の重複請求を防止するため、医療情報との突合を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○縦覧点検の実施（月 1 回） ○医療情報との突合の実施（月 1 回）



施策の方向性3 業務効率化の取組の強化

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

〔(1) 要介護認定の体制の整備〕

— 現状と課題

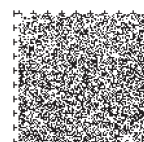
- ▶令和22年(2040年)の本市の要介護・要支援認定者数は現在の約1.17倍(16ページ参照)になると推計されており、今後、要介護・要支援認定者が増加していく見込みです。
- ▶増加する要介護・要支援認定者に的確に対応するため、要介護認定事務の効率化に取り組む必要があります。

— 今後の方向性

- ▶増加する要介護・要支援認定申請件数に対応するため、要介護認定事務の効率化を図り、迅速かつ適正に実施するための体制を整えます。

≡ 主な取組

- ▶要介護認定事務等の委託化の拡充
- ▶認定調査委託事業所の調査員に対する研修の実施



〔2) 介護現場の生産性の向上〕

現状と課題

- ▶高齢化の進行に伴う介護ニーズの増大が見込まれる中、生産年齢人口の減少により、介護人材の確保が困難となっています。
- ▶介護の質を維持・向上しつつ、急増・多様化する介護ニーズに的確に対応するため、介護現場の生産性の向上を促進する必要があります。

業務改善のイメージ

より良い職場・サービスのために今日からできること（業務改善の手引き）
（介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン）



5

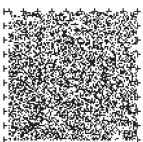
資料：厚生労働省 2023 介護事業所向け生産性向上ビギナーセミナー資料
「介護現場の生産性向上における厚生労働省の取組等について」より

今後の方向性

- ▶介護サービス事業所等の経営層・管理職等への研修等により、介護サービス事業所における生産性の向上を促進します。

主な取組

- ▶介護サービス事業所等への研修による生産性向上の促進
- ▶ロボットやICTの活用による介護職員等の負担軽減



施策の方向性4 介護サービス基盤の適切な整備

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

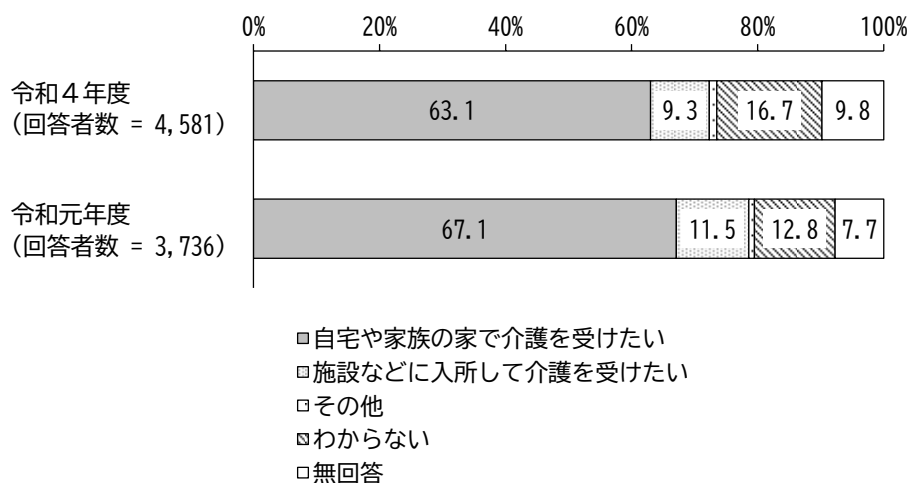
資料編

〔(1) 地域密着型サービスの拠点の整備〕

現状と課題

- ▶高齢者等実態調査の結果を見ると、要介護認定を受けた高齢者のうち、引き続き在宅で介護を受けたいと希望する方が多くなっています。
- ▶現行の介護サービス事業所等の整備状況や利用者ニーズを踏まえつつ、令和22(2040)年を見据え、高齢者が安心して介護サービスを受けることができるように、安定的な介護サービスの供給体制を確保する必要があります。

今後、どこで介護を受けたいか

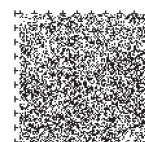


資料：相模原市「高齢者等実態調査（介護保険認定者調査）」（令和元年度・令和4年度）

今後の方向性

- ▶日常生活圏域ごとの整備状況や利用者ニーズなどを踏まえた地域分析を実施し、必要な圏域への地域密着型サービス※の整備を促進します。
- ▶地域密着型サービスの普及を促進し、利用しやすい環境づくりを進めます。

※地域密着型サービスについては、18ページを参照



主な取組

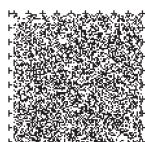
- ▶日常生活圏域ごとの必要量を踏まえた、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備促進
- ▶地域密着型サービスの普及促進

地域密着型サービスの整備実績・目標（累計）

		第8期計画実績			第9期計画目標			第10期計画目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
認知症対応型共同生活介護（床）※	年度末整備数	1,337	1,319	1,400	1,400	1,454	1,508	1,562	1,616	1,670
	増床数	0	▲18	81	0	54	54	54	54	54
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（か所）	年度末整備数	8	9	10	10	11	12	13	14	15
	新規整備数	1	1	1	0	1	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護（か所）	年度末整備数	30	30	30	30	32	34	36	38	40
	新規整備数	▲1	0	0	0	2	2	2	2	2
看護小規模多機能型居宅介護（か所）	年度末整備数	4	6	7	8	9	10	11	12	13
	新規整備数	1	2	1	1	1	1	1	1	1

※ 認知症対応型共同生活介護の不足が想定される日常生活圏域（橋本、津久井、中央、大野南、相模台、東林）を中心に、整備を促進します。

※ 地域密着型特定施設の整備実績、整備目標はありません。

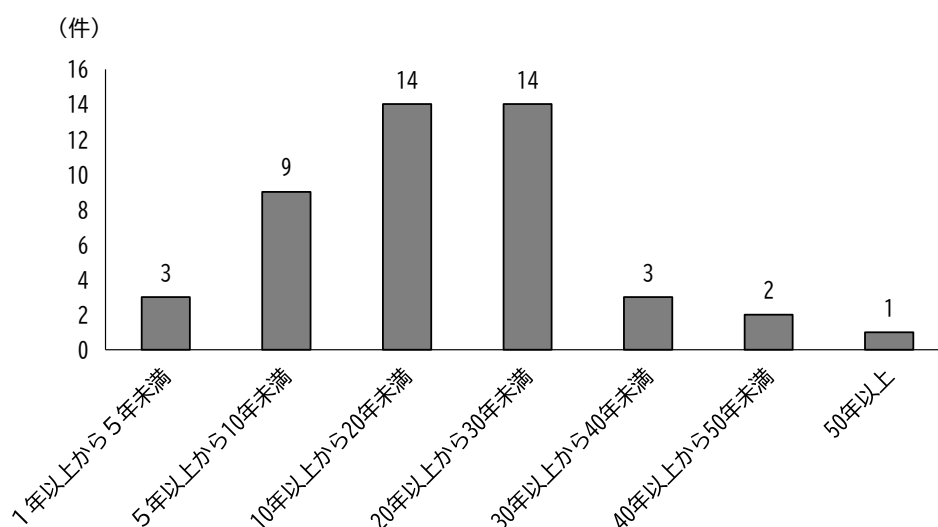


〔2) 特別養護老人ホーム等の適切な整備〕

現状と課題

- ▶本市には、開設から30年以上経過した特別養護老人ホームは6か所あり、そのうち1か所は50年以上経過しています。
- ▶在宅での生活が困難な高齢者等の増加に対応するため、特別養護老人ホーム等の適切な整備に加え、令和22(2040)年を見据え、老朽化した特別養護老人ホーム等の改修支援が求められています。
- ▶低所得者の安心した生活を支えるため、低廉な料金設定の施設の確保が求められています。

特別養護老人ホームの開設からの経過年数（本市所在施設）



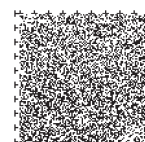
資料：本市資料

今後の方向性

- ▶有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備状況等を踏まえ、特別養護老人ホーム等の需要を把握したうえで、供給体制の検討を行います。
- ▶将来を見据え、居宅サービスや地域密着型サービス等を利用しても、在宅での生活を継続することが困難な高齢者等の増加に対応するため、修繕を含めた既存の特別養護老人ホーム等の有効活用を図ります。

主な取組

- ▶特別養護老人ホーム等の計画的な供給体制の検討
- ▶居住費等の低廉な料金設定の施設の整備促進
- ▶老朽化した特別養護老人ホーム等の大規模修繕への支援



特別養護老人ホーム等の整備実績・目標（累計）

		第8期計画実績			第9期計画目標			第10期計画目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（床）※1	年度末整備数	3,314	3,314	3,343	現状維持					
	増床数	90	0	29						
介護老人保健施設（床）	年度末整備数	1,231	1,231	1,231	現状維持					
	増床数	0	0	0						
介護療養型医療施設（床）※2	年度末整備数	80	80	0						
	増床数	▲235	0	▲80						
介護医療院（床）※3	年度末整備数	308	308	388	388	444	444	現状維持		
	増床数	219	0	80	0	56	0			
特定施設（介護付き有料老人ホーム等）（床）	年度末整備数	2,283	2,235	2,235	現状維持					
	増床数	0	▲48	0						

※1 地域密着型介護老人福祉施設を含みます。

※2 介護療養型医療施設は、令和6年3月末で設置期限を迎え廃止となります。

※3 新規整備は見込まず、医療療養病床からの転換予定床数を目標値とします。

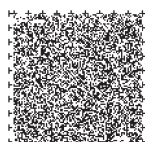
高齢者向け住宅等の整備実績・目標（累計）

		第8期計画実績			第9期計画目標			第10期計画目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養護老人ホーム（定員）	年度末整備数	80	80	80	現状維持					
	増定員数	0	0	0						
軽費老人ホーム（定員）	年度末整備数	218	218	218	現状維持					
	増定員数	0	0	0						
サービス付き高齢者向け住宅（戸数）	年度末住戸数	1,581	1,581	1,696	1,811	1,926	2,041	2,156	2,271	2,386
	増戸数	66	0	115	115	115	115	115	115	115
有料老人ホーム（定員）	年度末整備数	3,917	4,466	4,731	4,996	5,261	5,526	5,791	6,056	6,321
	増定員数	277	549	265	265	265	265	265	265	265
高齢者向け市営住宅（戸数）	年度末住戸数	522	522	503	485	467	433	397	379	359
	増戸数	0	0	▲19	▲18	▲18	▲34	▲36	▲18	▲20

※ 有料老人ホームは、介護付き有料老人ホームと住宅型有料老人ホームの合計数で、サービス付き高齢者向け住宅を含みません。また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅のうち、住宅型有料老人ホームは、令和5年度までの整備実績の傾向から令和6年度以降を推計しています。

※ 高齢者向け優良賃貸住宅については、目標値の算出が困難であるため、掲載していません。

※ 軽費老人ホーム及び有料老人ホームは、翌年度の4月1日時点の数値



基本目標4 地域のネットワークづくりの強化

第1章

施策の方向性1 地域のネットワークづくりの推進

第2章

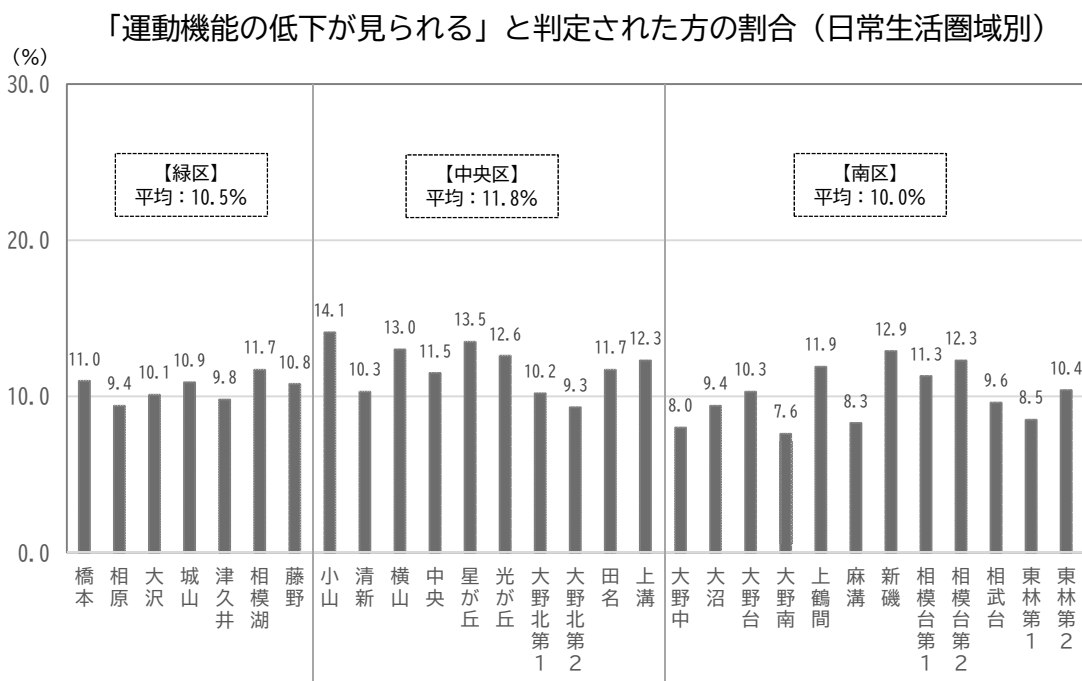
〔(1) 地域ケア会議を通じた地域支援体制の充実〕

第3章

現状と課題

- ▶高齢者等実態調査の結果を見ると、運動機能の低下の状況等について、地域ごとに状況が異なっています。
- ▶地域ケア会議において、地域の実情に応じた課題を把握し、課題解決に向けた取組を進める必要があります。

第4章



資料：相模原市「高齢者等実態調査（一般調査）」（令和4年度）

第5章

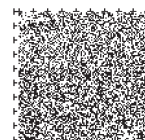
第6章

第7章

今後の方向性

- ▶地域ケア会議を通じて個別事例等の検討から地域課題を抽出し、課題に対する地域資源の開発を推進します。
- ▶地域の様々な関係者と連携・協働し、地域の実情に応じたネットワークの構築を進め、高齢者が主体的に課題解決に参画できる仕組みづくりに取り組みます。
- ▶各地域における取組の好事例を、全市的な高齢者福祉施策の展開につなげていきます。

資料編



≡ 主な取組 ≡

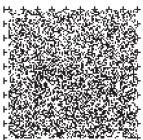
- ▶多職種連携による地域課題の把握
- ▶高齢者自身の役割や生きがいに沿った社会参加の機会や地域資源の創出
- ▶地域ケア会議におけるネットワークを活かした課題解決に向けた取組や仕組みづくりの推進
- ▶市内で展開されている様々な地域課題への取組の情報収集と情報共有

コラム

多職種連携とは

多職種連携とは、本人の尊厳ある自立した暮らしの実現という共通した目標に向けて、本人・家族とともに、保健・医療・介護の専門職や、ボランティア、民生委員、自治会など、支援等に携わる様々な機関・専門職が、支援チームとして機能するよう、連携し合うことです。

多職種連携は、地域包括ケアシステムのために必須であり、それぞれの機関・専門職に、対象者の目標理解や、相互の立場を理解・尊重するコミュニケーション能力などを活用した実践が求められます。

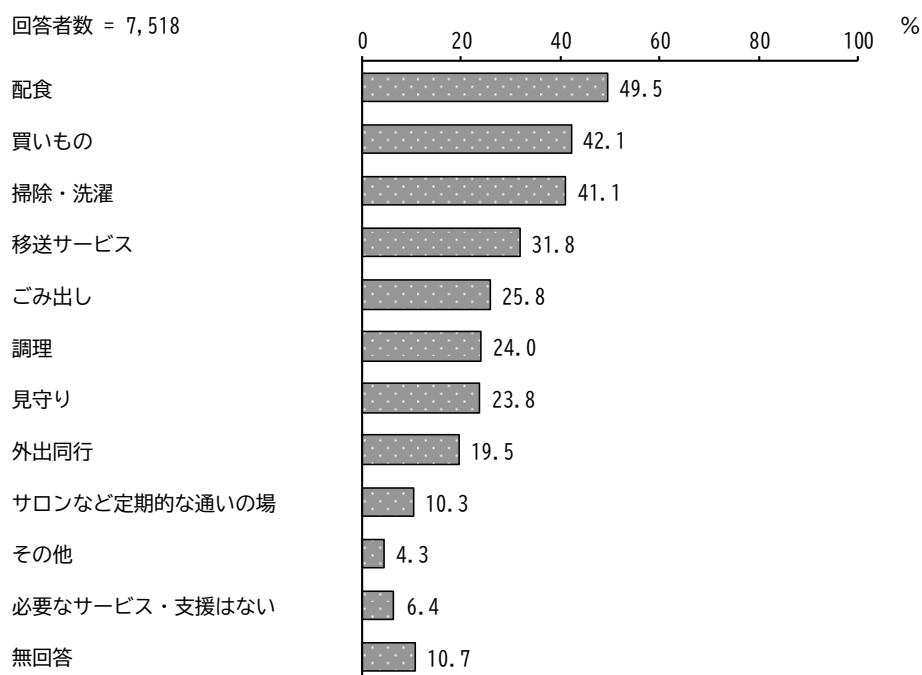


〔(2) 互助による地域包括ケア体制の構築と推進〕

— 現状と課題

- ▶高齢者等実態調査の結果を見ると、在宅生活を継続していくために、配食、買いもの、掃除・洗濯等の支援・サービスが求められています。
- ▶高齢者の多様なニーズに応え、住み慣れた地域での自立した生活を支えるため、多様な主体による支援が求められています。

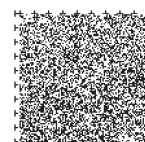
今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答）



資料：相模原市「高齢者等実態調査（一般調査）」（令和4年度）

— 今後の方向性

- ▶介護予防活動への参加や買い物等の身近な地域でのお出かけ支援として、住民主体の移動支援活動を支援します。
- ▶高齢者の生活を支えるため、身近な地域での生活支援に関する情報等を効果的に発信します。
- ▶地域の実情を踏まえ、ボランティアやNPO法人、社会福祉法人等の多様な主体によるサービス提供の支援を行うとともに、生活支援サービスを提供するボランティア等、地域の担い手の発掘、育成と組織化を促進します。
- ▶コミュニティソーシャルワーカー等による生活支援を充実します。
- ▶介護と育児のダブルケアなど、複合化・複雑化した課題を抱える世帯への支援に向けて、包括的な支援体制の整備を行います。



主な取組

- ▶高齢者等に対する移動支援を行う団体への支援
- ▶生活支援情報等の効果的な発信
- ▶ボランティア等の地域の担い手の発掘、育成と組織化の促進
- ▶コミュニティソーシャルワーカー等による地域資源の把握や、地域の担い手などの地域資源と高齢者のニーズのマッチングによる、生活支援の充実
- ▶地域ケア会議などを通じた地域の多様な支援者との連携や多機関協働による相談支援体制の構築

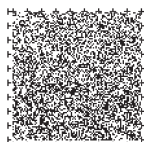
コラム

地域資源とは

地域には組織・団体・場所・物資・情報等様々な資源が存在しており、公的なサービスからインフォーマルな支援まで幅広く地域資源と捉えています。

コミュニティソーシャルワーカー等は地域の多種多様な資源を把握し、在宅生活の継続に向け必要な資源を検討、開発を行います。

特に本市においては、互助による地域包括ケア体制の構築と推進に向けて、自治会連合会や老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等の地域団体の構成員や地域の介護予防や生活支援に関する活動団体の会員、介護予防サポーターやキャラバン・メイト、ボランティア等の地域で活動している人材との協働により多様な主体による活動を促進していきます。

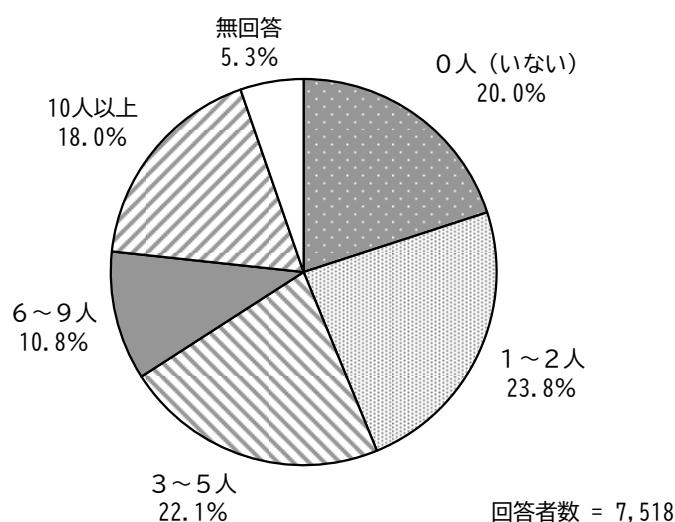


〔3) 地域における見守りのネットワークづくりの推進〕

現状と課題

- ▶高齢者等実態調査の結果を見ると、1か月の間に友人・知人と会った人数が「0人」または「1～2人」と回答した方の合計は、全体の約4割となっています。
- ▶ひとり暮らし高齢者等の増加により、見守り体制の整備が求められています。

1か月の間に会った友人・知人の人数



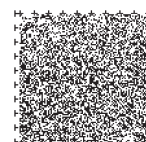
資料：相模原市「高齢者等実態調査（一般調査）」（令和4年度）

今後の方向性

- ▶地域の関係者による重層的な見守り体制のネットワークづくりを推進します。

主な取組

- ▶地域の団体や民生委員・児童委員による見守り活動の推進
- ▶民間事業者等を含めた重層的な見守り体制の整備



施策の方向性 2 包括的支援体制・相談支援ネットワークの充実

〔(1) 分野を超えた包括的な相談支援体制の整備〕

— 現状と課題

- ▶本市では、高齢、障害、子ども、生活困窮の福祉分野ごとに相談支援体制を設けています。しかし、地域の中では、複合的な課題を抱えて、適切な支援に結びつかない世帯や公的なサービスだけでは解決できない課題を抱えている方がいます。
- ▶分野別の相談対応ではなく、相談者のニーズに応じて、抱える課題に関する相談を断らずに、丸ごと受け止める体制を整える必要があります。

— 今後の方向性

- ▶複合化・複雑化した課題について、相談を受けることができる体制を整備するとともに、課題について分野横断的に検討を行うことができる人材を育成します。

≡ 主な取組

- ▶複合化・複雑化した課題について、分野横断的に検討を行うことができる人材の育成
- ▶他機関連携の専門職のネットワークの形成

コラム

複合化・複雑化した課題

【ケアラー・ヤングケアラーへの支援・8050問題・ダブルケア】

○ケアラー・ヤングケアラー

「介護」「看病」「療育」「世話」「心身に不調のある家族への気遣い」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などへ無償でケアをする「ケアラー」への支援が求められます。

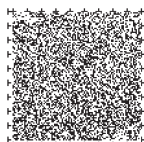
また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に子どもが行い、勉強や部活動等に影響が生じている「ヤングケアラー」の問題への対応も必要です。

○8050問題

80代の親がひきこもりの子どもを経済的に支えている世帯が、介護や生活困窮の悩みを抱えたまま、助けを求められず社会から孤立してしまうことなどをいいます。

○ダブルケア

1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面するという状態のことなどをいいます。

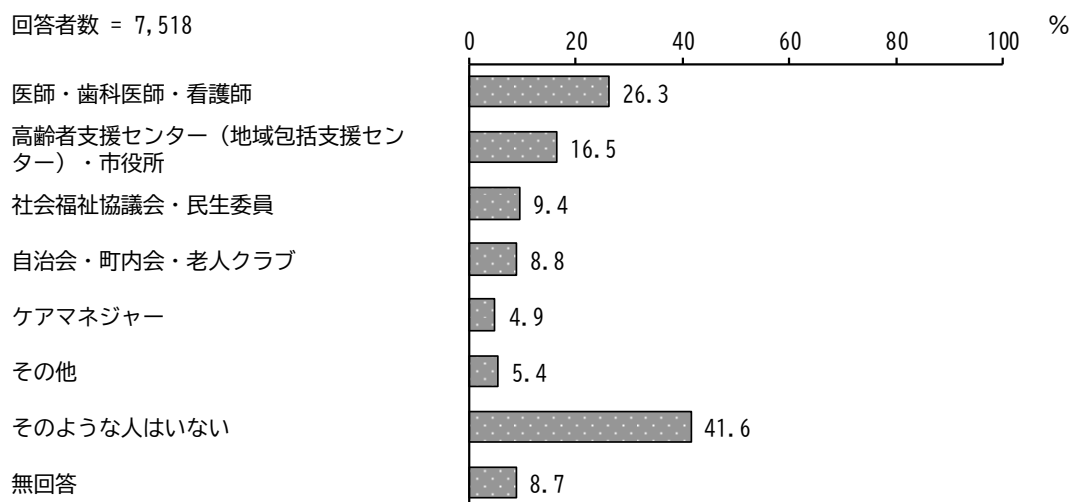


〔2) 地域包括支援センターの機能の充実〕

現状と課題

- ▶高齢者等実態調査の結果を見ると、何かあったときの相談先として「そのような人はいない」の割合が41.6%と最も高くなっています。次いで「医師・歯科医師・看護師」の割合が26.3%、「地域包括支援センター・市役所」が16.5%となっています。
- ▶地域住民の複合化・複雑化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族等への介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や役割は増大しています。

何かあったときに相談する相手（家族や友人・知人以外、複数回答）



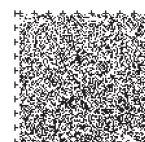
資料：相模原市「高齢者等実態調査（一般調査）」（令和4年度）

今後の方向性

- ▶地域包括支援センターの職員の資質向上や働きやすい環境の整備、負担軽減などにより、相談支援の機能の充実を図ります。
- ▶市が担う基幹的地域包括支援センターとしての機能を充実し、各地区の地域包括支援センターの後方支援や総合調整を行い、効率的・効果的な運営を推進します。
- ▶地域包括支援センター運営協議会により、地域包括支援センターにおける適正、公正かつ中立な運営の確保を図ります。
- ▶多くの地域で共通する高齢者の生活課題について市域レベルでの協議を行い、課題解決等に向けて検討します。

主な取組

- ▶地域包括支援センターの業務の実施状況の把握と、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化についての検討
- ▶研修等を通じた地域包括支援センターの後方支援
- ▶地域包括支援センターの取組の成果等の評価、検討の実施
- ▶地域ケア会議の運営支援等による地域づくりに向けた支援

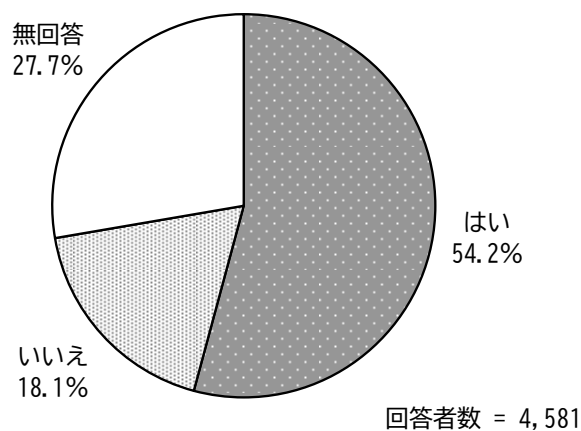


〔3〕 家族等の介護者への支援の充実

現状と課題

- ▶高齢者等実態調査の結果を見ると、主な介護者が、介護をすることについて、ストレスを感じるときがあると回答した割合は約5割となっています。
- ▶認知症高齢者等の増加により、介護をしている家族等への更なる支援が求められています。
- ▶介護を必要とする高齢者のみならず、ヤングケアラーやダブルケア等の課題を抱える世帯に対する支援の充実や負担軽減のための支援が必要です。

介護をすることについて、ストレスと感ずるときがあるか



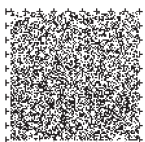
資料：相模原市「高齢者等実態調査（介護保険認定者調査）」（令和4年度）

今後の方向性

- ▶家族等の介護について、専門職と情報共有し、在宅生活の継続に向けた支援を推進します。
- ▶地域の身近な場所で、認知症の人やその家族が相談、リフレッシュできる交流の場づくりを推進します。
- ▶ヤングケアラーも含めた家庭における介護の負担軽減として、家族等の介護者の日々の悩み等に対応する電話相談や地域包括支援センターによる介護者支援を推進します。
- ▶家族等の介護者本人の人生に視点を置いて、介護者支援を行います。

主な取組

- ▶認知症カフェ等の「通い（集い）の場」の拡充
- ▶短期入所等によるレスパイトケアの充実
- ▶高齢者の介護家族・高齢者電話相談の実施
- ▶介護家族教室の開催等、地域包括支援センターにおける家族等の介護者支援の充実



基本目標5 高齢者の多様な居住環境の実現

第1章

施策の方向性1 高齢者の居住安定に係る施策の推進

第2章

〔1) 高齢者向けの住まいづくりの推進〕

第3章

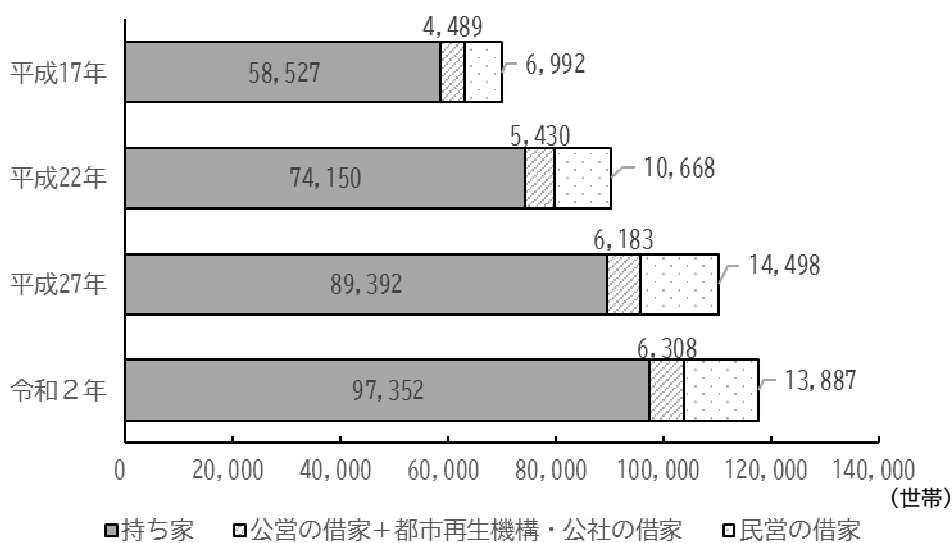
現状と課題

- ▶高齢者のいる世帯の住居については、持ち家は平成17年以降増加している一方で、民営の借家は、調査のたびに増加していましたが、平成27年から令和2年にかけて減少しました。高齢であることを理由に高齢者が拒まれたり、継続して住むことを拒否されるという指摘もあります。
- ▶福祉サービス等と連携した安心して暮らせる住まいの供給とともに、民間賃貸住宅への入居支援が求められています。

第4章

住居の所有形態別に見た高齢者のいる世帯（主世帯）数の推移

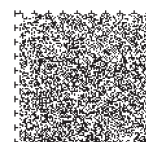
第5章

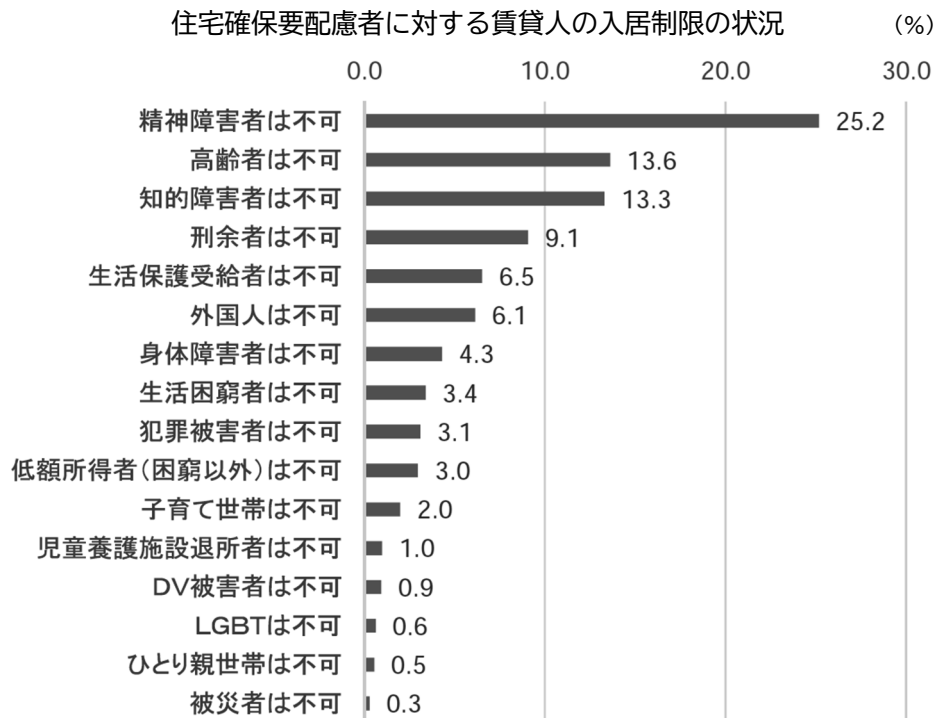


第6章

第7章

資料編





資料：国土交通省資料より（出典：（令和3年度）家賃債務保証業者の登録制度等に関する実態調査報告書）

高齢者向け住宅の整備状況

区分	現状値
高齢者向け住宅	6,939 戸 (床)
サービス付き高齢者向け住宅 (住戸数)	1,581 戸
高齢者向け市営住宅 (住戸数)	522 戸
高齢者向け優良賃貸住宅 (住戸数)	152 戸
有料老人ホーム (定員数)	4,466 床
軽費老人ホーム (定員数)	218 床

資料：本市資料

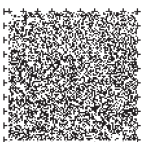
注：サービス付き高齢者向け住宅及び高齢者向け市営住宅は、令和5年3月31日現在の戸数

高齢者向け優良賃貸住宅は、令和5年6月30日現在の戸数

有料老人ホーム及び軽費老人ホームは、令和5年4月1日現在の床数

今後の方向性

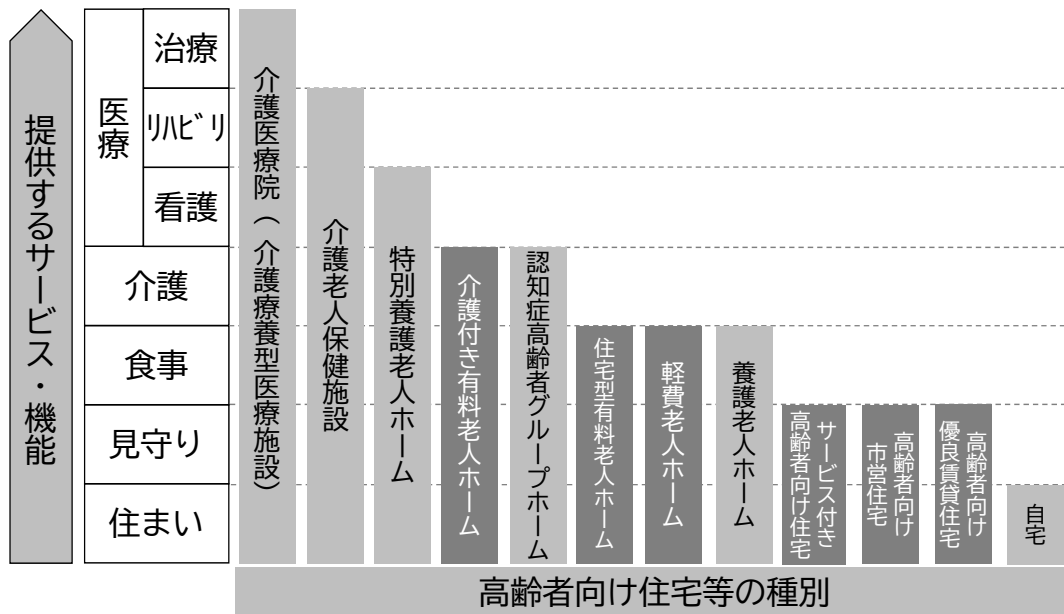
- ▶高齢者が安心して暮らせるように、住宅施策と高齢者福祉・介護保険施策の連携を図り、高齢者の多様なニーズを踏まえて、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向けの住まいを確保するほか、市、不動産団体及び居住支援団体の連携による民間賃貸住宅への入居支援など、高齢者の安定した居住の確保のための施策を推進します。
- ▶高齢者が重度な要介護状態となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で生活を営むことができるように、住まいの改修等を促進します。



主な取組

- ▶ニーズを踏まえた高齢者に適した住まい等の供給
- ▶民間賃貸住宅への入居支援等
- ▶住宅改修に係る情報の提供と専門的指導・助言

高齢者の住まい・施設の種別と提供サービス・機能の対応に関するイメージ図



資料：本市作成

第1章

第2章

第3章

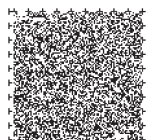
第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

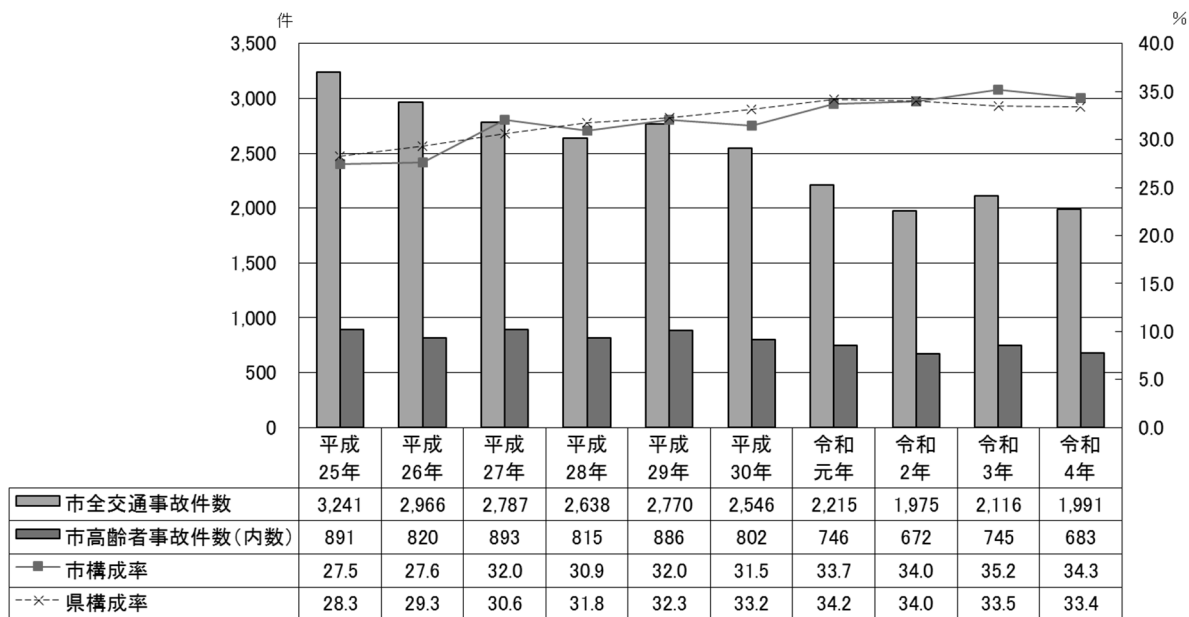


〔(2) 高齢者等が安心・安全に暮らし、参加できるまちづくりの推進〕

現状と課題

- ▶高齢者が関係した交通事故件数は減少傾向にありますが、市内の全交通事故件数に占める高齢者事故の割合は高くなっています。
- ▶高齢者が安心かつ安全に快適に暮らすことができるまちづくりに向けて、高齢者が関わる交通事故や犯罪被害を防止する必要があります。

本市における高齢者の事故件数



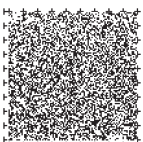
資料：「令和4年度相模原市交通安全対策事業取組状況報告書」より作成

今後の方向性

- ▶高齢者等が安心かつ安全に快適に暮らすことができる社会に向け、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりを推進します。
- ▶高齢者に関わる交通事故を防止するため、高齢者の交通手段利用の特性に応じた交通安全対策を行います。また、特殊詐欺などの犯罪被害を防止するため、防犯の意識啓発を図り、地域防犯力向上に向けた取組を推進します。

主な取組

- ▶ユニバーサルデザインの推進
- ▶高齢者の交通安全対策の推進
- ▶特殊詐欺被害防止の取組



施策の方向性 2 災害や感染症への備え

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

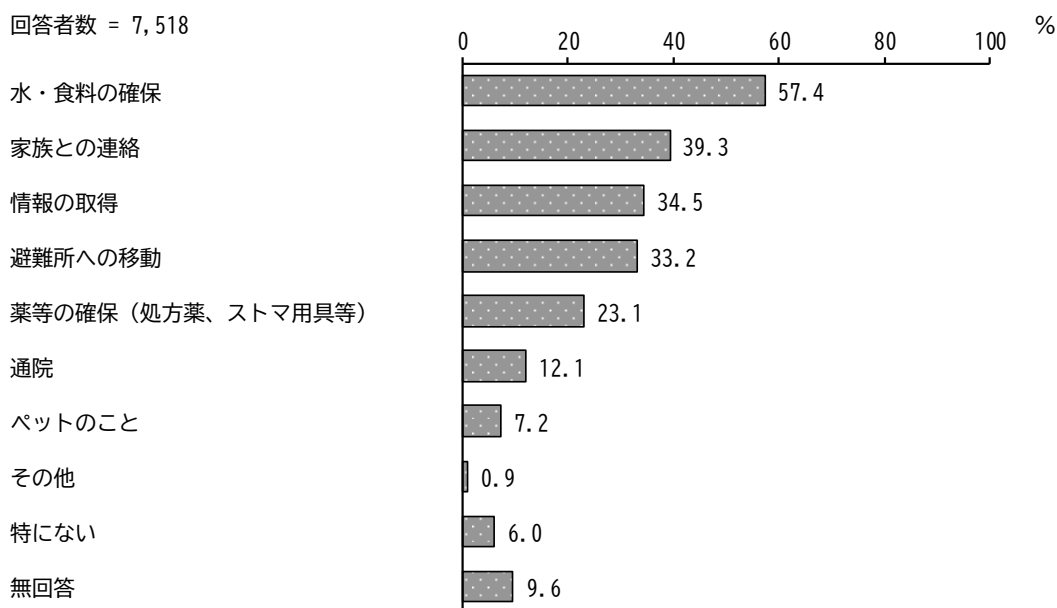
資料編

〔(1) 災害に対する備えと支援〕

現状と課題

- ▶高齢者等実態調査の結果を見ると、災害が起こった時に不安に思うこととして、水・食料の確保や情報の取得を挙げる回答が多くなっています。
- ▶近年の大規模自然災害の増加を受け、災害に対する備えと支援体制の充実が求められています。

災害が起こった時に不安に思うこと（3つまで選択）



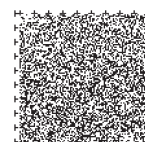
資料：相模原市「高齢者等実態調査（一般調査）」（令和4年度）

今後の方向性

- ▶災害に備え、介護サービス事業所等や地域と連携し、避難計画の作成や訓練、啓発、備蓄等、平時からの事前準備を促進、支援します。
- ▶災害時における要介護者等の要援護者に対する支援体制の充実を図ります。

主な取組

- ▶防災や災害時避難等の周知、啓発
- ▶災害時要援護者の支援対策の充実
- ▶介護サービス事業所等との連携による福祉避難所の充実
- ▶災害時の介護サービス事業所等への支援の検討
- ▶介護サービス事業所等の防災対策に伴う改修等への支援の検討



〔(2) 感染症に対する備えと支援〕

— 現状と課題

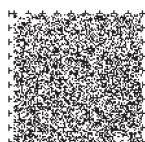
- ▶令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、感染症の予防や感染拡大防止等の取組が求められています。

== 今後の方向性

- ▶感染症の拡大に備え、感染症予防・感染拡大防止対策の周知・啓発を行います。
- ▶介護サービス事業所や地域と連携し、必要な物資の備蓄等、平時からの事前準備を促進、支援します。

=== 主な取組

- ▶感染予防・感染拡大防止対策に関する周知、啓発
- ▶感染拡大に備えた体制等の事前準備の促進、支援
- ▶感染拡大時の介護サービス事業所への支援の検討



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章 日常生活圏域の現状と課題及び 取組の方向性

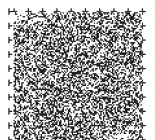
第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

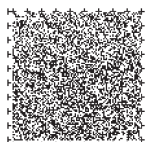


1 日常生活圏域

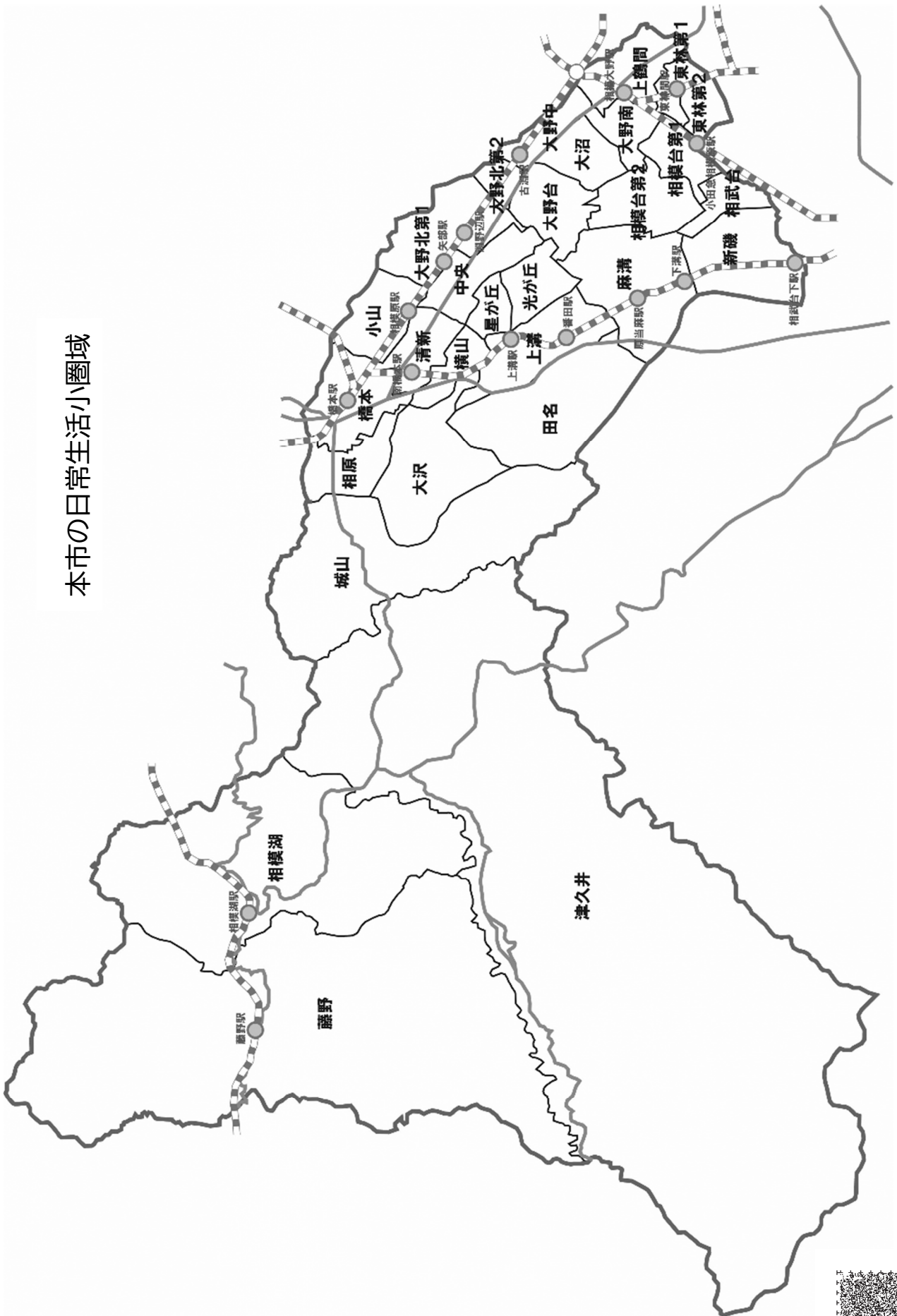
本市では、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保され、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、「日常生活圏域」を設定しています。本市の設定する 22 の「まちづくり区域」（地区ごとのまちづくりを進める上で基礎的単位とする区域）との整合を図るため、22 の「日常生活圏域」を設定します。

また、当該圏域の高齢者人口が 1 万人を超える場合にはこれを公民館区などに分割して、29 の「日常生活小圏域」とします。

なお、本市における介護保険法第 117 条第 2 項第 1 号の規定により定めることとされている「日常生活圏域」は、「日常生活小圏域」の 29 圏域とし、各圏域に地域包括支援センターを設置しています。



本市の日常生活小圏域



第1章

第2章

第3章

第4章

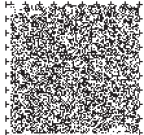
第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

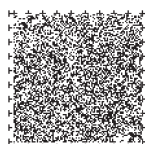


日常生活小圏域別の人口と高齢化率

区	日常生活小圏域名	総人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率
緑区	橋本	45,884	9,553	20.8%
	相原	26,010	6,843	26.3%
	大沢	32,764	9,060	27.7%
	城山	23,378	7,478	32.0%
	津久井	23,706	9,489	40.0%
	相模湖	7,213	3,037	42.1%
	藤野	7,863	3,189	40.6%
中央区	小山	20,835	4,918	23.6%
	清新	31,482	7,019	22.3%
	横山	14,303	3,683	25.7%
	中央	35,779	8,964	25.1%
	星が丘	17,769	4,684	26.4%
	光が丘	26,479	8,684	32.8%
	大野北第1	36,019	8,316	23.1%
	大野北第2	25,647	5,690	22.2%
	田名	30,472	8,384	27.5%
	上溝	33,605	9,005	26.8%
南区	大沼	23,820	6,824	28.6%
	大野台	18,316	5,230	28.6%
	大野中	20,324	4,756	23.4%
	上鶴間	49,535	8,990	18.1%
	大野南	29,720	7,275	24.5%
	麻溝	18,278	4,304	23.5%
	新磯	13,336	3,665	27.5%
	相模台第1	24,570	6,816	27.7%
	相模台第2	20,315	6,185	30.4%
	相武台	19,067	6,637	34.8%
	東林第1	22,020	5,835	26.5%
	東林第2	19,665	5,445	27.7%

資料：住民基本台帳

注：令和5年10月1日現在



2 日常生活圏域の現状と課題及び取組の方向性

圏域毎に作成中です。

内容については、計画策定後にぜひご覧ください。

第1章

第2章

第3章

第4章

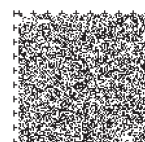
第5章

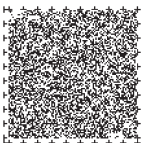
第6章

第7章

第8章

資料編





第1章

第2章

第3章

第4章

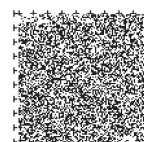
第5章

第6章

第7章

第8章

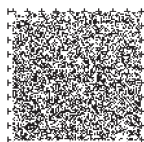
第6章 認知症施策推進計画



1 基本理念

みんなで支えあい 認知症とともに暮らせるまち さがみはら

- 認知症の人やその家族ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく希望を持って暮らし続けることができるよう、社会全体として認知症の理解を深め、認知症の人の意思が尊重される、認知症とともに暮らせるまちづくりを推進します。
- 認知症の人でも社会の一員として活躍できる「共生社会」の実現を推進します。
- 認知症の備え、早期の気づき・早期対応から容態の変化に応じた対応・介護者への支援まで、適切な医療・介護、継続的な社会とのつながりや地域の見守りなど、切れ目のない包括的な支援を推進します。



2 基本目標

基本理念の実現に向け、3つの項目を基本目標として掲げ、認知症施策推進計画の推進を図っていきます。

基本目標

1 認知症への理解を深めるための普及啓発と本人からの発信支援の推進

認知症は、誰もがなりうる可能性があり、誰にとっても身近なものとなっています。認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、社会全体として正しい知識や理解を深めるための普及啓発を行うとともに、認知症の人が意思を発信できる機会を拡充します。

基本目標

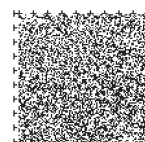
2 医療・ケア・介護サービス、介護者への支援

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう支援体制の充実に努めるとともに、医療・介護従事者の対応力向上に向けた取り組みや多職種の連携による切れ目のない包括的な支援体制の構築を推進します。

基本目標

3 若年性認知症の人への支援、社会参加支援、認知症の備え、認知症バリアフリーの推進

65歳未満で発症する「若年性認知症」の人に対する支援の充実、認知症の人の社会参加活動による社会的孤立の解消、認知症に備えるため運動不足の改善や生活習慣病の予防に向けた気づきや行動変容を促すとともに、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の取組を促進します。



3 認知症施策の展開

基本理念及び基本目標に基づき、次のとおり施策を展開していきます。

基本目標1 認知症への理解を深めるための普及啓発と本人からの発信支援の推進

— 現状と課題

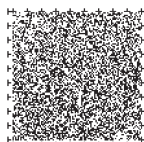
- ▶認知症に関する正しい知識や理解を深めるための普及啓発や本人の意思を発信できる機会の拡大などの支援が必要です。

== 今後の方向性

- ▶認知症の人が個性や能力を発揮して、希望や生きがいを持って暮らしていることなどについて普及啓発等を行うことにより、地域住民への理解を深めていきます。
- ▶「認知症サポーター養成講座」の講師となるキャラバン・メイトの養成・活動を支援し、認知症の人やその家族の「応援者」である認知症サポーターを増やしていきます。また、様々な場面で認知症サポーターが活躍できるよう活動を支援します。
- ▶認知症の日及び月間における普及啓発イベントなどにより、認知症の人の意思を発信できる機会を拡大します。

=== 主な取組

- ▶認知症の人やその家族の視点に立った普及啓発
- ▶認知症の人本人からの意思発信の機会の支援
- ▶認知症サポーターの養成と活動の支援
- ▶認知症の日及び月間に合わせた普及啓発
- ▶認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及と認知症の人の意思決定の支援



認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

決められない人だから
代わりに決めてあげる
から

本人の意思に基づいて
「本人が決める」ことの
支援へ

意思決定支援の重要性

○一人ひとりが自分で意思を形成し、それを表明でき、その意思が尊重され、日常生活・社会生活を決めていくことはとても重要なことであって、このことは認知症の人についても同様のことです。

意思決定支援とは

○認知症の人（認知症と診断された場合のほか、認知機能の低下が疑われ意思決定能力が不十分な人を含みます）であっても、その能力を最大限活かして、日常生活・社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるように行う、意思決定支援に関わる全ての人による本人支援、と示されています。

日常生活での「決める」の場面とは

- 自分の好きなものを食べる、選んだ服を着る
- 行きたいと思う場所に出掛ける など
- 入所中の施設の行事に参加する

※これまでの生活や価値観が反映される場面
日常生活が確保されることが尊重される場面

社会生活での「決める」の場面とは

- 住まいの場を選ぶ、祭り暮らしを選ぶ
- 介護・クアーズ・ピアスを着る など
- 自宅を売却する

※本人のにとって見過ごすことのできない重大な影響が生じる場面

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

ガイドラインを
読むには
こちらから▶▶

意思決定支援やガイドラインをもっと知りたい

▶▶ ガイドラインをくわしく解説してほしい(ガイドライン補助資料)

意思決定支援ガイドラインの読み方と活かし方

ガイドラインをどう読んで、どう活かすか、事例に沿って分かりやすく

▶▶ ガイドラインの説明を聞いてみたい(専門職研修動画教材)

意思決定支援ガイドライン研修(医療職向け組み込み型研修)

ご本人の声(メッセージ)もあります

意思決定支援ガイドライン研修(介護職向け組み込み型研修)

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

令和3年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及・定着に向けた調査研究事業 編

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

あなたの“決める”をみんなでさせよう

意思決定支援にかかわるすべての人を知っておいてほしいこと

できることはたくさんある。それを聴いてほしい、かなえたい。

意思形成
意思表明
意思実現

令和3年度
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

資料：令和3年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）
「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及・定着に向けた調査研究事業」編

第1章

第2章

第3章

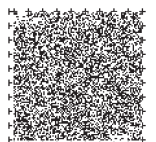
第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

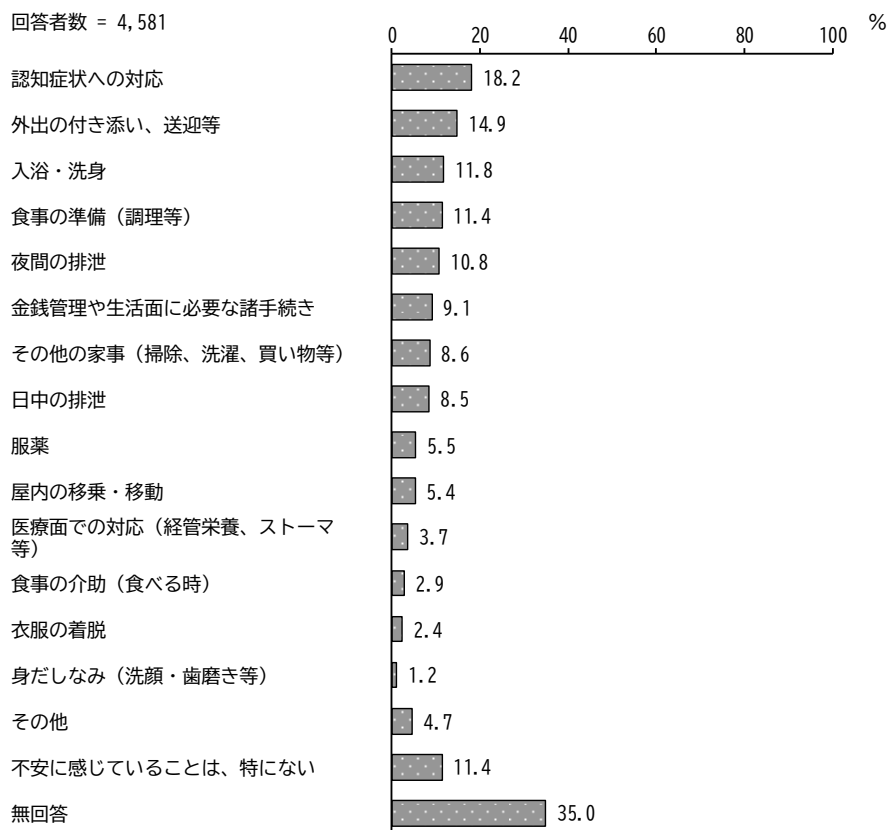


基本目標2 医療・ケア・介護サービス、介護者への支援

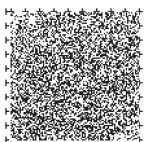
現状と課題

- ▶高齢者等実態調査の結果を見ると、介護者が現在の生活を続けていくに当たり、認知症への対応を不安に感じる方が多い状況です。
- ▶認知症の容態の変化に応じて、適切な医療・介護等の提供できる仕組みづくりが求められています。
- ▶認知症高齢者等の増加により、家族介護への更なる支援が求められます。

現在の生活を続けていくに当たり、主な介護者が不安に感じる介護等（3つまで選択）



資料：相模原市「高齢者等実態調査（介護保険認定者調査）」（令和4年度）



≡ 今後の方向性 ≡

- ▶認知症の人や認知機能の低下がある人を早期に気づき、安心して生活していくことができるよう支援体制の充実を図ります。
- ▶認知症の人が、それぞれの状況に応じて適切な医療・介護サービスが利用できるよう医療・介護体制の連携と充実に努めます。
- ▶家族介護について、専門職と情報共有し在宅生活の継続に向けた支援を推進します。

≡ 主な取組 ≡

- ▶認知症疾患医療センターの支援体制の充実
- ▶認知症地域支援推進員の活動の推進
- ▶認知症初期集中支援チームの活動の推進
- ▶医療・介護従事者等の認知症対応力向上の促進
- ▶支え手帳（認知症地域連携パス）の普及促進等による医療介護関係者の情報共有の支援
- ▶保健、医療、福祉等の連携による切れ目のない包括的な支援体制の推進
- ▶家族等の介護者への支援の充実（84ページを参照）

第1章

第2章

第3章

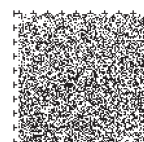
第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

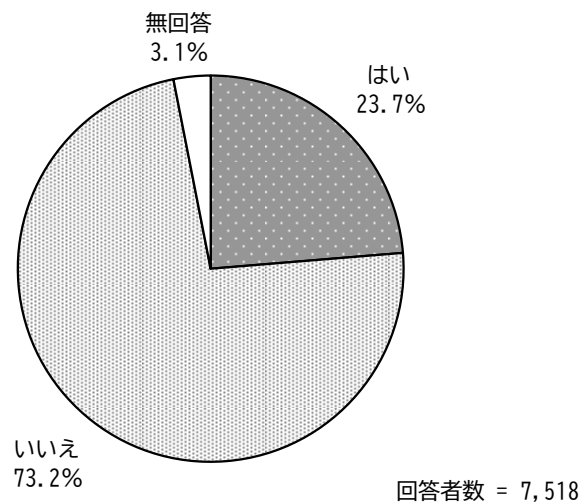


基本目標3 若年性認知症の人への支援、社会参加支援、認知症の備え、認知症バリアフリーの推進

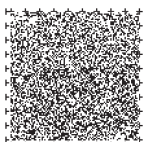
現状と課題

- ▶高齢者等実態調査の結果を見ると、回答者の約7割が認知症に関する相談窓口を把握していない状況です。
- ▶認知症であってもなくても、地域の高齢者が身近に通うことができる「通い（集い）の場」を拡充することが必要です。
- ▶若年性認知症については、社会的な認知度も十分でないことや相談窓口が明確になっていないことなどから、継続的な支援につながりにくい状況です。
- ▶認知症の人やその家族のニーズに合った支援を行う仕組みづくりが求められています。
- ▶認知症の人は、症状の軽い人から重い人まで様々であり、また、認知症と診断されていなくても軽度認知障害（MCI）のある人や認知機能が低下している人もいます。こうした方々が抱えている問題を理解し個々の状況に応じた支援が求められます。

認知症に関する相談窓口の認知度



資料：相模原市「高齢者等実態調査（高齢者一般調査）」（令和4年度）



今後の方向性

- ▶認知症に関する相談支援体制の充実、認知症の人や家族支援の大切な基盤となることから、相談支援体制の充実や相談窓口の周知等に取り組みます。
- ▶若年性認知症の人の相談窓口を設置するなど支援の充実に取り組みます。
- ▶認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、認知症の人やその家族のニーズに合った支援につなげる仕組み（チームオレンジ）に取り組みます。
- ▶運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会参加活動による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症になることを遅らせたり進行を緩やかにする可能性が示唆されていることから、身近に通うことができる「通い（集い）の場」の拡充に取り組みます。
- ▶認知症を発症する以前からの理解、発症への気づきと適切な医療・介護、継続的な社会とのつながりや地域の見守りなど、認知症へ備えるための取組を推進します。
- ▶地域の身近な場所で、認知症の人やその家族が相談、リフレッシュできる交流の場づくりを推進します。
- ▶認知症高齢者・障害者等SOSネットワークシステム（見守りシール事業を含む。）等の周知と協力体制を推進します。
- ▶認知症の人の権利擁護、成年後見制度等の周知や利用促進を推進します。
- ▶認知症の人が自立した日常生活や社会生活ができるようバリアフリー化を促進します。

主な取組

- ▶若年性認知症の人の、相談・就労・社会参加、家族との交流会の推進
- ▶認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）による地域づくりの推進
- ▶認知症カフェ等の「通い（集い）の場」の拡充
- ▶健康づくり、介護予防と連携した取組の推進
- ▶行方不明になった際の早期発見の取組の推進
- ▶消費者被害の防止、交通安全の普及啓発
- ▶多様な主体と連携し認知症の人の生活におけるバリアフリー化の促進

第1章

第2章

第3章

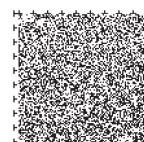
第4章

第5章

第6章

第7章

資料編



チームオレンジの取組の推進

◆「チームオレンジ」とは

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーター（※）を配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

（※）認知症地域支援推進員を活用しても可

【事業名】認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（地域支援事業交付金）

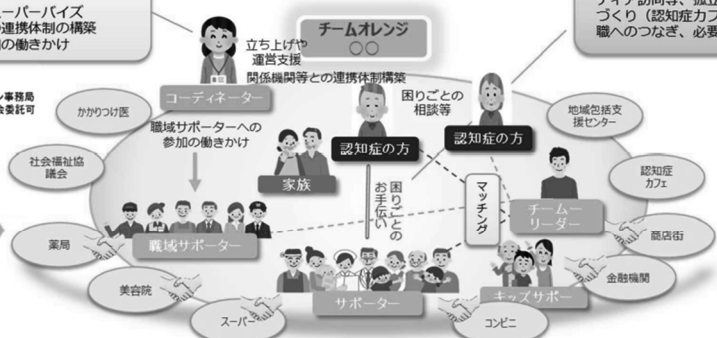
【認知症施策推進大綱：KPI/目標】2025（令和7）年

・全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）を整備

- ・仕組みづくりに関する検討会の開催
- ・チームの立ち上げ支援
- ・チームの運営に対するスーパーバイズ
- ・地域の企業や事業者との連携体制の構築
- ・職域サポーターへの参加の働きかけ

見守り・声かけ、話し相手、外出支援、ボランティア訪問等、孤立しないための関係づくり（認知症カフェの同行・運営参加）、専門職へのつなぎ、必要な窓口の紹介等

【ステップアップ実施主体】
 ◎市町村認知症サポーターキャラバン事務局
 ◎市町村キャラバン・メール連絡協議会委託可
 （ステップアップ研修）



- チームオレンジ三つの基本
- ①ステップアップ講座修了及び予定のサポーターでチームが組まれている。
 - ②認知症の方もチームの一員として参加している。（認知症の人の社会参加）
 - ③認知症の人と家族の困りごとを早期から継続して支援ができる

認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備

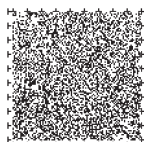
資料：厚生労働省資料

認知症は、一般的には高齢者に多い病気ですが、65歳未満で発症する「若年性認知症」もあります。

若年性認知症は働き盛りの世代で発症するため、本人だけでなく、家族の生活への影響が大きくなりやすい特徴があります。

病気のために仕事に支障が出たり、仕事をやめることになって経済的に困難な状況になってしまう場合もあります。また、子どもが成人していない場合には、親の病気が与える心理的影響が大きく、教育、就職などの人生設計が変わることになりかねません。更には、本人や配偶者の親の介護が重なることもあり、介護者の負担が大きくなります。

若年性認知症は、企業や医療・介護等の現場でも認識が不足している現状にあり、社会全体での認知度を高めていく必要があります。



4 認知症施策の推進に係る指標

認知症施策の推進に係る毎年度の目標達成度を測定し、その結果について評価・検証・分析を行い、次年度事業及び次期計画へ反映するため、次の指標を設定します。

指標1 認知症本人発信支援

基準値（令和4年度）	目標値（令和8年度）	備考
2回	6回以上	

【考え方】

認知症への理解を深めるため、認知症の人が自身の思いや希望を自らの言葉で発信する場（機会）の拡充を目標とします。

指標2 認知症サポーター、キャラバン・メイト養成者数

基準値（令和4年度）	目標値（令和8年度）	備考
58,511人	75,000人	総人口に占める割合の全国平均値（10.8%）を目標とする

【考え方】

地域や職域等で認知症の正しい知識と理解を広げるため、認知症サポーター等の拡充を目標とします。

指標3 若年層向けの認知症サポーター養成講座実施回数

基準値（令和4年度）	目標値（令和8年度）	備考
20回	60回	各日常生活小圏域において、おおむね2回程度の実施を目標とする

【考え方】

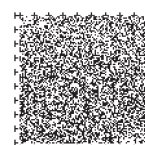
認知症への理解を幅広く地域に定着させるため、認知症の人と接する機会の少ない若い世代に対する認知症サポーター養成講座の拡充を目標とします。

指標4 認知症カフェの設置数

基準値（令和4年度）	目標値（令和8年度）	備考
28か所	50か所	年6か所以上の設置を目標とする

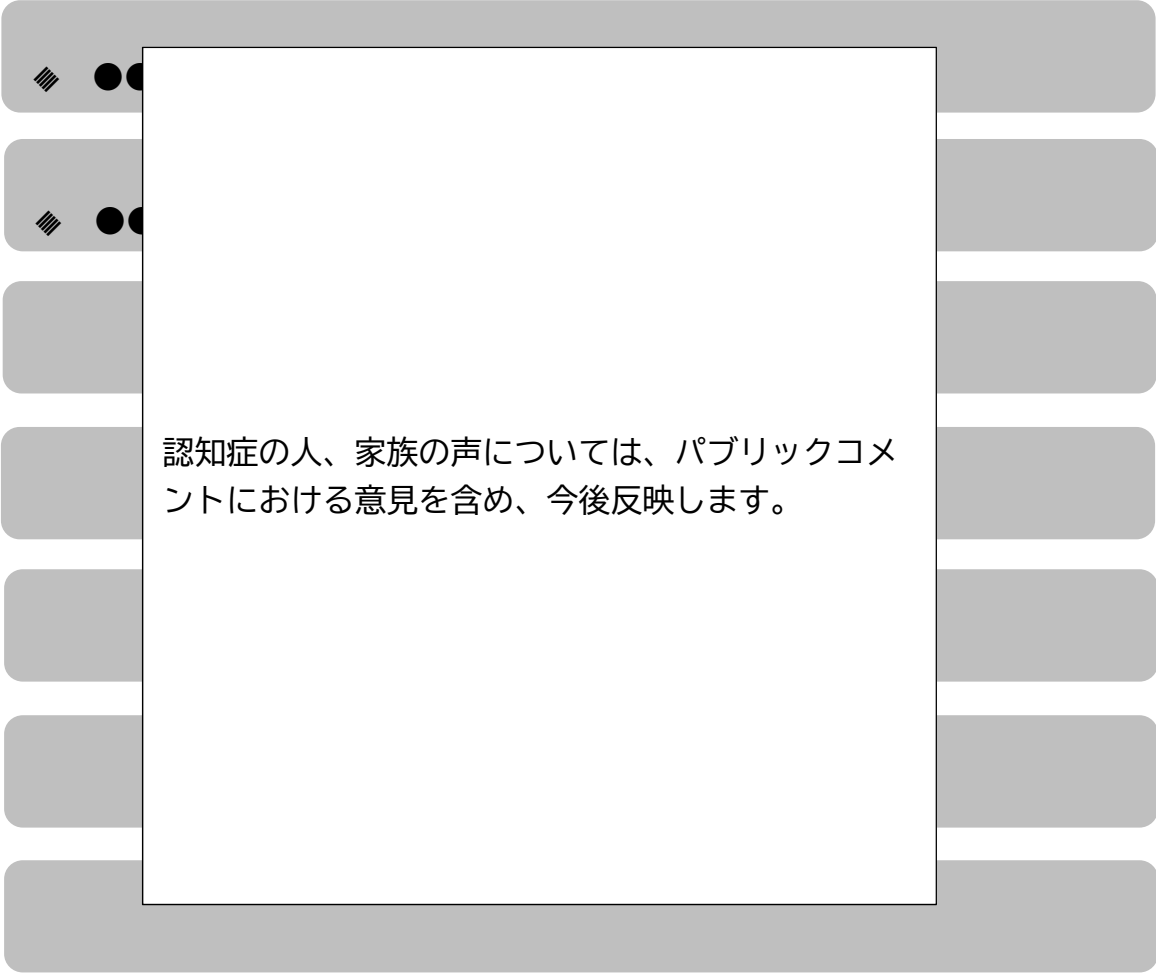
【考え方】

認知症の人やその家族の社会参加を図るため、認知症カフェの拡充を目標とします。

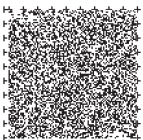


認知症の人、家族の声

本市では、「みんなで支えあい 認知症とともに暮らせるまち さがみはら」を目指して、認知症の人や家族の声を聞きながら、認知症施策を推進します。



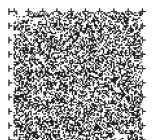
認知症の人、家族の声については、パブリックコメントにおける意見を含め、今後反映します。

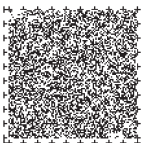


第7章 介護保険事業量及び介護保険料

現在、国から介護報酬の改定内容等が示されておられません。

明らかになり次第、介護保険事業量及び介護保険料を設定し、計画に掲載します。





第1章

第2章

第3章

第4章

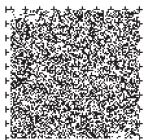
第5章

第6章

第7章

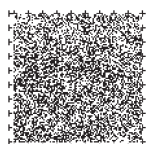
資料編

資料編



1 計画策定の経過

開催日	議題等
令和5年5月～6月	オープンハウス型の意見聴取（緑区、中央区、南区、津久井地区）
令和5年5月～8月	関係団体等への意見聴取の実施
令和5年7月6日	相模原市社会福祉審議会第43回（令和5年度第1回）高齢者福祉等専門分科会 ・計画（素案）について（諮問） ・計画の策定について
令和5年7月27日	第42回相模原市地域包括支援センター運営協議会 ・計画の策定について
令和5年8月24日	相模原市社会福祉審議会第44回（令和5年度第2回）高齢者福祉等専門分科会 ・計画（素案）について
令和5年9月6日	一般社団法人高齢者福祉施設協議会との意見交換 ・計画の策定について
令和5年9月14日	相模原市社会福祉審議会第45回（令和5年度第3回）高齢者福祉等専門分科会 ・計画（素案）について
令和5年10月5日	相模原市社会福祉審議会第46回（令和5年度第4回）高齢者福祉等専門分科会 ・計画（素案）について ・答申（案）について
令和5年10月13日	第21回相模原市在宅医療・介護連携推進会議 ・計画について
令和5年10月24日	相模原市社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会からの答申
令和5年12月15日～ 令和6年1月22日	パブリックコメントの実施



相模原市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)、相模原市社会福祉審議会条例(平成14年条例第43号。以下「条例」という。)及び相模原市社会福祉審議会条例施行規則(平成15年相模原市規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、相模原市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査部会)

第2条 条例第7条の審査部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- (2) 身体障害者手帳の交付申請に添える診断書を発行する医師の指定に関する事項
- (3) 指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)の指定に関する事項

(部会)

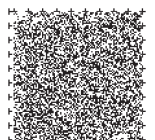
第3条 条例第8条の児童部会、児童相談所措置部会及び児童虐待検証部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童部会は、里親の認定等を市が行う場合の意見のほか、児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。)の設置又はその施設の設置者への事業停止命令を行う場合及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条第1項に規定する施設の事業停止又は施設閉鎖命令をする場合の意見を具申する。
- (2) 児童相談所措置部会は、里親への委託、児童養護施設等の施設への入所等の措置をとる場合、これらの措置の解除、停止又は変更する場合の意見、一時保護の継続等に関する意見及び被措置児童等虐待を受けたと思われる児童の通告に係る意見を具申する。
- (3) 児童虐待検証部会は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第4条第5項に規定する事例の分析及び調査研究に関することを調査審議する。

(決議)

第4条 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。この場合において、審査部会長は、これを身体障害者福祉専門分科会長及び委員長に報告するものとする。

2 審査部会長は、委員に対し書面による意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。



3 条例第6条第8項の規定にかかわらず、委員長が特に認める場合は、審議会を開催し、決議することができる。

(庶務)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- (1) 民生委員審査専門分科会 生活福祉課
- (2) 身体障害者福祉専門分科会 地域包括ケア推進課
- (3) 身体障害者福祉専門分科会審査部会 障害者更生相談所
- (4) 児童福祉専門分科会 こども・若者政策課
- (5) 児童福祉専門分科会児童部会、児童相談所措置部会及び児童虐待検証部会こども家庭課
- (6) 高齢者福祉等専門分科会 地域包括ケア推進課

(委任)

第6条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、専門分科会長、審査部会長及び部会長が会議に諮って決定する。

2 前項の決定事項は、専門分科会長はこれを委員長に、審査部会長はこれを身体障害者福祉専門分科会長及び委員長に、部会長はこれを児童福祉専門分科会長及び委員長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

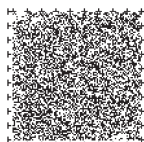
附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則



この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 章

第 2 章

第 3 章

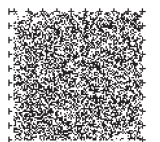
第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

資料編

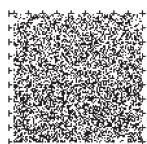


社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会 委員名簿

(任期 令和5年4月10日から令和7年4月9日まで)

委員名	所属等	備考	
1	相澤由美	相模原人権擁護委員協議会	
2	阿部匡秀	一般社団法人相模原市高齢者福祉施設協議会	職務代理
3	石黒雄彦	相模原市老人クラブ連合会	
4	佐藤聡一郎 (令和5年7月6日まで) 梅澤慎一 (令和5年7月7日から)	一般社団法人相模原市医師会	
5	大貫君夫	相模原市民生委員児童委員協議会	
6	梶川義人	日本虐待防止研究・研修センター	
7	笹野章央	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会	会長
8	篠塚実希子	相模原市自治会連合会	
9	島森政子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会	
10	田中雄一郎	相模原市歯科医師会	
11	羽田 彌	特定非営利活動法人相模原ボランティア協会	
12	森谷郁美	相模原公共職業安定所	

(敬称略、50音順)



2 用語解説

あ行

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのことをいいます。

アセスメント

利用者の有する日常生活上の能力や利用者が既に提供を受けている居宅サービスや介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいいます。

あんしんリンク（ケアマネタイム）

医療機関と介護事業所等との円滑な連携を促進することを目的として、医師の比較的連絡しやすい時間や連絡手段などの情報と、介護支援専門員の連絡先等についてまとめたものです。

一般介護予防事業

すべての高齢者を対象に高齢者が持つ能力を維持向上させることができるよう、実施される事業です。この事業には、体操や筋力トレーニング、介護予防教室、健康教室等が含まれています。

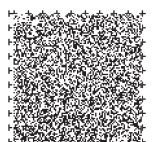
か行

介護支援ボランティア事業

高齢者の地域貢献等を奨励・支援するとともに、介護予防や生きがいづくりを促進するため、市内の受入協力機関（高齢者福祉施設など）で行った所定のボランティア活動の実績に応じて一定のポイントを付与し、蓄積されたポイントに応じて、報償金として還元するものです。愛称を「さがみはら・ふれあいハートポイント」としています。

介護予防ケアマネジメント

高齢者の介護予防を推進するため、その方の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、適切な支援が包括的かつ継続的に提供されるよう必要な援助を検討、実施することです。



介護予防サポーター

市が独自に育成を進めている介護予防の普及啓発、地域活動等を進めるボランティアのことで、市が主催する養成講座を受講した後、あらかじめ活動地域を登録し、各地域包括支援センターが実施する介護予防教室等で活動します。愛称を「悠遊（ゆうゆう）シニアスタッフ」としています。

基準緩和サービス

指定事業者により、現行相当サービス（訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス）よりも人員等の基準を緩和し、日常生活の援助に特化した訪問サービスや短時間の通所サービスを提供します。

- ・訪問型サービス：訪問介護員による掃除や洗濯などの生活援助サービスです。
- ・通所型サービス：通所介護事業所などでの軽体操やレクリエーションなどの運動機能向上を支援するサービスです。

※要支援1・2の人、基本チェックリストに該当する人が対象となります。

キャラバン・メイト

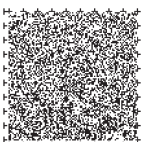
認知症サポーターを養成する講座で講師を務めるのが「キャラバン・メイト」です。キャラバン・メイトは「認知症サポーター養成講座」を開き、習得した体験等を市民に伝え、認知症サポーターを養成します。

ケアプラン

利用者が、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスなどを適切に利用できるように、ケアマネジャーが利用者の心身の状況や環境、本人・家族の希望等に応じてサービスの種類や内容等を定めた計画です。

軽度認知障害（MCI）

認知症とは診断されないものの、記憶力に障害があって物忘れの自覚があるが、記憶力の低下以外に明らかな認知機能の障害がみられず、日常生活への影響はないか、あっても軽度のものである場合です。



軽費老人ホーム

60歳以上で、自炊ができない程度の体の衰え等が認められる人または高齢のため独立して生活するには不安が認められる人で、家族の援助を受けることが困難な人のための福祉施設です。「ケアハウス」とも呼ばれます。

高齢者向け市営住宅

市営住宅のうち、65歳以上の単身または二世帯の方向けに提供している住宅です。

高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者が安全で安心して居住できるようにバリアフリー仕様（室内の段差解消や手すり設置）で整備された民間の賃貸住宅を公的賃貸住宅として認定した住宅です。入居資格は60歳以上の単身又は同居世帯で、緊急時対応サービス、安否確認サービス等を受けることができます。また、入居世帯の所得が一定以下の場合に家賃補助を受けられます。平成19年より特定優良賃貸住宅制度と高齢者向け優良賃貸住宅制度を併せて再編し、地域優良賃貸住宅を創設しています。

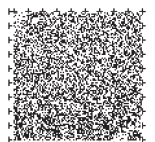
コミュニティソーシャルワーカー等

地域住民の困りごとを早期に発見し、専門機関や、住民活動による支援に結びつくよう調整を行うとともに、公民協働で困りごとの解決を図るための仕組みづくりや資源開発、ネットワーク構築、地域資源とのマッチングを行う役割を担っています。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅

平成23年改正の高齢者の居住の安定確保に関する法律により、従来の高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅が廃止され、新たに創設されたバリアフリー構造や一定の面積・設備を有し、ケアの専門家による見守りサービス（安否確認・生活相談）を提供する高齢者向けの住宅のことです。



災害時要援護者

高齢者、障害者、乳幼児、病人、妊産婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難である者をいいます（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条の「要配慮者」と同義）。

シニアサポート活動

住民団体やボランティア団体等により、地域の高齢者（要支援 1・2 相当の人）の身近な通いの場を設けたり、ごみ出しなどの生活支援を行います。

市民後見人

市区町村等が実施する研修を受講するなどして成年後見人として必要な知識・技術を身に付けた市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人のことです。被後見人等と同じ地域の住民という特徴を生かし、市民の目線、立場で後見活動を行います。

社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会

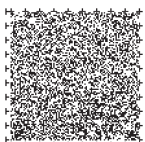
本市において社会福祉に関する事項を調査審議する社会福祉審議会の中に設けられている、高齢者福祉等について審議する分科会です。

シルバー人材センター

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）」に基づいて事業を行う、都道府県知事の許可を受けた公益社団法人です。相模原市に在住する原則 60 歳以上の定年退職者などの高年齢者に、そのライフスタイルに合わせた臨時的、短期的な雇用、就業機会を提供する等の活動を行っています。

成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分ではない認知症高齢者等が財産管理や福祉サービスの利用契約等において後見人等の援助が必要であり、かつ、申立てを行うものがない場合に、市長が後見等開始のための申立てを行う事業です。また、一定の条件により、申立てにかかる費用及び成年後見人等への報酬助成を行います。



た行

第1号被保険者

介護保険の被保険者のうち、65歳以上の方を「第1号被保険者」、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を「第2号被保険者」と言います。

地域ケア会議

地域包括支援センターが主催する地域の関係者や医療、介護等の多職種が連携し、高齢者が地域において、自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関して検討を行う会議です。本市では、個別事例の適切な支援の検討や事例の蓄積から地域課題を抽出する個別事例部会と、地域課題や地域資源の開発等を検討する地域づくり部会を開催しています。

民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、自治会、老人クラブ、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護施設関係者、ボランティアグループ、NPO等の関係者が参加します。

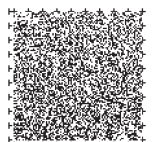
地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を持って自分らしく自立した日常生活を営むことができる社会の実現に向けて、医療、介護、介護予防、住まい等の生活支援を包括的に提供するシステムのことです。

地域包括支援センター

高齢者の保健・福祉・介護についての相談をより身近なところで受けられるように、市が社会福祉法人等に委託し、設置しているものです。

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（ケアマネジャー）等の専門職を配置し、高齢者や家族介護者からの様々な相談を電話や訪問等により対応するほか、在宅福祉サービスや介護保険の申請代行、歩行器・車椅子などの紹介、介護予防に関する教室の開催等も行っています。



地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの設置、運営及び地域包括ケアに関することなどについて、審議、答申などを行います。

委員は、介護保険サービスの事業者や、医師等の職能団体、介護保険の被保険者、市自治会連合会等の地域団体、学識経験者などで構成されています。

地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするために、身近な市町村で提供されるサービスです。

中核機関（さがみはら成年後見・あんしんセンター）

認知症や障害等により、判断能力が十分でなくなった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるような環境づくりのため、市社会福祉協議会が運営する窓口のことです。主に日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進事業に取り組んでいます。

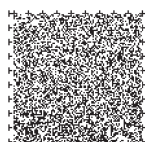
中核機関としては、成年後見制度の周知・啓発、関係機関に対する専門的な助言、最適な成年後見などの候補者の選定・受任調整、親族後見人などの支援の4つの役割があります。

超高齢社会

高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）が21%を超えている社会のことを指します。

特殊詐欺

犯人が電話やハガキ等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させるなどの犯罪のことです。



な行

認知症高齢者・障害者等SOSネットワークシステム（見守りシール事業含む。）

認知症高齢者、障害者等の行方がわからなくなった場合に、警察や交通機関、福祉関係機関等の協力により、早期発見を支援するネットワークのことです。また、見守りシール事業として、二次元コードが印字されたシールの配布や、専用のコールセンターの設置により、行方不明者の身元照会、家族への迅速な連絡等ができるものです。

認知症サポーター（養成講座）

認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族を温かく見守る「応援者」です。認知症サポーターは、規定の講座（認知症サポーター養成講座）を受講すれば誰でもなることができます。

認知症サポーター養成講座を受講すると、認知症サポーターとなり認知症サポーターカードが渡されます。

は行

バリアフリー

建築用語として、道路や建築物の入口の段差などを除去することを意味していますが、それ以外にも、社会的・制度的・心理的なバリア除去という意味で用いられます。

ま行

メンタルヘルス

精神面における健康（心の健康）のことです。

や行

有料老人ホーム

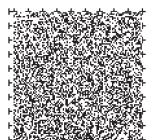
おおむね60歳以上の人が入居し、食事の提供、介護の提供、家事の供与、健康管理等のサービスを受けることができる施設です。

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方のことを言います。

要介護状態

寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態を指します。



ら行

レスパイトケア

家族等が日常的に行っている介護を一時的に代替・支援し、リフレッシュしてもらうことで、家族等の介護の負担を軽減させることです。介護保険制度においては、通所介護や短期入所生活介護等のサービスがその機能を担っています。

老人クラブ

国や地方自治体から助成を受けて、地域の仲間と共同して、自主的に行うさまざまなクラブ活動を通じて高齢者の仲間づくり、生きがいと健康づくりを目指している組織です。

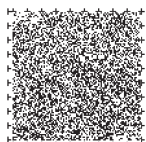
老人福祉センター

高齢者が、生きがいを高めるために、教養の向上、健康の保持増進やレクリエーション、仲間づくりなどに積極的に利用していただき、より明るく活力に富む日々を過ごしていただけるように設置された施設です。本市には、「老人福祉センター溪松園」、「老人福祉センター若竹園」及び「津久井老人福祉センター」があります。

ABC

ICT

情報処理及び情報通信に関する技術の総称です。



第1章

第2章

第3章

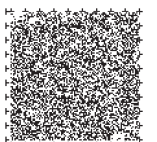
第4章

第5章

第6章

第7章

資料編



第9期 相模原市高齢者保健福祉計画

発行 令和6年3月

相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部地域包括ケア推進課・介護保険課
都市建設局まちづくり推進部住宅課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
電話 042-769-9222 (直通)
FAX 042-759-4395

